仲裁ＡＤＲ 統計年報

（全国版）

2015 年度（平成 27 年度）版

（自：平成 27 年 4 月 1 日　至：平成 28 年 3 月 31 日）

日　本　弁　護　士　連　合　会

ＡＤＲ（裁判外紛争解決機関）センター

は　じ　め　に

１９９０年（平成２年）３月１５日，第二東京弁護士会は全国の弁護士会に先駆けて「仲裁センター」を発足させた。前年のシンポジウムでは「二弁の仲裁センターが失敗したら，日本の裁判外紛争解決の制度がダメになる」との激励を受けたが，４半世紀を経た現在，各種の裁判外紛争解決制度がそれなりに運営されているのは，第二東京弁護士会仲裁センターの発足の当初から関与している者として深い感慨を覚える。本年９月１日から栃木県弁護士会紛争解決センターが活動を開始したが，弁護士会ＡＤＲが，５２弁護士会のうち３３会（３６センター）に留まっているのは，残念である。未設置の弁護士会には，是非ともＡＤＲの良さを理解していただいて，ともに「裁判と並ぶ紛争解決制度」の運営をして，国民の権利の実現に寄与していただきたいと考えている。

この間，日本弁護士連合会は２００１年（平成１３年）６月にＡＤＲ関係の調査研究と各弁護士会の裁判外紛争解決機関の連絡・調整のためにＡＤＲ（裁判外紛争処理機関）センターを立ち上げた。委員会の名称は，ＡＤＲの日本語訳の変遷に伴い，２００６年（平成１８年）１１月にＡＤＲ（裁判外紛争解決機関）センターに変更されたが，１９９７年（平成９年）から全国仲裁センター連絡協議会が運営していた協議会を，２００３年（平成１５年）９月に開催された第７回協議会からは，日本弁護士連合会と担当弁護士会が共催することとなった。当初は第二東京弁護士会が協議会の運営資金を負担してきたが，仲裁センターの運営で獲得していた資金が乏しくなったために，「仲裁統計年報」の編集・発行とともに，協議会の運営そのものも日本弁護士連合会に移譲されたものである。

「仲裁統計年報（全国版）」は，１９９８年（平成１０年）１０月に名古屋（当時）弁護士会で開催された第２回連絡協議会で刊行の提案がされて，１９９９年（平成１１年）６月に第１号が創刊された。今年も，仙台弁護士会での第２０回全国仲裁センター連絡協議会の開催にあわせて，「仲裁ＡＤＲ統計年報（全国版）」（平成２７年版）をお届けする次第である。今年の協議会は，愛知県弁護士会とともに活発な活動をされている「仙台弁護士会紛争解決支援センター」の１０周年記念行事としても開催されるが，充実した内容になることが期待される。

５年前の３月の東日本大震災では，仙台弁護士会が「震災ＡＤＲ」を設置して裁判所の調停よりも多くの紛争の解決に当たった。今年の４月には熊本県においてこれまでに経験したことのない連続地震が発生して多くの方が被災されている。去る８月２７日には熊本大学において震災ＡＤＲのシンポジウムが開催されたが，震災ＡＤＲの経験者である仙台弁護士会が講師役を買って出てくださったので，実りあるシンポジウムとなった。悲惨な災害があれば被害の回復のために法律家が寄与するべきであるのは，古くは関東大震災の頃から著名な法律学者が実践されてきたところである。私たち弁護士は，家を修繕することも怪我を治すこともできないが，人間関係にひずみが生じたときは，法的正義に基づくアドバイスをし，解決に向けて紛争当事者の背中を押して，「人間関係の復興」を手助けすることができるかもしれない。「災いを転じて福となす」べく，精進したいものである。

最後に，昨年度，及川健二前委員長が急逝され，昨年度のこの年報のはしがきが遺稿となっている。及川弁護士のＡＤＲに対する熱い想いを受け継いでいく所存であり，謹んで哀悼の意を表明する次第である。

２０１６年（平成２８年）９月

日本弁護士連合会ＡＤＲ（裁判外紛争解決機関）センター

委員長　　山　　﨑　　司　　平

目　　次

1　申立状況 1
(1) 月別・センター別申立件数一覧表
(2) グラフ

2　申立事件の終了状況 20
(1) 申立事件の終了状況一覧表
(2) 申立から終了までの事件の流れ（フローチャート）
(3) 用語の説明
(4) グラフ
①申立件数（センター別）
②センター別解決件数
③応諾状況
④不応諾事由
⑤解決事件の形式

3　申立事件・解決事件の紛争類型 26
(1) 紛争類型別受理事件一覧表
(2) 紛争類型別解決事件一覧表
(3) グラフ
①紛争類型別受理事件一覧
②紛争類型別解決事件一覧
③不法行為紛争の内容一覧（全センター）

4　専門 ADR の受理・解決状況 32
(1) 専門 ADR 受理事件一覧表
(2) 専門 ADR 解決事件一覧表

5　解決事件の紛争の規模 34
(1) 解決事件の紛争の規模別分類
(2) グラフ
①全センター
②センター別

6　解決事件の審理期間等 36
(1) 解決事件の審理期間等一覧表
(2) グラフ
①平均審理期間
②平均審理回数
③紛争の価額の平均額

7　弁護士の代理人関与状況 38
(1) 代理人選任率（対受理事件，対解決事件）
(2) グラフ
①解決事件と弁護士の関与の関係（全センター）
②同センター別

8　紛争規模と弁護士の関与状況 43
(1) 解決事件の紛争規模と弁護士の関与状況一覧表
(2) グラフ

９　解決事件中合議事件・専門家関与事件の件数 47

１０　紛争の主体による分類..... 48

１１　参考資料 49
(1)　【原発 ADR】　原子力損害賠償紛争解決センターにおける申立件数の結果等
（2016 年 7 月 29 日現在）
(2)　【金融 ADR】　協定申入・締結数一覧（2016 年 7 月末現在）
(3)　【金融 ADR】　移管調停・現地調停に関する協定書締結状況報告（2016 年 7 月末現在）
(4)　【金融 ADR】　事例紹介（2015 年度）

１２　センター紹介 76
各センター紹介　／　センターの住所・電話番号一覧

※「大阪・民」とあるのは「大阪弁護士会民事紛争解決センター」を，「大阪・総」とあるのは「公益社団法人総合紛争解決センター」をそれぞれ指す。

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
第二東京	H9	18	7	16	18	16	21	14	20	17	8	11	17	183
	H10	12	16	8	14	17	10	12	15	7	9	7	15	142
	H11	6	15	15	14	17	12	14	15	21	9	6	14	158
	H12	15	13	7	10	11	12	15	20	20	11	13	20	167
	H13	23	23	15	8	11	9	24	15	10	9	10	20	177
	H14	21	16	11	15	18	15	26	13	11	12	9	7	174
	H15	13	16	12	20	10	16	13	8	18	12	15	12	165
	H16	10	12	8	5	20	17	11	14	13	8	8	14	140
	H17	15	13	12	9	14	12	16	18	12	9	8	9	147
	H18	11	23	7	11	7	7	9	8	11	6	14	7	121
	H19	10	14	14	8	11	8	12	3	8	3	9	9	109
	H20	10	6	11	8	17	8	7	8	10	4	10	7	106
	H21	11	6	17	7	10	14	12	6	10	4	13	9	119
	H22	7	6	11	13	9	4	4	8	11	6	9	6	94
	H23	6	10	7	11	6	6	6	11	5	5	6	13	92
	H24	9	6	10	8	4	5	11	4	12	4	8	4	85
	H25	14	15	7	10	6	2	7	3	4	3	6	8	85
	H26	11	8	6	6	4	5	※1 10	7	6	4	14	2	83
	H27	8	6	10	6	8	3	4	6	14	4	2	7	78
		※1 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
大阪・民	H9	3	9	7	10	6	3	9	7	1	5	1	3	64
	H10	3	1	2	1	2	2	0	2	2	0	1	0	16
	H11	5	1	2	3	3	1	5	0	2	2	2	5	31
	H12	5	3	5	4	5	2	5	6	9	4	1	6	55
	H13	6	7	7	3	7	3	6	7	5	11	4	9	75
	H14	8	6	5	10	6	7	2	5	4	7	3	8	71
	H15	11	8	10	13	8	11	9	11	15	7	12	11	126
	H16	5	10	9	10	8	8	9	6	11	4	6	5	91
	H17	3	2	8	1	7	3	6	17	8	6	2	4	67
	H18	2	5	5	4	8	6	8	3	6	2	5	7	61
	H19	5	3	2	3	5	6	7	4	6	5	6	11	63
	H20	7	11	5	6	6	9	8	7	17	4	6	8	94
	H21	6	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	12
大阪・総	H21	6	12	7	9	6	10	12	12	17	8	14	19	132
	H22	19	11	14	8	13	14	12	9	11	9	7	17	144
	H23	8	11	15	13	13	5	14	17	9	9	6	11	131
	H24	15	10	12	6	12	4	6	18	13	15	14	11	136
	H25	21	12	14	7	11	10	11	14	16	7	7	17	147
	H26	12	14	15	16	19	11	14	20	10	16	15	10	172
	H27	12	9	10	12	15	12	8	16	9	8	7	17	135
新潟県	H9	3	5	3	6	3	1	2	3	7	6	6	6	51
	H10	4	3	1	9	6	3	2	7	4	2	4	4	49
	H11	1	1	5	0	0	4	4	3	1	1	1	7	28
	H12	3	4	2	2	1	3	0	5	0	3	1	3	27
	H13	1	1	4	2	3	2	0	4	0	0	1	4	22
	H14	1	2	0	3	1	7	1	4	1	1	2	0	23
	H15	1	0	4	2	3	2	3	0	2	2	1	0	20
	H16	1	2	3	5	0	2	0	3	5	1	2	3	27
	H17	1	2	2	5	2	2	2	0	1	2	1	0	20
	H18	1	1	0	2	1	2	2	0	1	1	0	0	11
	H19	0	1	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	6

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H20	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	4
	H21	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3
	H23	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	0	5
	H24	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
	H25	0	1	1	1	1	1	0	0	2	0	0	0	7
	H26	1	2	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	6
	H27	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	4
東京	H9	6	10	7	6	7	8	7	6	8	9	9	15	98
	H10	8	6	3	8	7	7	8	10	3	3	4	7	74
	H11	9	12	8	8	4	7	4	5	10	9	6	14	96
	H12	7	11	9	10	14	10	20	8	11	6	10	12	128
	H13	9	18	17	14	22	12	10	16	7	6	9	15	155
	H14	13	11	11	11	9	5	15	14	15	14	8	12	138
	H15	12	14	8	6	16	12	14	11	7	6	7	16	129
	H16	4	8	9	12	16	10	11	6	14	8	9	17	124
	H17	12	14	8	4	9	9	7	8	4	10	6	9	100
	H18	8	4	12	10	11	4	10	9	6	5	11	22	112
	H19	10	7	5	8	6	12	13	12	8	10	11	5	107
	H20	5	10	9	11	7	9	10	5	11	1	11	16	105
	H21	14	5	8	14	12	4	8	6	8	4	5	6	94
	H22	6	3	10	3	6	3	6	15	9	4	4	6	75
	H23	6	6	7	5	10	11	12	15	7	5	8	3	95
	H24	5	7	10	12	7	8	6	9	5	6	7	8	90
	H25	4	10	11	11	8	8	4	13	6	6	5	4	90
	H26	4	3	9	15	2	14	7	12	9	11	9	13	108
	H27	14	11	8	9	14	5	10	5	6	5	5	5	97
広島	H9	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	7
	H10	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	5
	H11	1	0	1	1	2	1	0	2	0	2	1	0	11
	H12	1	3	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	7
	H13	1	1	0	1	0	2	1	0	0	0	1	0	7
	H14	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	1	6
	H15	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4
	H16	1	0	0	0	1	2	1	1	1	0	0	0	7
	H17	1	1	0	0	1	1	3	4	0	1	1	1	14
	H18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	H19	3	0	1	2	0	0	1	2	0	0	1	0	10
	H20	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	4
	H21	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	6
	H22	0	2	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	8
	H23	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
	H24	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	0	0	5
	H25	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4
	H26	0	0	1	1	0	3	2	0	0	2	1	0	10
	H27	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	4
横浜	H9	2	4	2	1	2	3	6	3	3	1	2	4	33
	H10	1	3	3	2	3	4	3	1	3	1	2	1	27
	H11	3	1	0	2	4	1	1	5	1	0	3	2	23
	H12	3	1	4	0	1	7	5	1	1	0	3	2	28
	H13	1	1	0	2	0	2	1	0	3	1	2	2	15

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H14	3	2	0	2	0	2	0	2	1	0	2	1	15
	H15	1	3	1	1	5	2	3	5	0	1	5	1	28
	H16	2	0	8	2	1	3	0	4	3	0	1	4	28
	H17	4	4	2	3	2	3	5	0	2	1	2	3	31
	H18	2	4	2	2	2	0	1	3	2	4	4	4	30
	H19	1	4	0	3	0	2	4	1	1	1	3	3	23
	H20	1	5	2	1	5	2	1	3	2	2	0	0	24
	H21	6	4	2	6	5	0	6	2	3	2	4	1	41
	H22	5	2	1	1	15	1	2	0	0	1	0	3	31
	H23	2	1	6	3	1	2	0	4	1	1	2	2	25
	H24	2	1	3	2	2	2	1	1	7	0	0	4	25
	H25	0	1	0	1	1	4	2	1	3	0	1	2	16
	H26	0	2	1	2	1	1	0	0	2	0	1	3	13
	H27	0	1	1	1	3	2	2	1	1	0	3	1	16
第一東京	H9	3	5	8	5	2	6	8	7	3	1	8	5	61
	H10	2	2	9	3	7	8	2	6	1	1	6	7	54
	H11	7	2	7	9	6	6	6	5	3	3	2	9	65
	H12	6	4	7	7	6	6	5	5	9	3	6	7	71
	H13	8	7	7	5	2	3	6	6	3	3	1	3	54
	H14	4	5	7	8	8	4	6	8	3	1	9	5	68
	H15	1	4	4	3	0	2	6	1	4	7	5	4	41
	H16	4	2	7	3	3	2	3	6	6	2	0	4	42
	H17	2	2	2	3	2	2	4	2	3	2	2	4	30
	H18	3	1	5	2	2	2	1	3	5	2	3	4	33
	H19	4	3	2	1	6	1	1	6	3	3	2	6	38
	H20	4	3	3	2	4	3	3	6	0	2	2	2	34
	H21	5	0	3	2	4	1	3	2	0	3	0	2	25
	H22	5	1	5	2	4	2	4	6	3	1	3	2	38
	H23	1	0	4	1	2	1	3	2	5	0	2	3	24
	H24	2	3	5	6	1	3	4	3	1	3	2	3	36
	H25	0	4	3	3	4	4	4	2	1	0	3	0	28
	H26	5	2	4	1	※2 2	1	0	1	5	5	1	9	36
	H27	3	1	1	3	1	1	5	2	2	0	2	2	23
		※2 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
埼玉	H9	2	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	7
	H10	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
	H11	1	0	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	6
	H12	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	5
	H13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H14	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	H15	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	8
	H16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H17	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	H18	0	0	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	5
	H19	1	2	1	1	1	1	0	3	0	0	1	0	11
	H20	3	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	9
	H21	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	1	5
	H22	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	1	0	5
	H23	0	0	0	0	2	0	1	3	1	0	1	1	9
	H24	0	1	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	7
	H25	3	1	0	0	1	0	0	0	2	1	2	0	10

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H26	1	2	0	2	0	1	0	1	0	1	1	0	9
	H27	0	1	1	1	0	1	2	0	1	0	1	1	9
岡山	H9	14	9	9	7	3	7	12	5	4	3	7	12	92
	H10	7	4	10	5	2	5	7	9	9	5	8	8	79
	H11	19	17	8	9	15	12	18	16	9	7	15	8	153
	H12	17	22	11	17	17	22	13	16	9	16	20	10	190
	H13	14	20	8	16	15	11	7	14	14	15	7	8	149
	H14	13	9	21	17	14	21	15	16	12	9	17	20	184
	H15	26	14	13	17	10	14	14	13	12	3	12	11	159
	H16	13	9	15	10	12	7	6	7	12	7	13	9	120
	H17	10	13	7	7	10	11	7	9	7	3	11	9	104
	H18	11	3	11	9	9	8	8	5	5	8	11	5	93
	H19	10	6	1	7	6	5	11	8	7	6	9	12	88
	H20	8	10	10	12	11	7	10	11	10	7	7	10	113
	H21	8	6	11	5	5	8	5	5	13	12	12	3	93
	H22	10	14	9	9	8	9	8	12	2	7	4	5	97
	H23	9	1	8	3	3	7	8	7	4	0	1	4	55
	H24	3	5	7	5	4	3	3	1	2	2	1	7	43
	H25	1	5	3	8	6	3	3	2	9	3	4	3	50
	H26	3	2	3	2	8	2	1	4	7	2	3	4	41
	H27	4	2	8	7	2	3	3	5	5	2	5	3	49
愛知県	H9	4	6	10	8	9	3	7	2	5	4	2	4	64
	H10	4	5	10	11	8	3	2	7	10	8	5	7	80
	H11	4	11	8	8	5	11	12	7	10	12	17	13	118
	H12	5	7	13	9	12	8	12	18	11	5	9	17	126
	H13	11	17	14	10	10	13	15	15	6	20	16	11	158
	H14	14	16	17	15	22	15	16	12	17	18	15	11	188
	H15	12	25	24	20	19	17	24	13	29	9	16	15	223
	H16	22	20	19	16	17	22	14	16	23	22	14	23	228
	H17	15	20	26	17	13	16	14	16	26	15	12	18	208
	H18	21	12	11	18	16	10	21	16	15	9	19	25	193
	H19	26	31	16	24	17	24	34	29	19	15	19	23	277
	H20	33	25	25	15	35	24	26	20	21	16	16	27	283
	H21	23	19	21	17	23	22	16	26	32	15	19	25	258
	H22	32	22	20	26	19	13	18	12	20	14	16	21	233
	H23	18	16	20	16	19	24	12	15	13	20	26	19	218
	H24	25	22	21	17	9	14	27	11	18	18	14	18	214
	H25	16	23	14	21	9	24	15	12	11	8	16	17	186
	H26	10	15	6	30	12	13	17	13	9	6	14	14	159
	H27	12	15	18	26	15	21	13	13	20	16	19	15	203
西三河	H11	6	2	4	4	4	5	5	7	4	9	5	3	58
	H12	4	3	8	5	9	5	9	0	6	2	5	7	63
	H13	9	5	7	4	2	7	7	3	2	7	1	1	55
	H14	4	6	2	5	7	3	2	5	4	6	2	3	49
	H15	5	5	3	8	5	0	7	4	8	4	6	7	62
	H16	2	1	5	3	4	5	1	2	8	2	1	2	36
	H17	1	4	2	3	6	4	2	1	0	6	0	3	32
	H18	4	0	0	3	4	5	3	2	4	1	4	2	32
	H19	5	1	4	2	2	4	4	3	3	2	3	4	37
	H20	2	3	3	3	2	2	5	4	1	2	3	8	38
	H21	3	1	3	5	1	3	3	2	0	2	2	6	31

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H22	0	1	3	2	1	0	5	2	4	1	2	3	24
	H23	1	1	1	2	3	3	5	4	3	0	0	2	25
	H24	2	3	4	2	4	2	5	1	0	0	2	2	27
	H25	3	2	3	1	5	2	4	0	1	1	1	4	27
	H26	0	4	4	8	1	2	0	6	6	0	3	10	44
	H27	4	1	2	1	2	1	2	6	1	5	2	1	28
岐阜県	H11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H12	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	H13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H15	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H17	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H18	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H20	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	H21	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	H22	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	H23	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
	H24	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	H27	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
石見	H14								1	0	0	0	0	1
	H15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	H12							2	4	0	0	0	0	6
	H13	2	1	0	2	3	0	0	0	0	0	2	1	11
	H14	4	2	1	1	1	1	0	2	2	0	1	0	15
	H15	4	3	3	4	3	2	1	2	2	1	1	3	29
	H16	0	2	2	1	3	0	0	0	2	0	1	0	11
	H17	0	2	1	2	2	0	1	1	1	1	2	3	16
	H18	2	2	2	1	2	0	6	0	0	1	1	1	18
	H19	1	2	0	0	1	0	2	2	1	1	0	5	15
	H20	1	3	2	4	1	3	3	2	4	4	3	2	32
	H21	7	3	2	2	3	7	4	4	3	6	2	3	46
	H22	3	2	8	2	2	2	5	5	5	8	3	3	48
	H23	3	4	5	2	5	11	4	3	2	2	6	4	51
	H24	1	3	4	3	6	1	7	7	5	0	4	3	44
	H25	3	5	4	8	1	3	1	3	3	4	2	3	40

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H26	0	4	2	2	4	6	5	3	3	3	7	2	41
	H27	5	1	4	5	2	2	2	2	0	3	2	6	34
兵庫県	H13	3	1	4	4	7	2	2	2	5	6	10	6	52
	H14	9	8	6	12	6	6	3	4	4	0	6	7	71
	H15	7	5	3	10	4	2	10	5	8	3	8	2	67
	H16	3	3	7	9	1	5	6	5	3	2	5	3	52
	H17	6	4	1	3	8	2	3	9	5	4	6	3	54
	H18	2	5	9	2	5	4	4	3	3	2	5	4	48
	H19	2	4	1	1	1	1	0	1	0	2	0	2	15
	H20	3	0	0	1	4	1	3	2	1	1	3	0	19
	H21	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	6
	H22	1	0	4	0	0	1	0	0	1	1	1	1	10
	H23	0	0	1	1	0	2	0	0	1	0	2	2	9
	H24	1	0	1	0	1	1	1	3	0	1	0	1	10
	H25	2	0	0	1	1	0	0	2	2	3	3	1	15
	H26	1	1	0	1	1	2	4	1	0	3	0	2	16
	H27	1	0	0	1	0	2	1	2	1	0	0	1	9
山梨県	H14			2	1	0	3	0	1	0	0	1	0	8
	H15	0	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	5
	H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H17	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
	H18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
	H20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H25	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	H26	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	H27	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
奈良	H14			1	2	0	1	1	1	1	0	0	0	7
	H15	1	0	4	1	1	1	0	0	2	3	2	0	15
	H16	0	2	1	1	1	1	1	0	1	0	2	0	10
	H17	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	8
	H18	2	4	1	2	0	1	2	0	1	0	2	1	16
	H19	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	3
	H20	0	0	1	2	1	0	0	1	1	0	0	0	6
	H21	0	0	0	2	1	1	1	0	1	0	1	0	7
	H22	3	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	7
	H23	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3
	H24	0	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	5
	H25	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0	5
	H26	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	H27	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
天神	H14									2	5	15	5	27
	H15	1	3	5	3	3	4	2	3	2	1	2	4	33
	H16	3	2	2	3	1	4	4	5	2	0	4	8	38
	H17	4	1	7	0	0	5	2	3	0	2	6	1	31
	H18	0	2	1	0	0	2	2	2	0	4	0	1	14
	H19	1	2	3	2	1	1	0	1	0	1	0	2	14

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H20	3	0	1	2	0	1	4	0	1	1	1	1	15
	H21	0	2	0	0	1	1	2	5	4	1	0	2	18
	H22	3	1	0	0	2	0	1	1	0	0	1	1	10
	H23	3	8	0	4	2	0	3	5	1	1	1	2	30
	H24	1	1	3	2	0	3	1	4	0	1	2	4	22
	H25	1	0	1	4	4	5	3	0	0	1	2	2	23
	H26	1	4	0	2	2	0	1	3	2	0	0	3	18
	H27	2	0	1	2	1	1	3	0	2	0	1	1	14
北九州	H14									0	2	0	0	2
	H15	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	H16	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	5
	H17	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	3
	H18	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3
	H19	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	6
	H20	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3
	H21	0	0	0	1	0	0	1	2	2	2	1	0	9
	H22	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	2	8
	H23	0	2	1	1	0	0	1	0	3	1	1	0	10
	H24	1	0	1	0	0	0	1	3	0	0	2	1	9
	H25	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
	H26	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	6
	H27	1	0	0	1	0	1	1	0	0	2	0	0	6
札幌	H17								2	3	3	2	2	12
	H18	5	4	7	1	2	3	1	7	5	3	4	1	43
	H19	2	1	5	14	3	0	6	6	5	2	1	1	46
	H20	0	2	2	3	5	3	3	3	2	1	1	1	26
	H21	0	1	1	0	1	3	2	0	2	0	0	0	10
	H22	1	1	0	1	1	1	3	1	1	0	1	3	14
	H23	1	4	0	0	2	0	3	2	2	2	3	4	23
	H24	1	0	1	6	3	1	2	1	0	0	3	4	22
	H25	0	1	3	1	2	3	3	3	2	2	2	2	24
	H26	4	3	2	2	2	0	1	1	0	1	2	1	19
	H27	1	1	5	2	0	1	1	1	4	1	3	0	20
仙台	H18	19	5	15	5	7	9	8	7	4	9	11	8	107
	H19	15	10	8	16	8	4	10	6	3	5	3	13	101
	H20	9	12	4	12	11	10	9	9	15	8	6	13	118
	H21	10	9	9	12	2	12	10	7	11	4	8	11	105
	H22	9	4	8	5	8	2	5	9	5	6	12	8	81
	H23	25	93	87	51	34	34	37	36	22	17	24	30	490
	H24	17	17	17	20	12	21	13	16	14	5	10	15	177
	H25	5	15	7	7	10	15	19	15	12	12	15	21	153
	H26	5	5	6	8	13	9	17	11	7	10	13	9	113
	H27	14	10	11	11	5	11	11	18	17	5	8	12	133
久留米	H18	0	0	0	2	7	2	0	1	2	1	0	0	15
	H19	2	1	2	0	1	1	1	0	1	0	0	0	9
	H20	3	0	0	0	0	1	2	1	2	0	1	0	10
	H21	4	0	1	0	0	0	2	1	3	0	1	2	14
	H22	1	0	0	2	1	0	2	1	0	0	0	1	8
	H23	1	0	1	0	2	1	0	1	1	0	1	3	11
	H24	1	0	1	4	0	3	1	0	3	0	1	0	14
	H25	1	2	0	0	2	0	1	1	0	0	1	0	8

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H26	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	5
	H27	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	3
愛媛	H18	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0	5
	H19	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4
	H20	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	4
	H21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	H22	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	2	0	6
	H23	1	1	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	6
	H24	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H26	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	1	5
	H27	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
山形県	H18										0	0	1	1
	H19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	H20	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	H21	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3
	H22	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	H23	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
	H24	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3
	H25	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
	H26	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	H27	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
静岡県	H19	8	4	2	12	1	4	0	2	1	5	2	0	41
	H20	2	0	1	2	3	1	1	1	2	0	2	0	15
	H21	2	0	6	2	0	2	0	1	1	1	0	4	19
	H22	1	4	2	2	1	1	0	1	1	0	2	0	15
	H23	0	2	1	2	3	0	2	1	0	0	0	0	11
	H24	2	2	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0	10
	H25	0	1	0	1	3	1	2	4	1	1	0	0	14
	H26	0	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	6
	H27	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
鹿児島県	H19							1	0	0	1	0	1	3
	H20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	H21	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H22	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H23	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H24	0	0	0	0	1	2	0	1	1	0	0	0	5
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	H27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	H19										3	4	2	9
	H20	1	1	1	0	1	2	1	2	1	0	0	1	11
	H21	1	0	1	0	0	0	2	0	1	1	0	1	7
	H22	0	0	3	1	0	1	1	0	0	1	1	0	8
	H23	3	2	0	0	1	0	1	2	1	0	0	0	10
	H24	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
	H25	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	1	6
	H26	1	2	0	0	0	1	※3　3	0	0	0	1	0	8
	H27	0	3	1	1	2	3	0	1	0	1	1	0	13
		※3 うち当初より仲裁合意がある事件として申し立てられたもの：1件												
富山県	H20	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H21	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5
	H22	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	H23	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	H24	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	H25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H26	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4
	H27	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	6
熊本県	H21					0	2	0	0	1	0	1	1	5
	H22	3	0	1	1	1	0	0	1	0	1	2	1	11
	H23	1	3	2	0	4	1	1	1	0	1	2	2	18
	H24	0	0	0	1	4	1	1	1	0	1	0	2	11
	H25	0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0	7
	H26	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	5
	H27	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
金沢	H23	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H24	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	4
	H25	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	H26	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	H27	1	0	0	0	1	0	0	4	1	0	2	2	11
滋賀	H23				0	0	0	0	1	0	0	1	1	3
	H24	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
	H25	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H27	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
山口県	H23									0	0	0	0	0
	H24	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	3
	H25	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	4
	H26	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	3
	H27	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
沖縄	H23									0	2	2	2	6
	H24	1	1	0	3	0	1	0	2	0	3	0	0	11
	H25	0	2	1	2	1	3	3	1	3	2	0	1	19
	H26	0	2	1	2	1	1	1	3	4	2	1	0	18
	H27	1	0	4	1	2	2	1	0	1	2	2	3	19
群馬	H24						2	3	3	3	0	1	3	15
	H25	1	2	0	2	0	2	0	0	1	1	1	1	11
	H26	0	1	1	3	2	1	1	0	2	0	0	0	11
	H27	1	0	1	2	0	1	1	0	1	0	0	0	7
和歌山	H25	4	2	2	2	1	1	5	1	0	0	1	3	22
	H26	3	2	5	1	3	1	3	0	0	1	0	3	22
	H27	1	0	4	1	2	1	0	0	1	0	2	2	14
合計	H9	56	55	64	63	49	54	65	54	48	38	47	67	660
	H10	41	41	46	54	52	42	37	58	39	29	39	50	528
	H11	62	62	58	60	60	61	70	66	61	54	58	76	748
	H12	67	71	67	65	77	76	86	84	77	51	69	84	874
	H13	88	102	83	71	82	66	79	82	55	78	64	80	930
	H14	94	83	87	103	94	90	87	88	77	76	90	81	1050
	H15	98	104	97	110	89	87	106	78	110	61	92	86	1118
	H16	71	74	96	80	89	88	67	75	105	56	67	92	960
	H17	77	85	79	62	78	71	73	91	73	65	61	69	884
	H18	94	75	89	74	84	66	91	73	71	59	94	94	964

1ー(1)表　月別・センター別申立件数一覧

（設立順）

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	H19	108	97	71	104	71	74	108	90	67	70	78	101	1039
	H20	98	93	86	89	116	90	97	86	101	55	75	99	1085
	H21	109	72	100	85	76	95	90	84	114	68	87	99	1079
	H22	112	78	99	82	95	58	80	84	77	64	75	84	988
	H23	89	166	166	118	116	114	113	131	85	67	97	108	1370
	H24	90	85	104	100	73	82	95	96	90	64	76	91	1046
	H25	79	108	77	93	82	94	91	79	82	62	74	91	1012
	H26	68	80	70	105	81	80	91	88	77	73	89	88	990
	H27	92	64	94	97	78	77	71	86	88	55	70	80	952

1ー(2)グラフ　月別申立件数

① 全センター合計

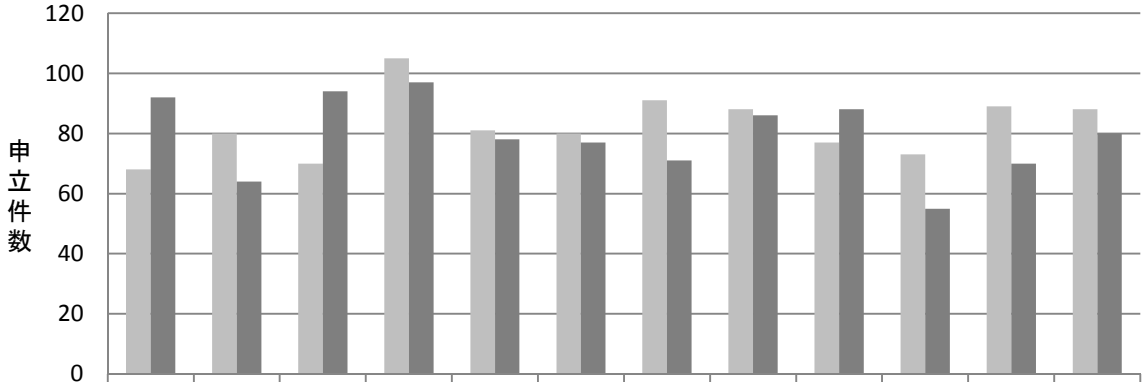

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H26	68	80	70	105	81	80	91	88	77	73	89	88
H27	92	64	94	97	78	77	71	86	88	55	70	80

② センター別

第二東京

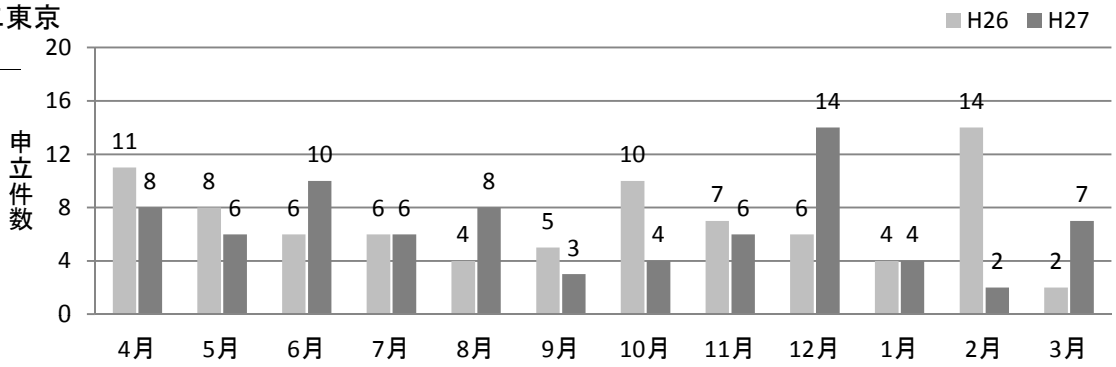

大阪（公益社団法人総合紛争解決センター）

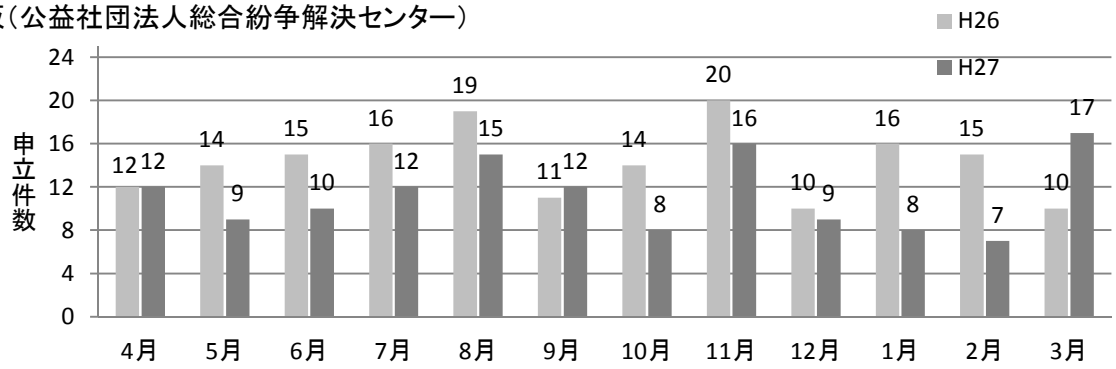

新潟県

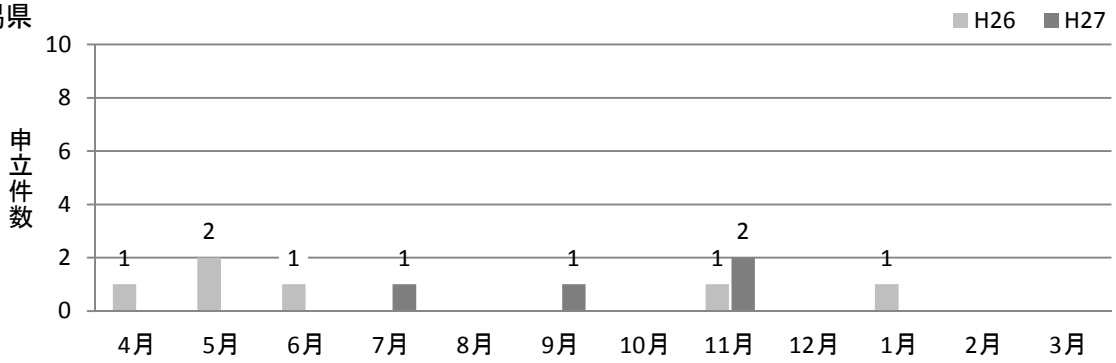

1ー(2)グラフ　月別申立件数

東京

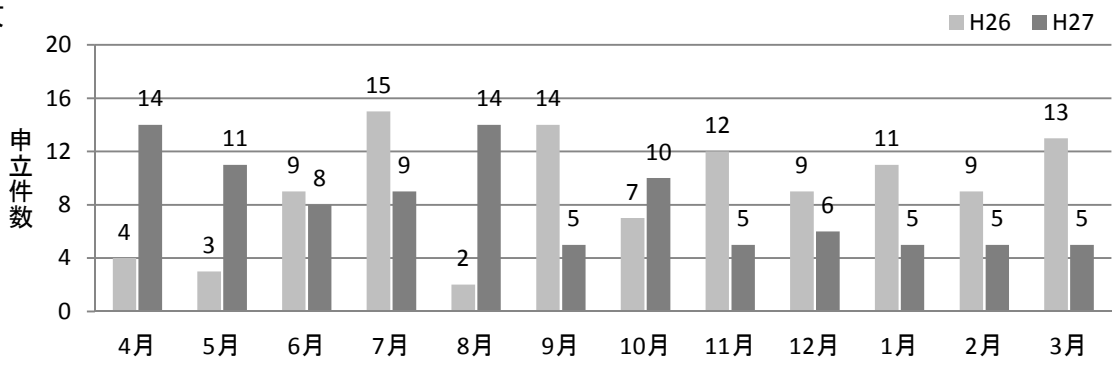

広島

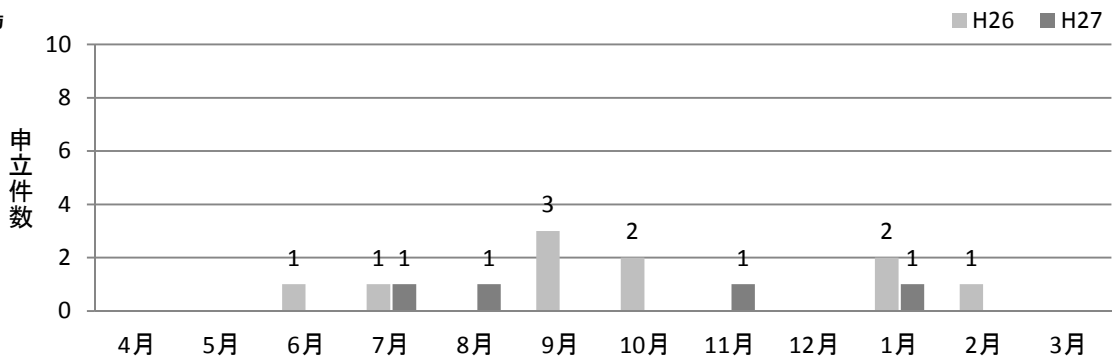

横浜

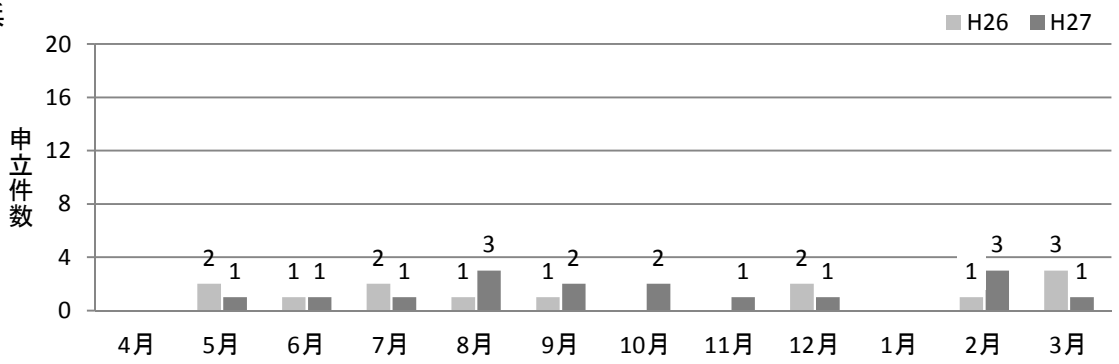

第一東京

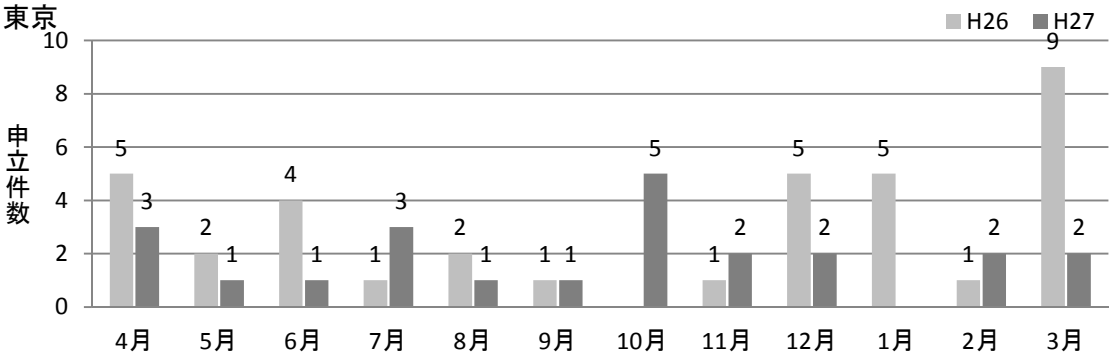

1ー(2)グラフ　月別申立件数

埼玉

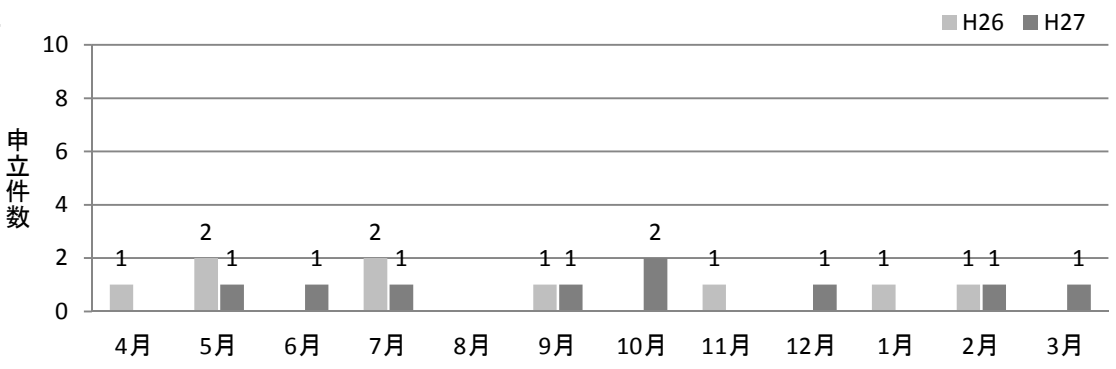

岡山

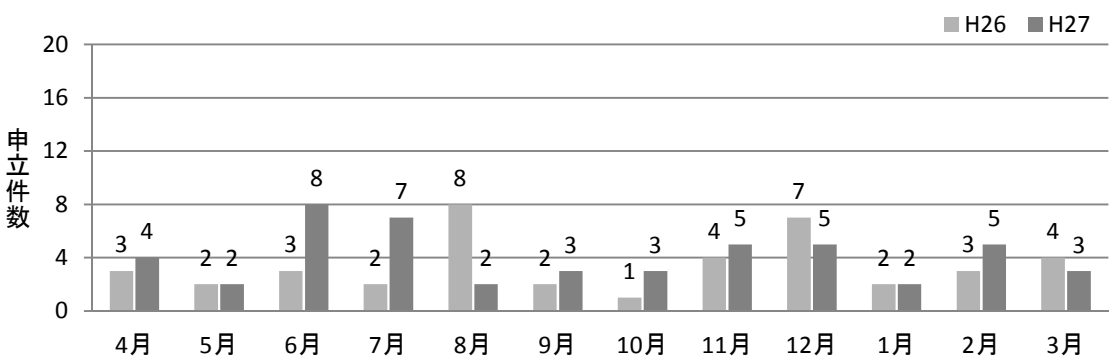

愛知県

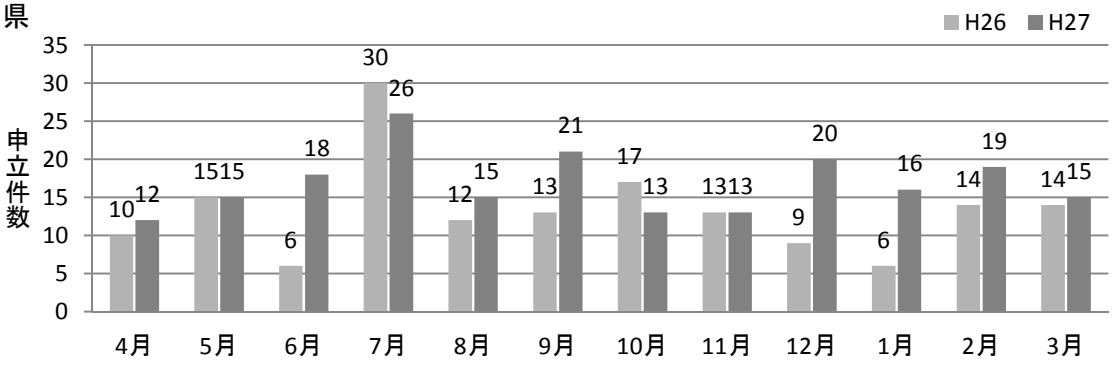

西三河

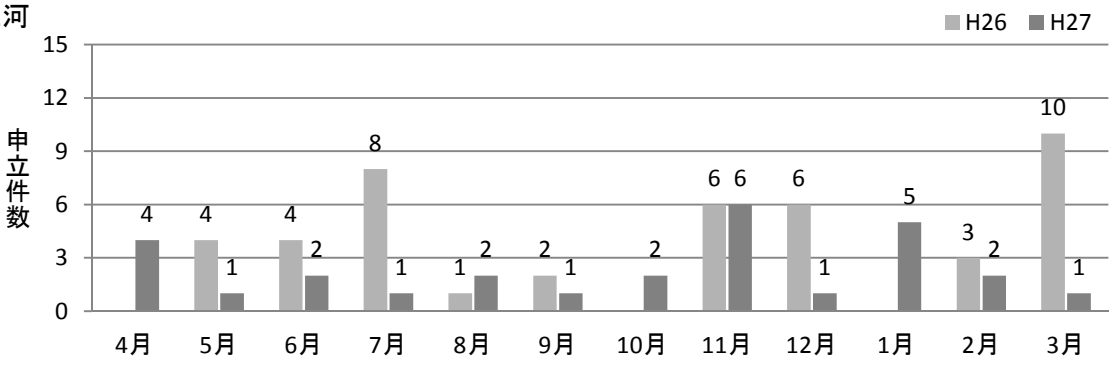

1ー(2)グラフ　月別申立件数

岐阜県

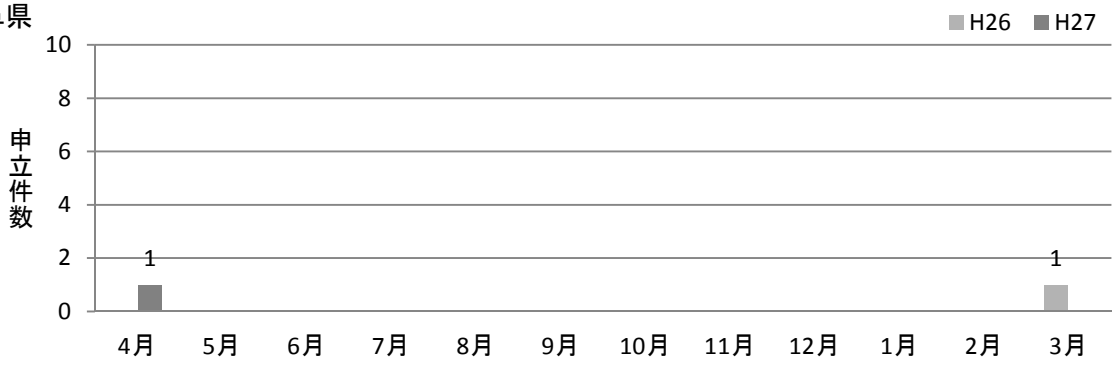

石見　※休止中

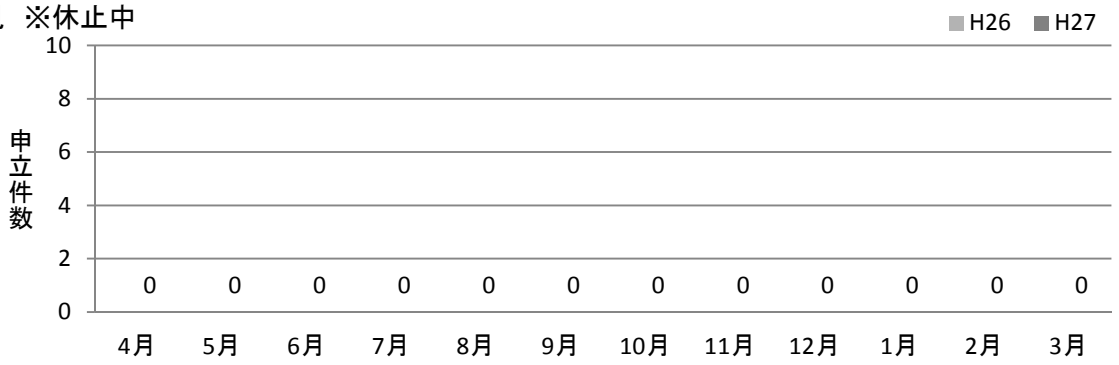

京都

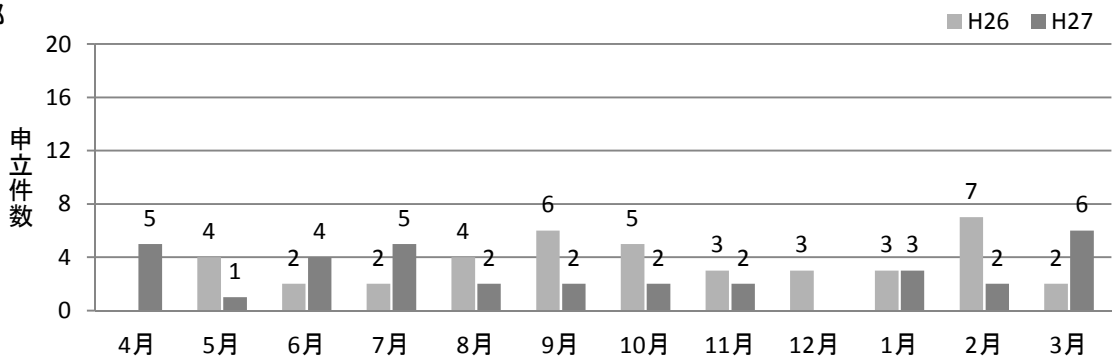

兵庫県

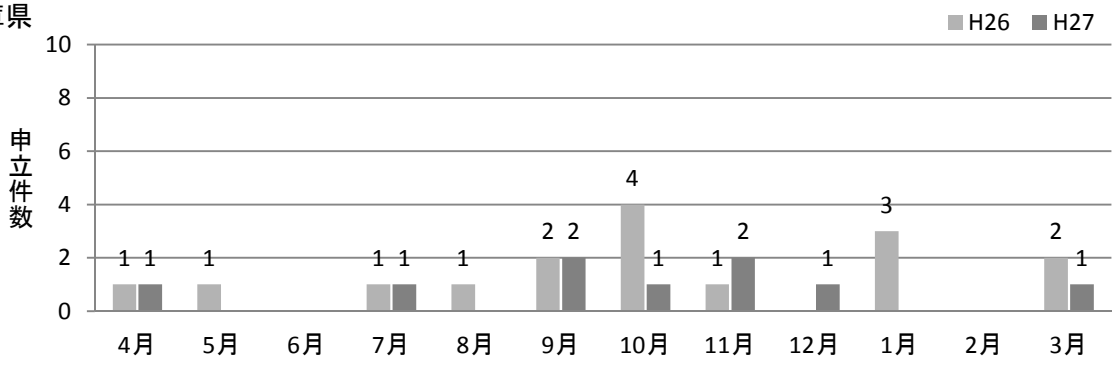

1ー(2)グラフ　月別申立件数

山梨県

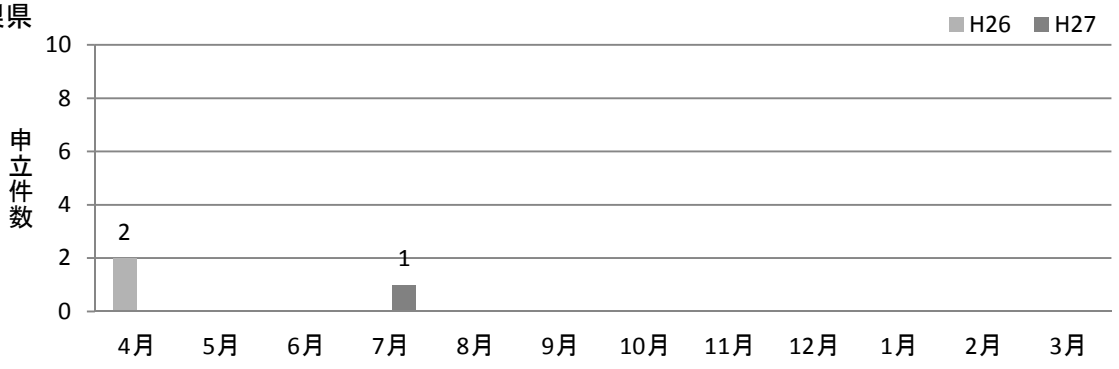

奈良

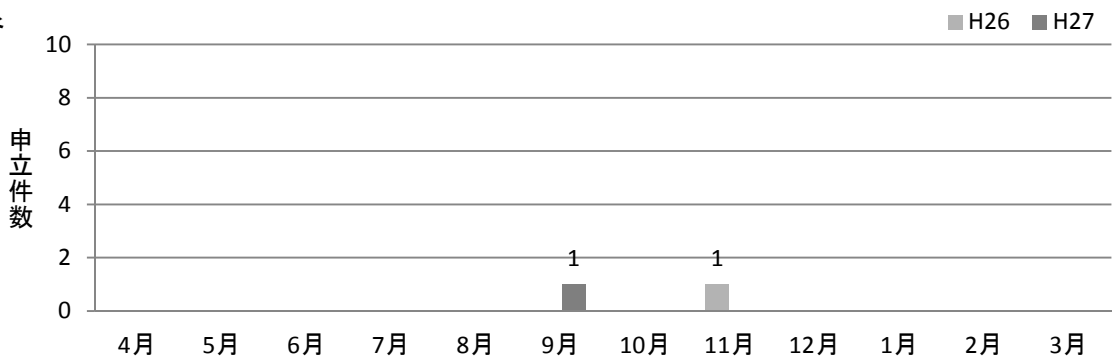

天神

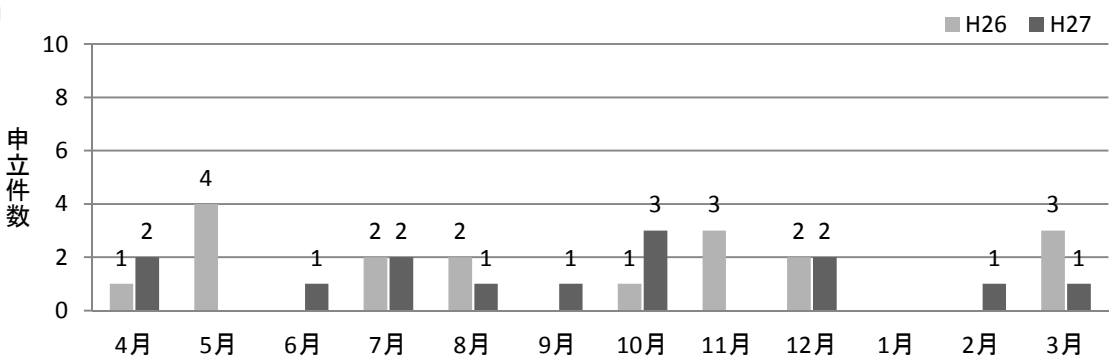

北九州

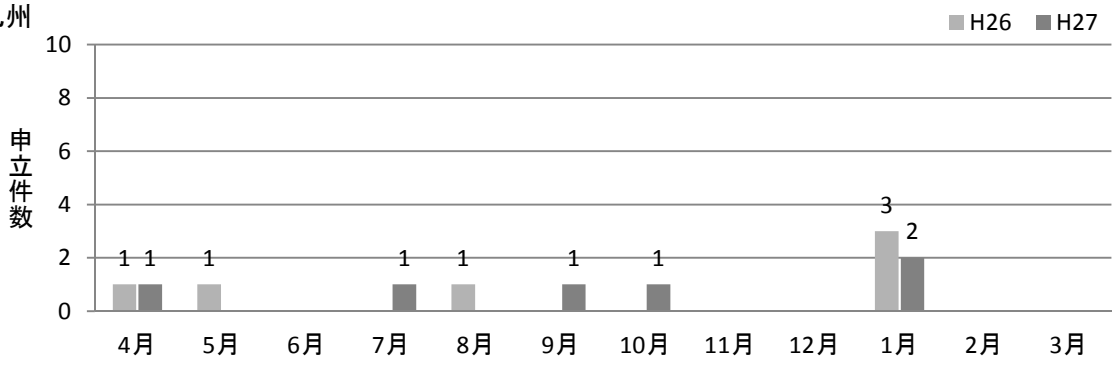

1ー(2)グラフ　月別申立件数

札幌

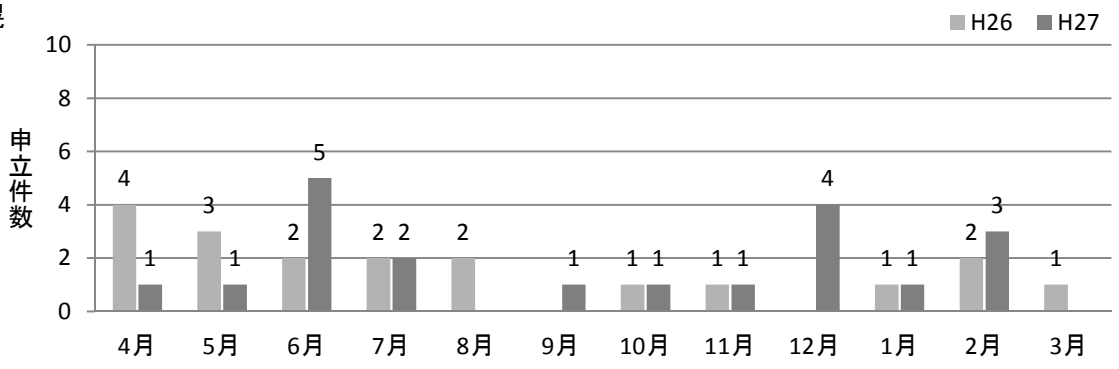

仙台

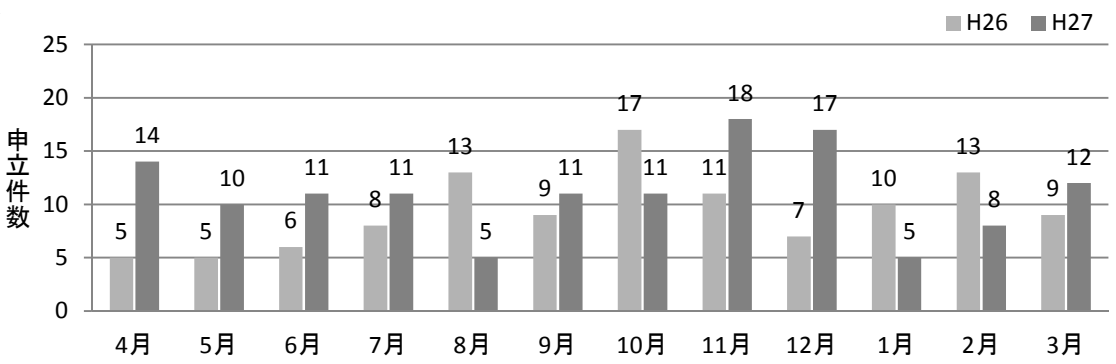

久留米

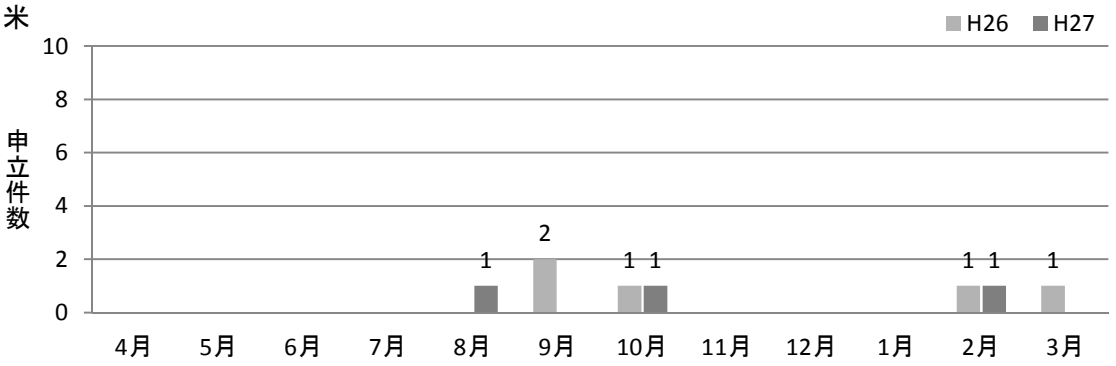

愛媛

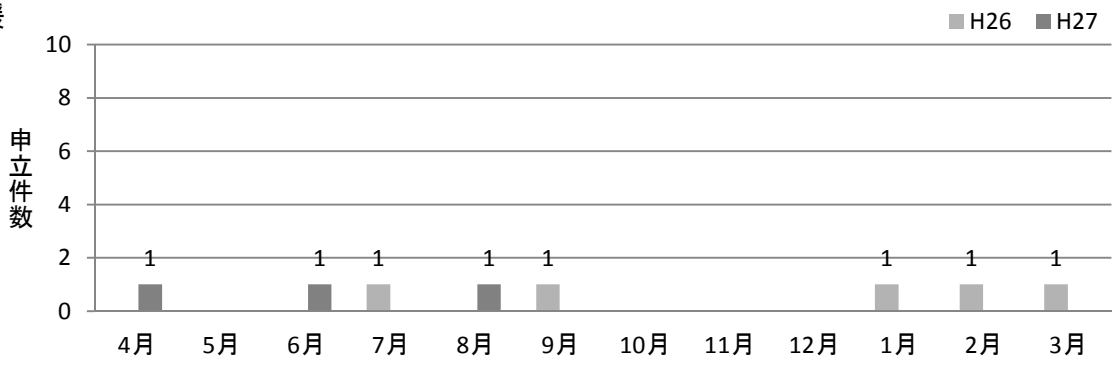

1ー(2)グラフ　月別申立件数

山形県

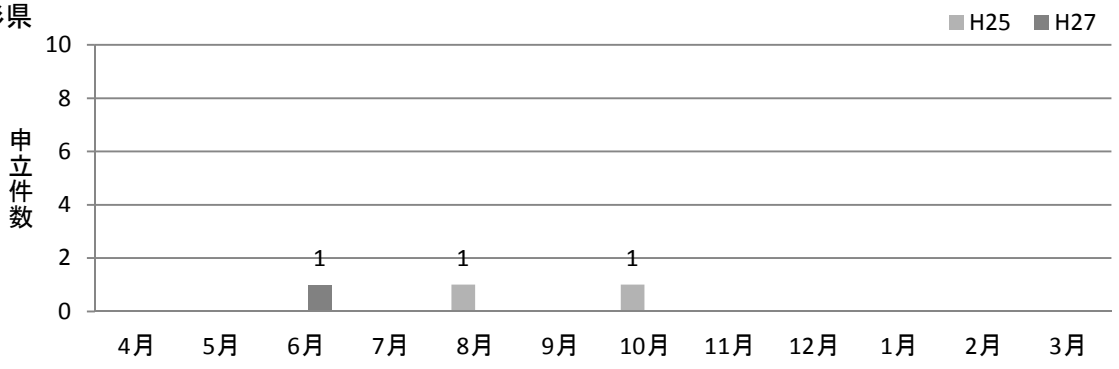

静岡県

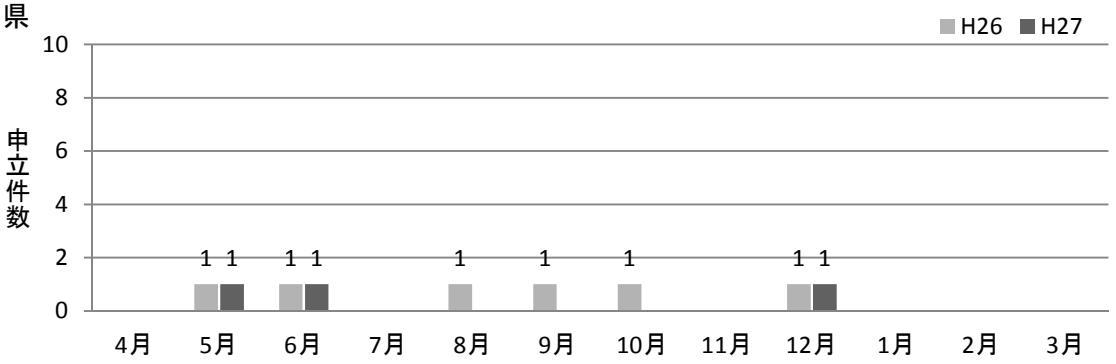

鹿児島県

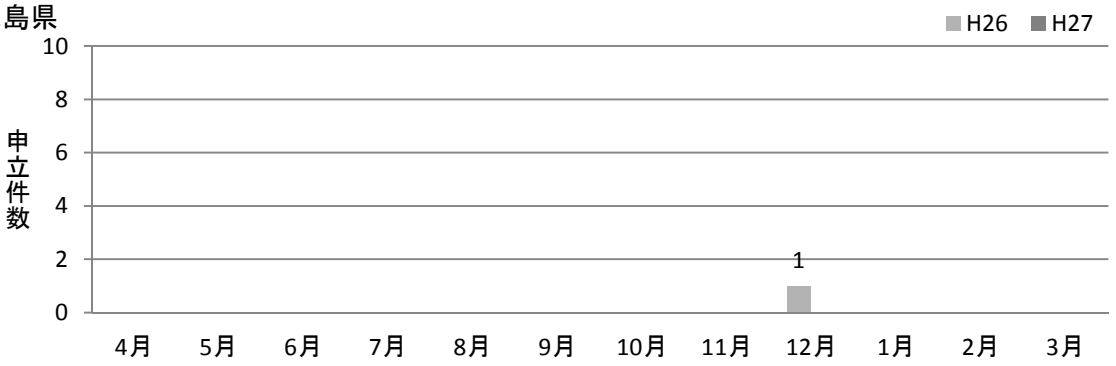

福島県

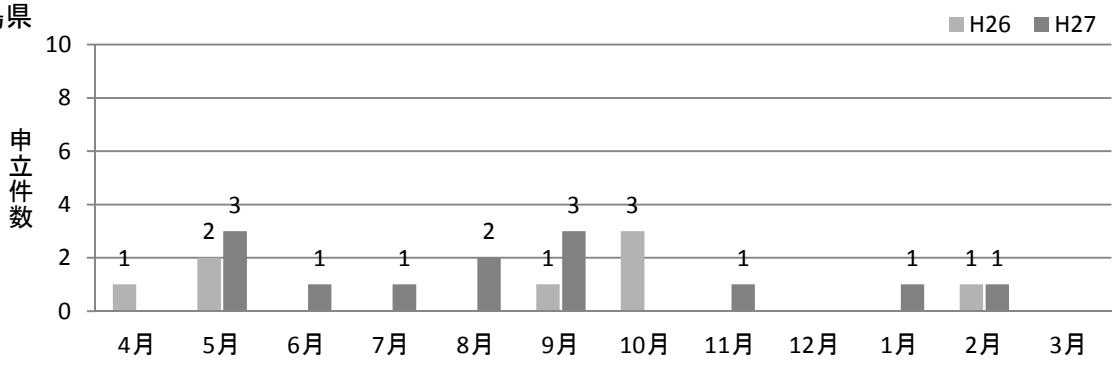

1ー(2)グラフ　月別申立件数

富山県

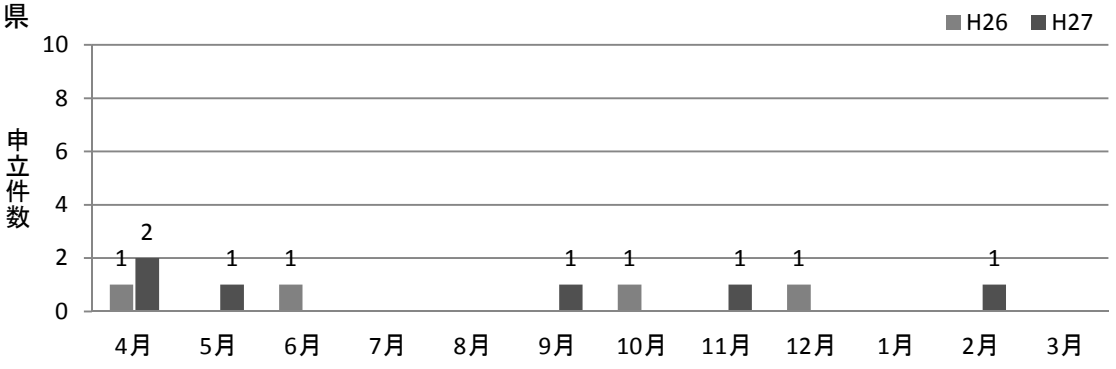

熊本県

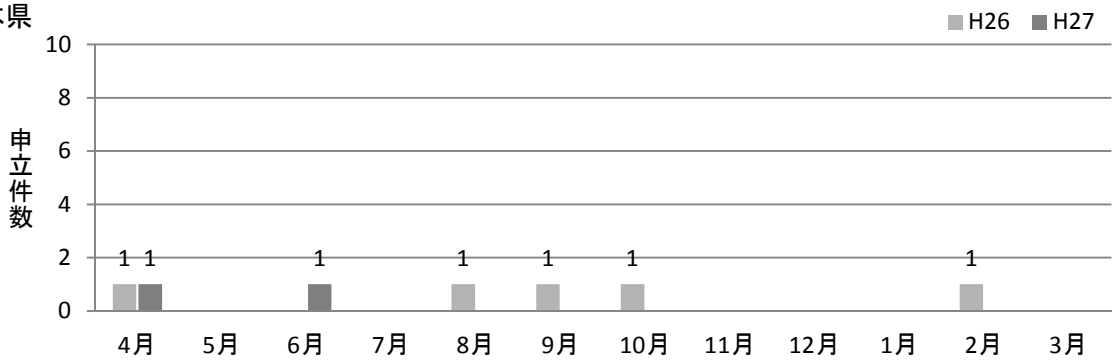

金沢

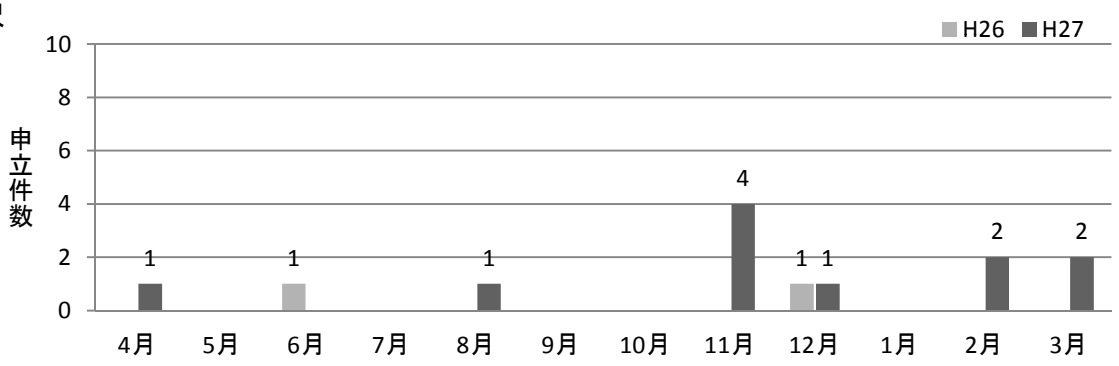

滋賀

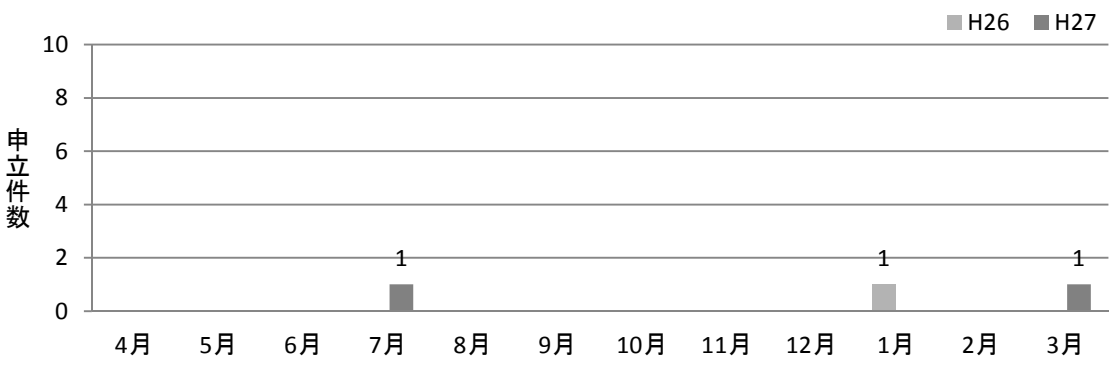

1ー(2)グラフ　月別申立件数

山口県

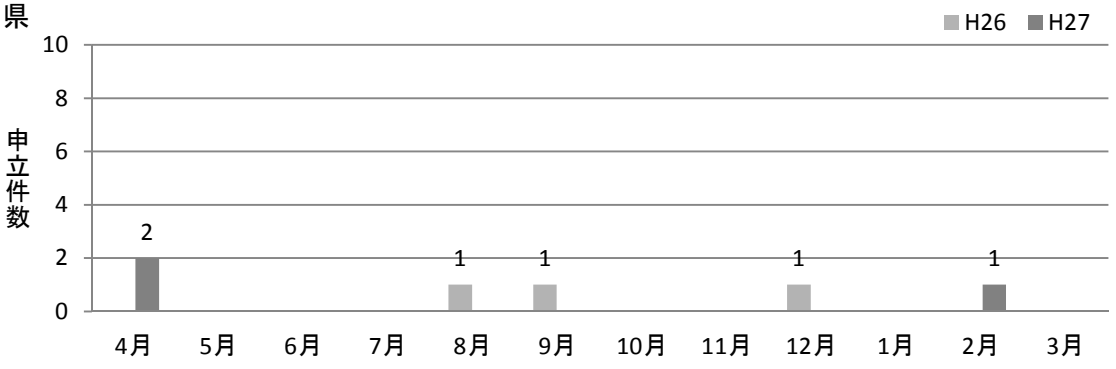

沖縄

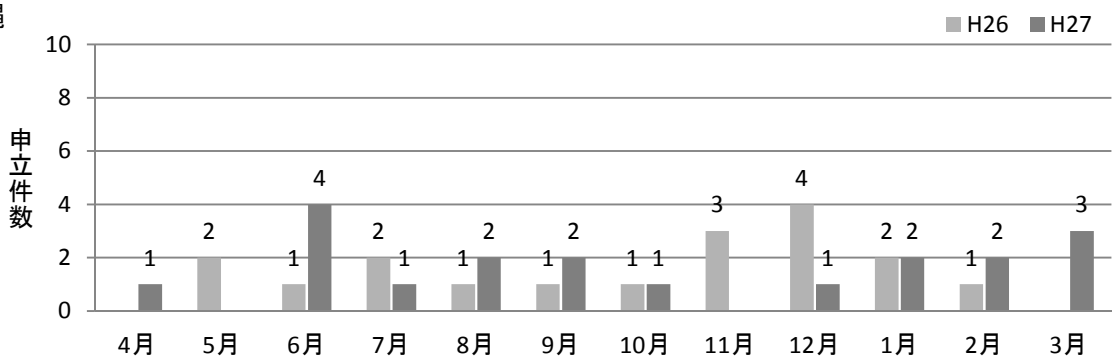

群馬

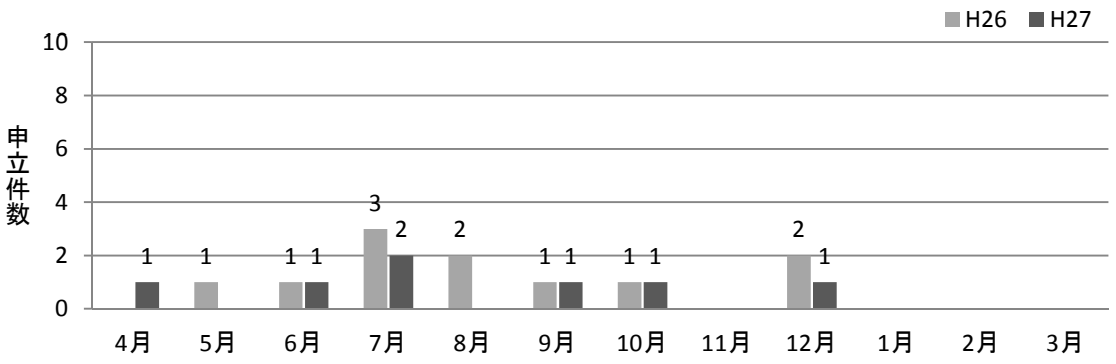

和歌山

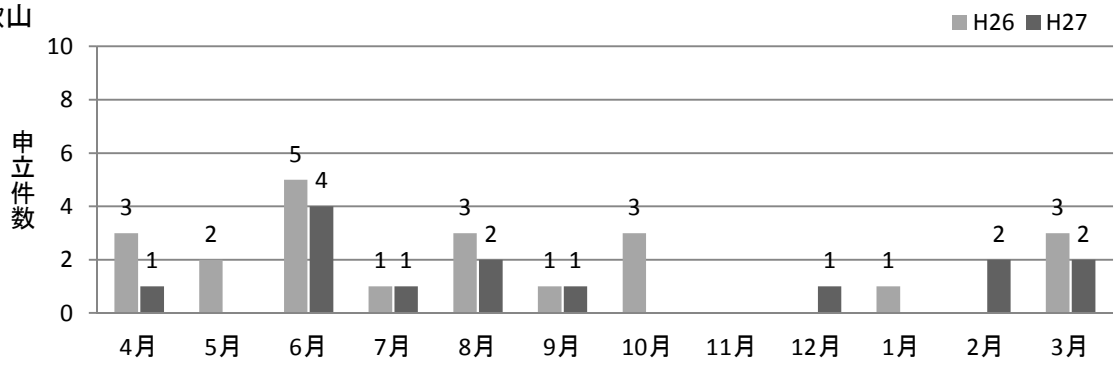

2ー(1)表 申立事件の終了状況一覧

1 申立(新受事件)	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
申立件数	78	135	4	97	4	16	23	9	49	203	28	1	0	34	9
①不受理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②受　理	78	135	4	97	4	16	23	9	49	203	28	1	0	34	9

2 受理事件(新受事件)	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
(1)話し合いのテーブルにつかなかったケース															
①不応諾・応諾前の取下	25	37	1	27	2	4	7	1	14	26	4	0	0	4	1
②打切り・終了	1	0	0	1	0	0	2	0	0	14	3	0	0	6	0
不応諾件数合計	26	37	1	28	2	4	9	1	14	40	7	0	0	10	1
(2)回答待ち	0	19	0	5	0	1	2	1	4	8	0	0	0	0	0
(3)話し合いのテーブルについたケース															
①応諾後の取下・離脱	8	14	1	10	0	2	1	1	3	11	3	0	0	0	0
②不成立／あっせん人・仲裁人による終了	13	19	1	13	1	2	2	2	7	28	6	0	0	8	0
③進　行　中	13	25	0	17	0	5	4	1	11	77	7	0	0	8	2
④解決	18	21	1	24	1	2	5	3	10	39	5	1	0	8	6
応諾件数合計	52	79	3	64	2	11	12	7	31	155	21	1	0	24	8

※岡山弁護士会:「(1)①不応諾・応諾前の取下」に相手方が不応諾の場合を含む

3 応諾率(新受事件)	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
	66.7%	68.1%	75.0%	69.6%	50.0%	73.3%	57.1%	87.5%	68.9%	79.5%	75.0%	100.0%	0.0%	70.6%	88.9%

4 解決事件(旧受事件及び新受事件)	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
①旧受事件	18	22	0	15	2	1	10	0	9	25	5	0	0	3	2
②新受事件	18	21	1	24	1	2	5	3	10	39	5	1	0	8	6
解決事件合計	36	43	1	39	3	3	15	3	19	64	10	1	0	11	8

5 解決形式(旧受事件及び新受事件)	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
①和解	36	41	1	38	3	3	14	3	19	64	10	1	0	11	8
	100.0%	95.3%	100.0%	97.4%	100.0%	100.0%	93.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
②和解→仲裁判断	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	4.7%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
③仲裁判断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

6 解決率(新受事件)	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県
①受理事件対比解決率 ※1	27.7%	23.1%	25.0%	32.0%	25.0%	20.0%	29.4%	42.9%	29.4%	33.1%	23.8%	100.0%	0.0%	30.8%	85.7%
②応諾事件対比解決率	46.2%	38.9%	33.3%	51.1%	50.0%	33.3%	62.5%	50.0%	50.0%	50.0%	35.7%	100.0%	0.0%	50.0%	100.0%

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	合計
1	1	14	6	20	133	3	3	1	3	0	13	6	2	11	2	3	19	7	14	952
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
1	1	14	6	20	133	3	3	1	3	0	11	6	2	11	2	3	19	7	14	950

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	合計
0	0	2	2	9	33	2	0	1	0	0	1	3	0	3	0	1	13	4	3	230
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	28
0	0	2	2	9	33	2	0	1	0	0	1	3	0	3	0	1	13	5	3	258
0	0	2	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49
0	0	0	1	0	4	0	1	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	1	0	65
1	1	4	1	5	28	0	2	0	1	0	2	3	0	3	2	1	2	0	3	161
0	0	3	0	3	27	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	1	1	0	5	215
0	0	3	2	3	34	1	0	0	2	0	3	0	1	2	0	0	3	1	3	202
1	1	10	4	11	93	1	3	0	3	0	10	3	2	8	2	2	6	2	11	643

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	合計
100.0%	100.0%	83.3%	66.7%	55.0%	73.8%	33.3%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	90.9%	50.0%	100.0%	72.7%	100.0%	66.7%	31.6%	28.6%	78.6%	71.4%

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	合計
0	0	1	0	4	22	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	144
0	0	3	2	3	34	1	0	0	2	0	3	0	1	2	0	0	3	1	3	202
0	0	4	2	7	56	2	0	0	2	1	3	0	1	2	0	0	5	1	4	346

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	合計
0	0	3	2	7	56	2	0	0	2	1	3	0	1	2	0	0	5	1	4	341
0.0%	0.0%	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.6%
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	合計
0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	17.6%	34.3%	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	16.7%	14.3%	33.3%	29.4%
0.0%	0.0%	42.9%	50.0%	37.5%	51.5%	100.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	37.5%	0.0%	50.0%	40.0%	0.0%	0.0%	60.0%	50.0%	50.0%	47.2%

2-(2)　申立から終了までの事件の流れ

あっせん・仲裁事件が申し立てられてから，終了するまでの流れは，以下のフローチャートに書いたとおりです。個々の項目の説明は，後記のとおりです。

【フローチャート】

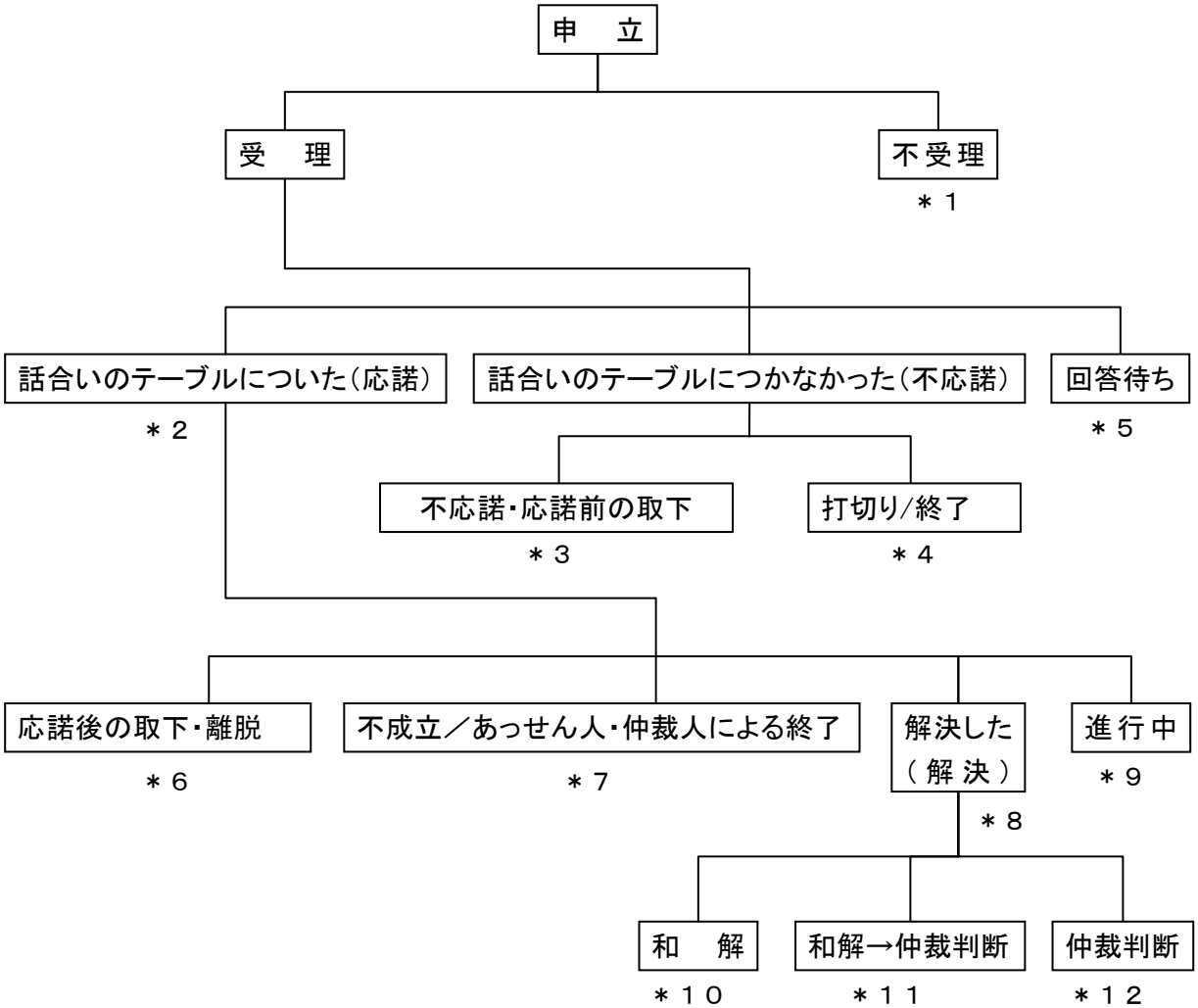

2-(3)　フローチャートの用語の説明

（ ）は，2-(1)表 申立事件の終了状況一覧の該当部分を指す。

＊１　不受理(1①)

センターのなかには，法律相談段階で審査を行い，事件として受理しないもの，申立書を受け取ったが，あっせん・仲裁不適合事案として受け付けないものがある。

＊２　応諾(2(3))

あっせん・仲裁事件として，当事者双方が話合いの席について，手続が進んだケース。

＊３　不応諾・応諾前の取下(2(1)①)

相手方が手続に応諾しないまま申立ての取下がされたケース。不応諾による取下の場合と応諾前の取下の場合が含まれる。

＊４　打切り/終了(2(1)②)

申立受理後相手方応諾前にセンター又はあっせん人・仲裁人予定者が手続を打ち切り，期日前に終了させたケ

ース。手続応諾前に申立人の取下以外で終了したケース。

＊５　回答待ち(2(2))

統計処理上，年度末において締める必要があるため，年度末において相手方からの回答が来ていないケース。

＊６　応諾後の取下・離脱(2(3)①)

手続の応諾はされたが，その後に申立人から申立ての取下がされ，又は相手方が離脱（応諾の取消）をしたケース。応諾後に当事者の主導で手続が終了したケース。

＊７　不成立／あっせん人・仲裁人による終了(2(3)②)

手続の応諾はされたが，その後，和解又は仲裁がされずに，あっせん人・仲裁人（又はセンター）が手続を打ち切り，終了させたケース。手続応諾後に和解・仲裁がされないまま当事者の取下・離脱以外で手続が終了したケース。

＊８　解決(2(3)④，4，5)

手続の応諾があり，和解又は仲裁判断により解決したケース。2-(1)表の「2 受理事件 (3)④解決」には当該年度に申し立てられ，当該年度に解決した事件（新受事件）のみ計上し，同表「4 解決事件 」及び「5 解決形式」には，新受事件及び前年度以前に申し立てられ当該年度に解決した事件（旧受事件）を合わせて計上している。

＊９　進行中(2(3)③)

＊６と同様，年度末で区切るための処理。当然，次年度以降この数値は減少することになる。継続中としているセンターもある。

＊１０　和解(5①)

和解で解決したケース。当事者の仲裁合意に基づいて仲裁申立があったが和解で終了したケースも含んでいる。

＊１１　和解→仲裁判断(5②)

あっせん等により当事者間に和解が成立した後，和解の内容を仲裁判断とする合意が当事者間に成立し，これに基づき仲裁人が仲裁判断書を作成したケース。純然たる仲裁判断と区別する。仲裁判断（和解）あるいは和解的仲裁判断と表記しているものはこれに含めた。ほとんど仲裁判断の理由が書かれていない（仲裁法第３８条，第３９条）。

＊１２　仲裁判断(5③)

当事者の仲裁合意に基づき仲裁人が仲裁判断をしたケース。純然たる仲裁判断。

【その他】

( )は，2-(1)表 申立事件の終了状況一覧の該当部分を指す。

１　応諾率(新受事件・3)

受理事件の中で，話合いのテーブルについた事件の割合。ただし，受理件数の中から回答待ちの件数を差し引いている。

計算式　　応諾件数÷（受理件数－回答待件数）×１００％

２　受理事件対比解決率(新受事件・6)

(1) 受理事件対比解決率(6①)

受理事件の中で当該年度に解決したケースの割合。

計算式　　解決（新受）件数÷（受理件数－回答待件数－進行中件数）×１００％

(2) 応諾事件対比解決率(6②)

当事者が話合いのテーブルについたもののうち，解決（新受）した事件の比率

計算式　　解決（新受）件数÷（応諾件数－進行中の件数）×１００％

2－(4)グラフ 申立事件の終了状況

① 申立件数（センター別）

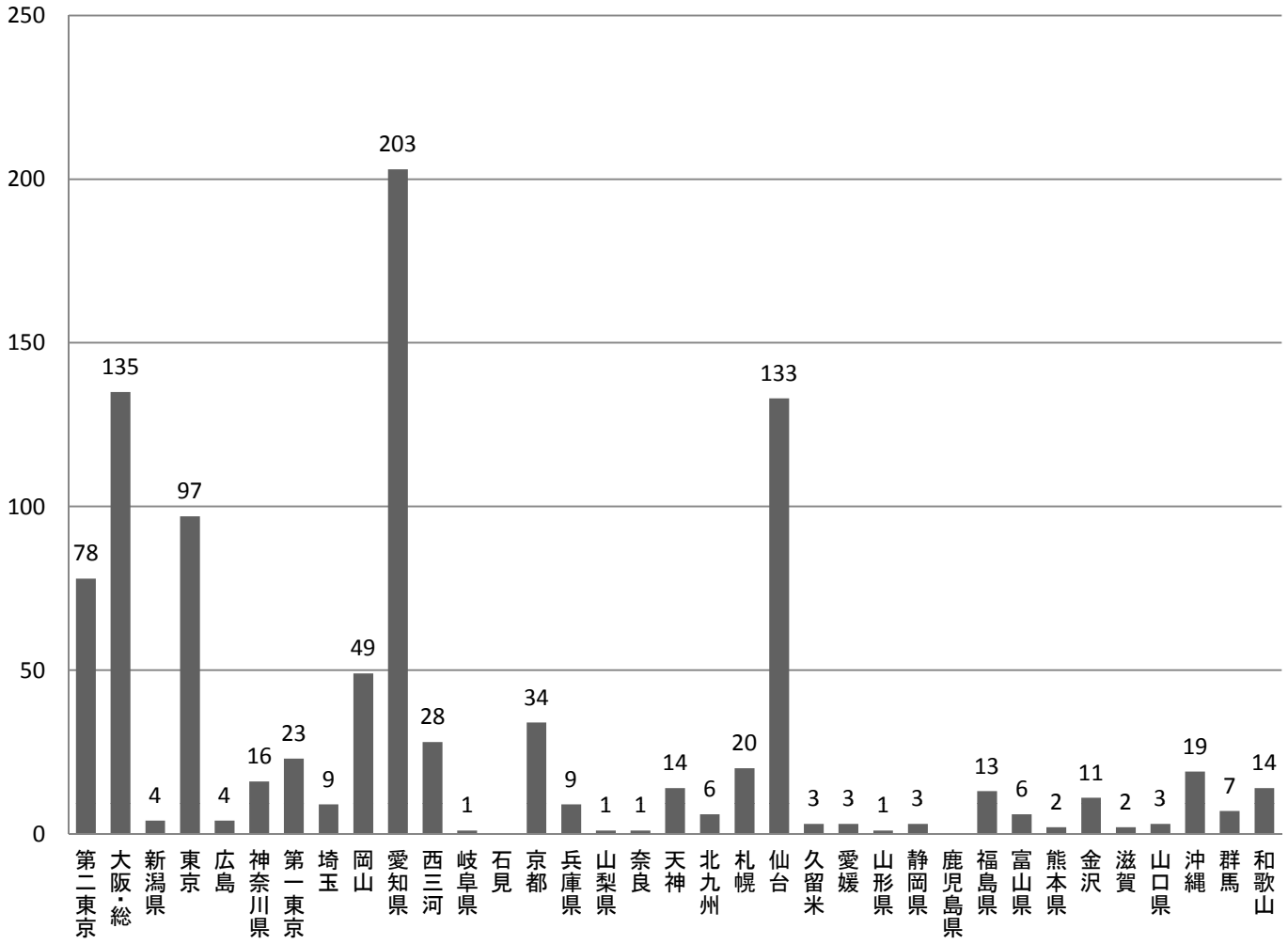

② センター別解決事件数

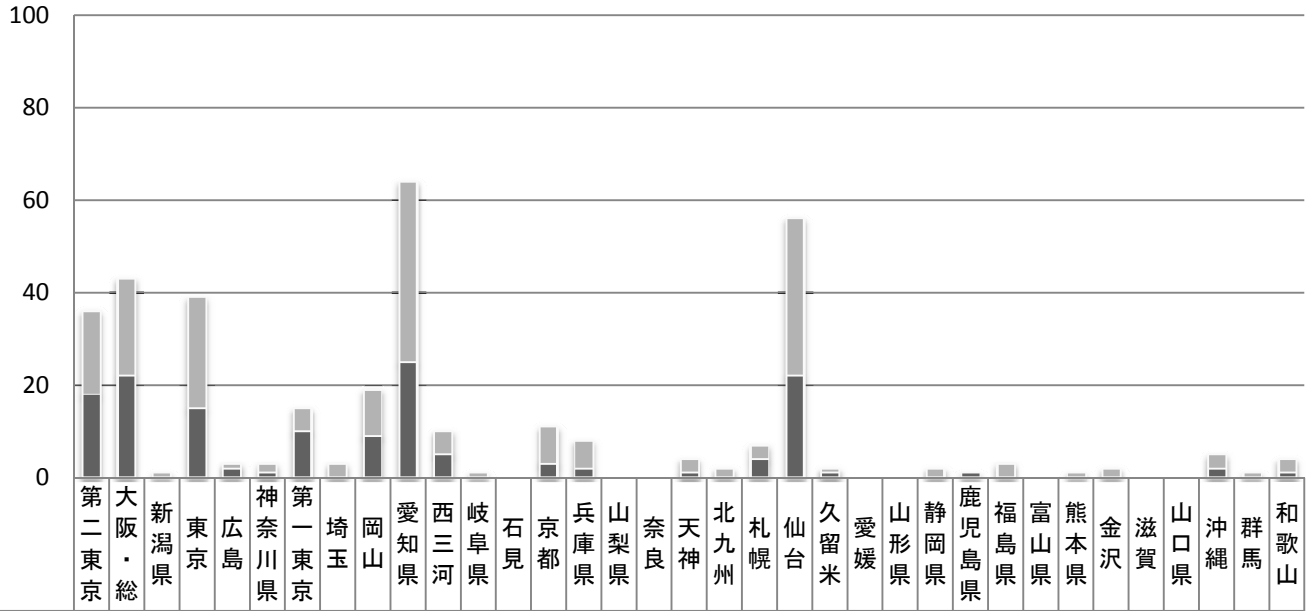

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山
新受事件	18	21	1	24	1	2	5	3	10	39	5	1	0	8	6	0	0	3	2	3	34	1	0	0	2	0	3	0	1	2	0	0	3	1	3
旧受事件	18	22	0	15	2	1	10	0	9	25	5	0	0	3	2	0	0	1	0	4	22	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1

2－(4)グラフ 申立事件の終了状況

③ 応諾状況

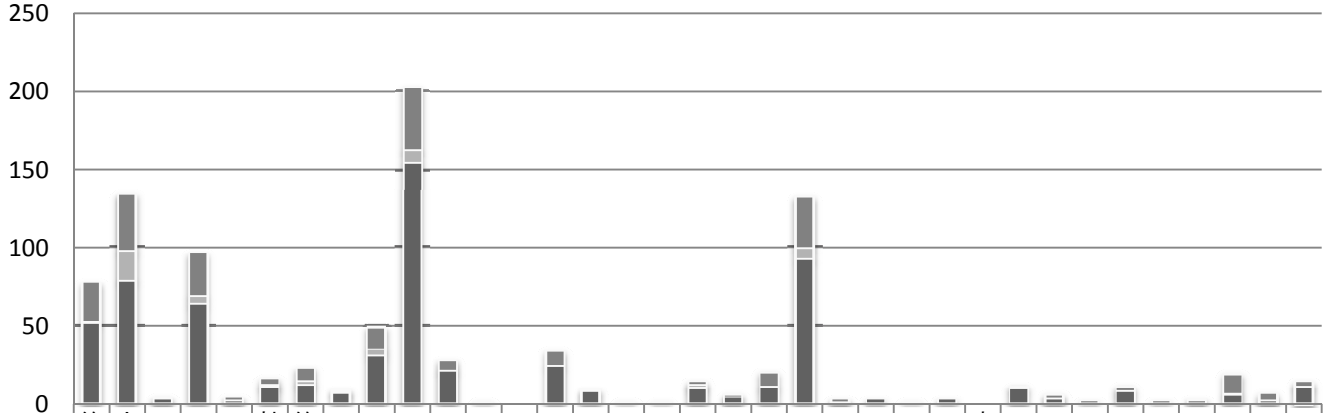

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山
■不応諾	26	37	1	28	2	4	9	1	14	40	7	0	0	10	1	0	0	2	2	9	33	2	0	1	0	0	1	3	0	3	0	1	13	5	3
■回答待ち	0	19	0	5	0	1	2	1	4	8	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■応諾	52	79	3	64	2	11	12	7	31	155	21	1	0	24	8	1	1	10	4	11	93	1	3	0	3	0	10	3	2	8	2	2	6	2	11

④ 不応諾事由

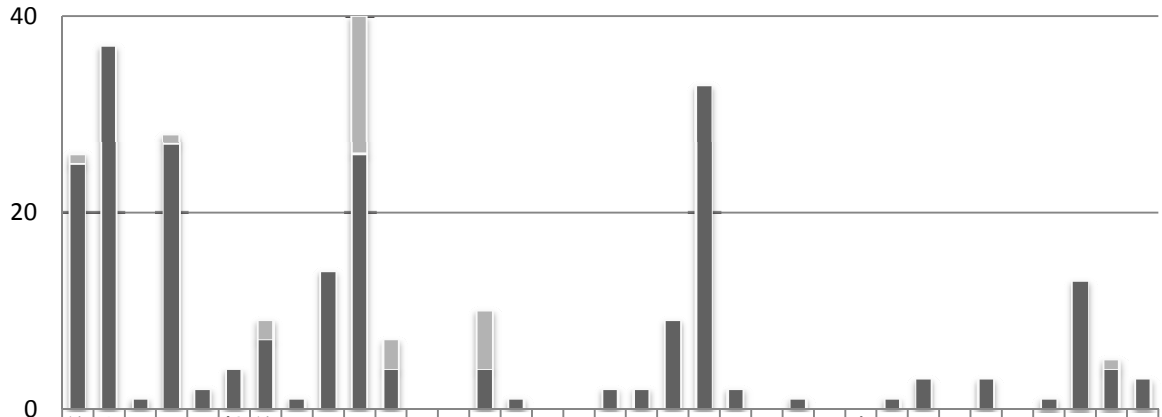

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山
■打切り／終了	1	0	0	1	0	0	2	0	0	14	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
■不応諾／応諾後取下げ	25	37	1	27	2	4	7	1	14	26	4	0	0	4	1	0	0	2	2	9	33	2	0	1	0	0	1	3	0	3	0	1	13	4	3

⑤ 解決事件の形式

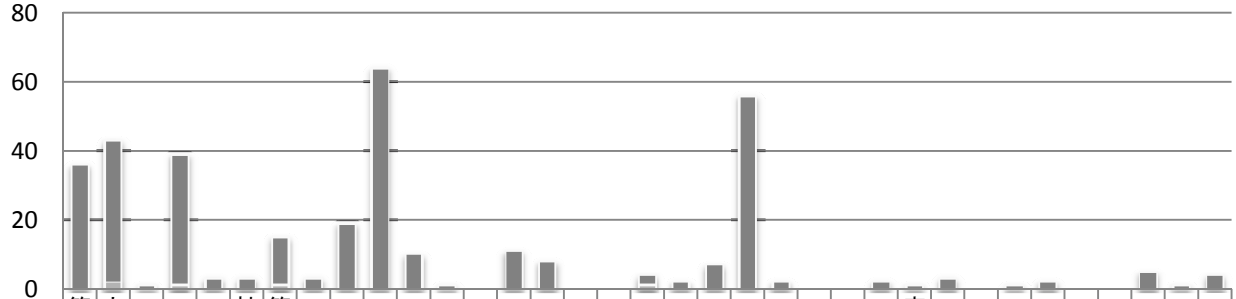

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山
■和解	36	41	1	38	3	3	14	3	19	64	10	1	0	11	8	0	0	3	2	7	56	2	0	0	2	1	3	0	1	2	0	0	5	1	4
■和解→仲裁判断	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■仲裁判断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3-(1)表 紛争類型別受理事件一覧

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	合計
1 不動産売買を巡る紛争	6	4	0	0	0	0	1	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	26
手付金返還等																														1						1
契約解除	1									2																										3
買い戻し																					1															1
その他	5	4					1	1		3											6											1				21
2 不動産賃貸借を巡る紛争	9	10	0	3	0	1	1	1	0	9	3	0	0	2	1	0	1	1	0	2	14	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	3	0	0	63
明渡	2	3		1			1			4	1							1		1	4									1			1			20
賃料増額																																				0
賃料減額						1				1											1															3
敷金・保証金返還	2	1						1													2															6
賃料配分・管理費用分担	1																																			1
滞納賃料	1	1																			1												2			5
原状回復費用										2				1	1					1	1															6
更新料																																				0
借地権買取																																				0
修理・修繕費用	1			2																	2															5
その他	2	5								2	2			1			1				3						1									17
3 請負契約を巡る紛争	6	18	0	7	0	3	0	0	11	17	5	0	0	5	2	0	0	2	0	1	17	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	1	2	1	102
建築工事代金	3	5							3	5	1			1	1						8				1		1		1				1			31
契約の解除		4		1						5	3										2													1		16
建築工事の損害	1	5		5		3			5	5	1			2				2			5															34
デザイン料																																				0
その他	2	4		1					3	2				2	1					1	2						1							1	1	21
4 貸金を巡る紛争	2	3	0	3	0	0	0	0	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	20
債権額・過払金等を巡る紛争										1	1																									2
債務弁済協定									1												4															5
その他	2	3		3					1					1							2						1									13
5 その他の契約紛争	7	19	0	20	1	1	5	2	9	21	3	0	0	3	3	0	0	1	0	2	9	1	1	0	0	0	2	4	0	1	1	1	1	0	2	120
リース契約																																				0
商品委託取引		2		1										1																			1			5
預り金返還									1												1															2
動産売買	1	2								1	2										2	1													2	11
銀行関係		3		15	1	1	2	1	4	1				1	3					2	1		1					2				1				39
手数料返還		1																																		1
契約不履行	1	3		1			2		1	5											2															15

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	合計
立替金																																				0
サービスの提供を巡る紛争							1							1				1									1									4
先物取引を巡る紛争	2																																			2
その他	3	8		3				1	3	14	1										3						1	2		1	1					41
6 債務不存在確認	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	12
7 不法行為を巡る紛争	37	56	1	49	3	8	8	3	14	79	11	0	0	10	3	0	0	6	4	7	41	1	1	0	0	0	4	1	0	0	1	1	11	5	6	371
けんか														2							1															3
動物事故						1				1																										2
交通事故（自転車事故以外）		9		2					1	18				1						2	4												1		4	42
自転車事故（自転車同士・自転車と歩行者・物損）		4				1				1				1						1	1												1			10
医事紛争	17	26		35	2	3	6		2	35	6							6	3	3	17						3					1		4	2	171
名誉毀損										2																										2
近隣紛争	1		1	3		1		1	5	4	1			4							1												5	1		28
婚姻外男女関係	7	3		5			2		3	2	3			1							4	1						1					3			35
賠償額確定	6	3		1				1		2									1		3												1			18
スポーツ事故																																				0
故意による加害		1							2	2	1									1	1						1									9
その他	6	10		3	1	2		1	1	12				1	3						9		1								1					51
8 知的財産権がらみの紛争	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
9 家族間の紛争	5	5	1	9	0	1	4	1	3	20	2	0	0	5	0	0	0	2	2	0	15	0	1	1	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	82
離婚・夫婦関係調整	3	1		1		1				9	1			1					1		7			1						1					1	28
婚約破棄								1		1				2																						4
養育費・親権			1						1	1																										3
相続	1	1		4			2			5				1				2			5															21
親子関係	1			2					2	2				1					1											1						10
その他		3		2			2			2	1										3		1		1					1						16
10 職場の紛争	4	2	1	4	0	1	2	1	5	13	1	0	0	1	0	1	0	0	0	6	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	57
解雇・退職				1			1			7				1						2	3												1			16
労働災害	1								2	1	1										3															8
賃金	1	1						1												4	1	1														9
その他	2	1	1	3		1	1		3	5						1					5														1	24
11 会社関係の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	14
12 相隣関係	0	11	0	0	0	0	0	0	0	19	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	3	44
13 マンション（区分所有）関係	0	2	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
管理費滞納等										1																										1
その他		2		1			2											1			1															7
14 その他	2	2	0	1	0	1	0	0	3	7	0	0	0	5	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	30
合計	78	135	4	97	4	16	23	9	49	203	28	1	0	34	9	1	1	14	6	20	133	3	3	1	3	0	11	6	2	11	2	3	19	7	14	950

3-(2)表 紛争類型別解決事件一覧

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	合計
1 不動産売買を巡る紛争	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8
手付金返還等																														1						1
契約解除										1																										1
買い戻し		1																																		1
その他	1						1	1													2															5
2 不動産賃貸借を巡る紛争	4	4	0	2	0	0	0	1	1	3	0	0	0	2	2	0	0	1	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	30
明渡	1	1								2								1			1												2			8
賃料増額																																				0
賃料減額		1																																		1
敷金・保証金返還	1							1													1															3
賃料配分・管理費用分担																																				0
滞納賃料				1																	3															4
原状回復費用	1									1				1	2						1															6
更新料																																				0
借地権買取																																				0
修理・修繕費用				1					1												2															4
その他	1	2												1																						4
3 請負契約を巡る紛争	3	4	0	7	0	0	1	0	4	6	3	0	0	2	2	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	41
建築工事代金	2	2							1	3					1						3															12
契約の解除				1						1	2										1															5
建築工事の損害		2		3					3	1	1										3															13
デザイン料																																				0
その他	1			3			1			1				2	1						1						1									11
4 貸金を巡る紛争	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
債権額・過払金等を巡る紛争											1																									1
債務弁済協定									1												3															4
その他																																				0
5 その他の契約紛争	10	5	0	3	1	0	3	0	2	3	1	0	0	1	1	0	0	1	0	1	3	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	38
リース契約																																				0
商品委託取引		1																																		1
預り金返還																																				0
動産売買		1																			2															3
銀行関係	1			3	1		2		1	1				1	1					1																12
手数料返還																																				0
契約不履行	1	1					1																													3

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	合計
立替金																																				0
サービスの提供を巡る紛争																		1								1										2
先物取引を巡る紛争	4																																			4
その他	4	2							1	2	1										1						1						1			13
6 債務不存在確認	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
7 不法行為を巡る紛争	12	21	0	24	2	1	9	0	5	27	3	0	0	2	3	0	0	2	1	3	23	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	3	147
けんか		1		2										1																						4
動物事故										1																										1
交通事故（自転車事故以外）		4		1						6					1						5												1		3	21
自転車事故（自転車同士・自転車と歩行者・物損）		1				1				1											1															4
医事紛争	4	4		15	2		8			13	2			1				2		2	12	1					1							1		68
名誉毀損										1																										1
近隣紛争									2																								1			3
婚姻外男女関係	4	1		3			1		1	1											1	1														13
賠償額確定	1	1								1									1		1															5
スポーツ事故																																				0
故意による加害										1	1									1	1															4
その他	3	9		3					2	2					2						2															23
8 知的財産権がらみの紛争	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
9 家族間の紛争	1	1	0	1	0	2	1	0	2	4	1	0	0	3	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
離婚・夫婦関係調整						1				2				1							2															6
婚約破棄														2																						2
養育費・親権									1																											1
相続	1			1					1	1																										4
親子関係																			1																	1
その他		1				1	1			1	1										1				1											7
10 職場の紛争	2	0	0	2	0	0	0	1	2	9	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23
解雇・退職										6	1									2																9
労働災害	1								1	1											1															4
賃金				1				1		1											1															4
その他	1			1					1	1				1																					1	6
11 会社関係の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
12 相隣関係	0	5	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10
13 マンション（区分所有）関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理費滞納等																																				0
その他																																				0
14 その他	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
合計	36	43	1	39	3	3	15	3	19	64	10	1	0	11	8	0	0	4	2	7	56	2	0	0	2	1	3	0	1	2	0	0	5	1	4	346

3-(3)グラフ 受理事件・解決事件類型

① 紛争類型別受理事件一覧

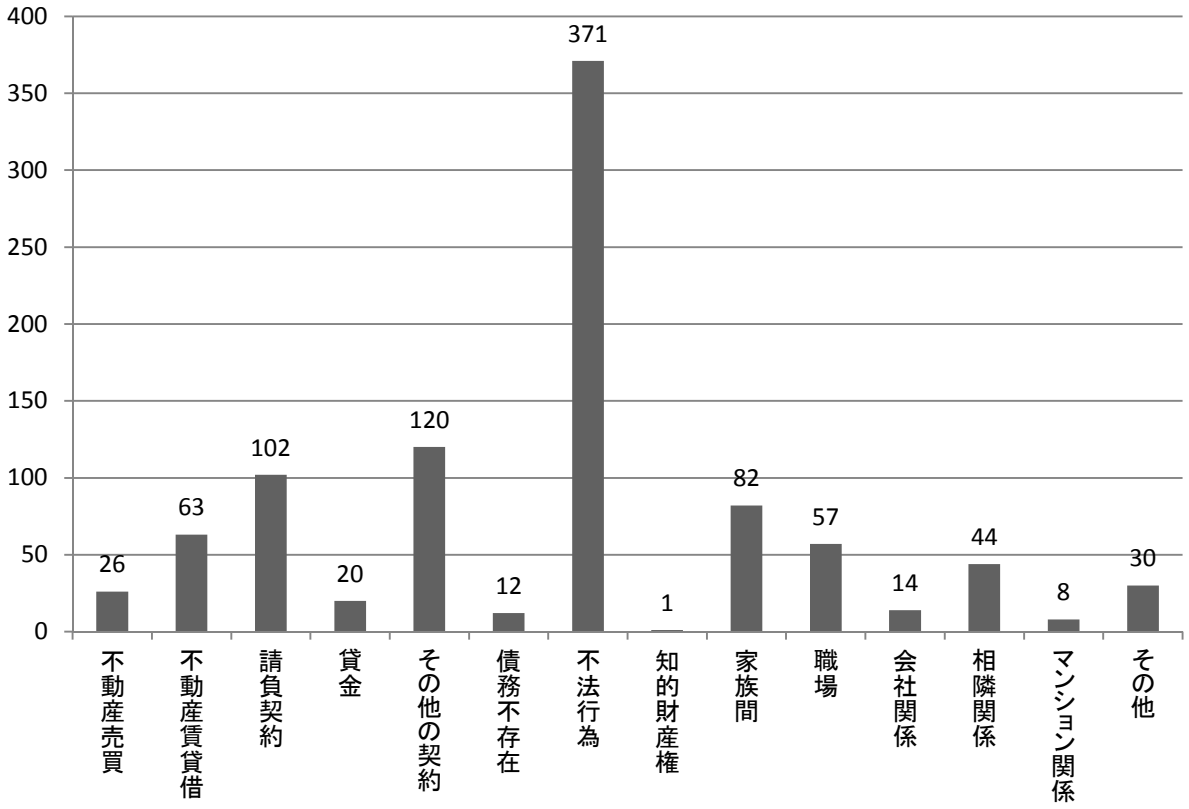

② 紛争類型別解決事件一覧

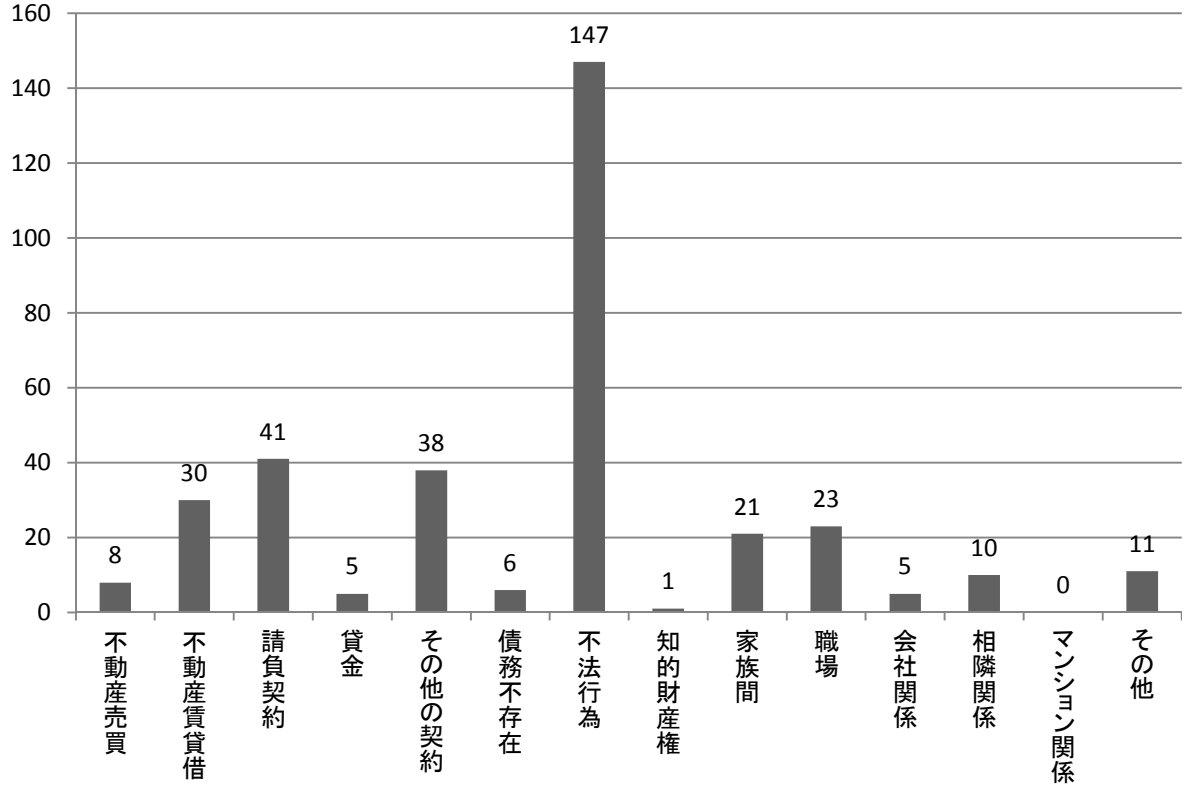

③ 不法行為を巡る紛争の内容

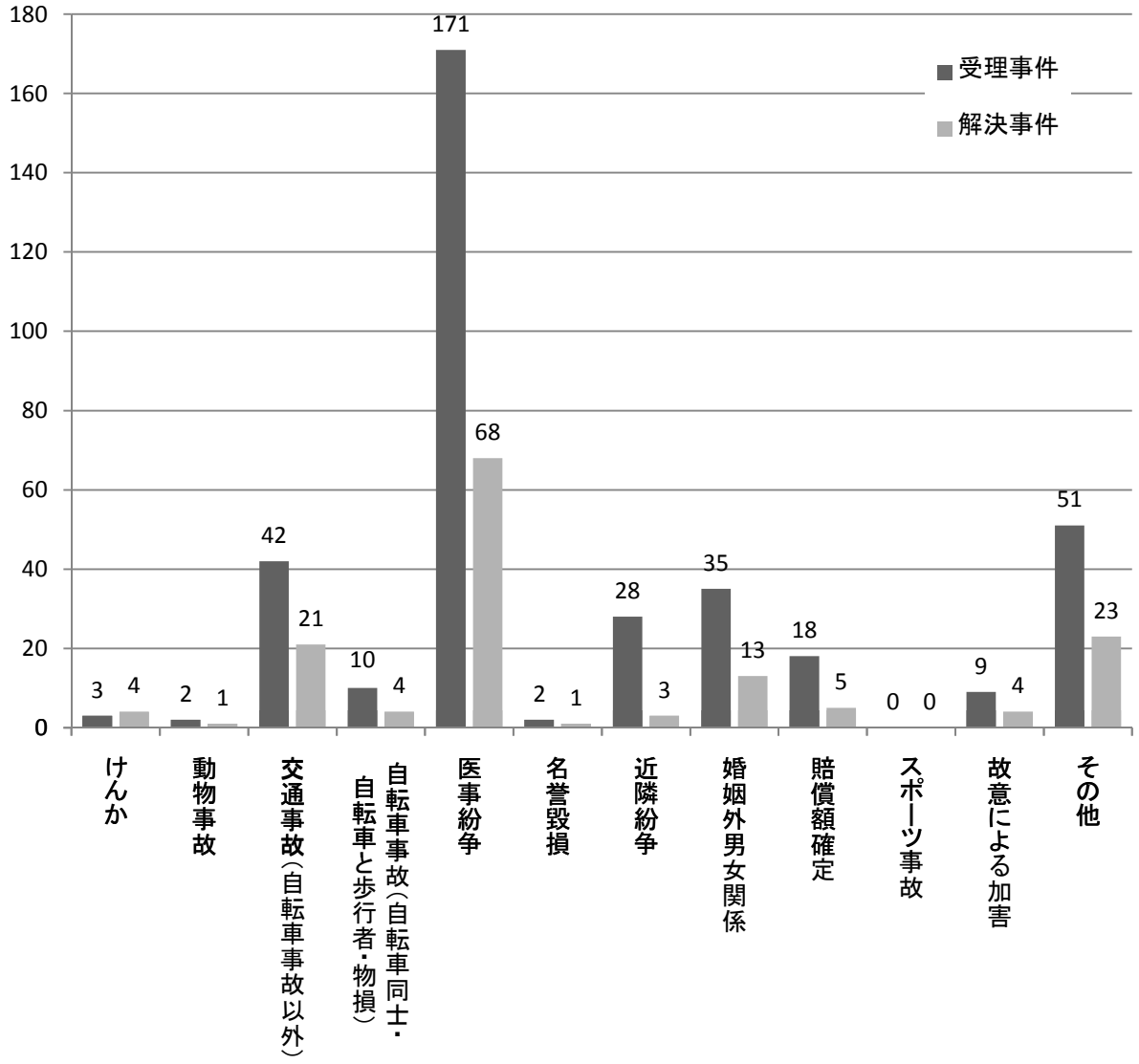

4-(1)表 専門ADR受理事件

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	合計
1 医療ADR	21	26	0	35	2	0	6	0	2	35	5	0	0	1	0	0	0	6	3	3	19	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	4	2	174
一般医療(産科含む)	13	19		25	2		6		2	25	4			1				2	3	2	15						2					1		4		126
歯科	6	7		8						3	1							3																	2	30
美容整形	1			1						2								1																		5
柔道整復																					3															3
その他(介護事故を含む)	1			1						5										1	1						1									10
2 金融ADR	1	4	0	15	1	1	2	1	1	3	0	1	0	0	3	0	0	0	0	2	4	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	44
デリバティブ損失を巡る紛争	1																																			1
その他の金融商品による損失を巡る紛争				1											2																					3
説明・顧客対応を巡る紛争		4		7	1	1	1			1					1						2		1					3				1				23
その他				7			1	1	1	2		1								2	2															17
3 国際家事ADR(外務省委託事業のみ	3	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
子の返還				1																																1
面会交流	3	1					1			1																										6
合計	25	31	0	51	3	1	9	1	3	39	5	1	0	1	3	0	0	6	3	5	23	0	1	0	0	0	3	3	0	0	0	2	0	4	2	225

4-(2)表 専門ADR解決事件

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	合計
1 医療ADR	4	4	0	15	2	0	0	0	0	13	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	13	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	59
一般医療(産科含む)	2	4		12	1					9	2							1		2	10						1									44
歯科	2			3						2								1			1	1														10
美容整形										1																										1
柔道整復																					2															2
その他(介護事故を含む)					1					1																										2
2 金融ADR	5	0	0	2	1	0	1	0	0	3	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
デリバティブ損失を巡る紛争																																				0
その他の金融商品による損失を巡る紛争	5														1																					6
説明・顧客対応を巡る紛争					1		1			1					1					1																5
その他				2						2		1									2															7
3 国際家事ADR(外務省委託事業のみ	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
子の返還																																				0
面会交流		1					1																													2
合計	9	5	0	17	3	0	2	0	0	16	2	1	0	0	2	0	0	2	0	3	15	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	79

5-(1)表 解決事件の紛争の規模別分類

	30万円以下	30万円超 100万円以下	100万円超 300万円以下	300万円超 1000万円以下	1000万円超 1億円以下	1億円超	合計
第二東京	5	11	9	5	4	2	36
	13.9%	30.6%	25.0%	13.9%	11.1%	5.6%	100.0%
大阪・総	13	10	12	4	4	0	43
	30.2%	23.3%	27.9%	9.3%	9.3%	0.0%	100.0%
新潟県	1	0	0	0	0	0	1
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
東京	5	8	13	7	5	1	39
	12.8%	20.5%	33.3%	17.9%	12.8%	2.6%	100.0%
広島	1	1	1	0	0	0	3
	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
神奈川県	1	0	1	1	0	0	3
	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
第一東京	1	6	6	2	0	0	15
	6.7%	40.0%	40.0%	13.3%	0.0%	0.0%	100.0%
埼玉	1	0	2	0	0	0	3
	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
岡山	7	6	2	2	2	0	19
	36.8%	31.6%	10.5%	10.5%	10.5%	0.0%	100.0%
愛知県	12	22	9	13	8	0	64
	18.8%	34.4%	14.1%	20.3%	12.5%	0.0%	100.0%
西三河	3	4	2	1	0	0	10
	30.0%	40.0%	20.0%	10.0%	0.0%	0.0%	100.0%
岐阜県	0	0	0	1	0	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
石見	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
京都	4	4	2	1	0	0	11
	36.4%	36.4%	18.2%	9.1%	0.0%	0.0%	100.0%
兵庫県	3	3	1	1	0	0	8
	37.5%	37.5%	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%	100.0%
山梨県	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
奈良	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
天神	2	1	1	0	0	0	4
	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
北九州	0	1	1	0	0	0	2
	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
札幌	6	1	0	0	0	0	7
	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
仙台	16	18	11	7	3	1	56
	28.6%	32.1%	19.6%	12.5%	5.4%	1.8%	100.0%
久留米	1	1	0	0	0	0	2
	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
愛媛	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
山形県	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
静岡県	0	2	0	0	0	0	2
	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
鹿児島県	0	0	1	0	0	0	1
	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
福島県	1	1	0	0	1	0	3
	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%
富山県	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
熊本県	1	0	0	0	0	0	1
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
金沢	1	1	0	0	0	0	2
	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
滋賀	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
山口県	0	0	0	0	0	0	0
	–	–	–	–	–	–	0.0%
沖縄	3	1	1	0	0	0	5
	60.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
群馬	0	0	1	0	0	0	1
	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
和歌山	1	0	2	0	1	0	4
	25.0%	0.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
合計	89	102	78	45	28	4	346
	25.7%	29.5%	22.5%	13.0%	8.1%	1.2%	100.0%

※各センター下段の比率は、各センターの合計数との比較

5-(2)グラフ 解決事件の紛争の規模別分類

① 全センター

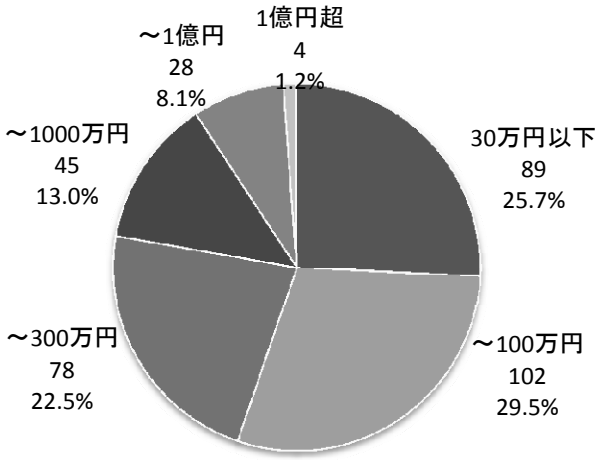

② センター別

30万円以下	～100万円	～300万円	～1000万円	～1億円	1億円超	
5	11	9	5	4	2	第二東京
13	10	12	4	4	0	大阪
1	0	0	0	0	0	新潟県
5	8	13	7	5	1	東京
1	1	1	0	0	0	広島
1	0	1	1	0	0	神奈川県
1	6	6	2	0	0	第一東京
1	0	2	0	0	0	埼玉
7	6	2	2	2	0	岡山
12	22	9	13	8	0	愛知県
3	4	2	1	0	0	西三河
0	0	0	1	0	0	岐阜県
0	0	0	0	0	0	石見
4	4	2	1	0	0	京都
3	3	1	1	0	0	兵庫県
0	0	0	0	0	0	山梨県
0	0	0	0	0	0	奈良
2	1	1	0	0	0	天神
0	1	1	0	0	0	北九州
6	1	0	0	0	0	札幌
16	18	11	7	3	1	仙台
1	1	0	0	0	0	久留米
0	0	0	0	0	0	愛媛
0	0	0	0	0	0	山形県
0	2	0	0	0	0	静岡県
0	0	1	0	0	0	鹿児島県
1	1	0	0	1	0	福島県
0	0	0	0	0	0	富山県
1	0	0	0	0	0	熊本県
1	1	0	0	0	0	金沢
0	0	0	0	0	0	滋賀
0	0	0	0	0	0	山口県
3	1	1	0	0	0	沖縄
0	0	1	0	0	0	群馬
1	0	2	0	1	0	和歌山

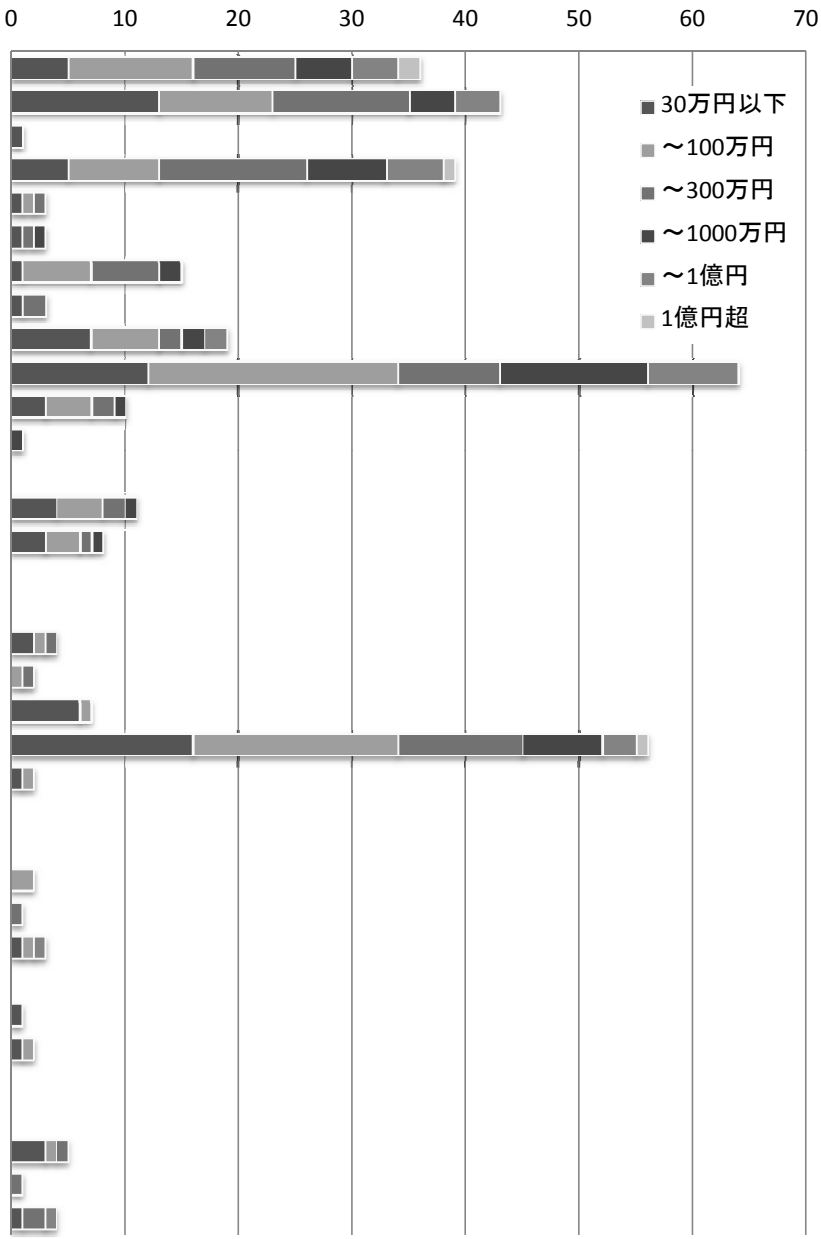

6－(1)表 解決事件の審理期間等

	第二東京	大阪・総	新潟県	東京	広島	神奈川県	第一東京	埼玉	岡山	愛知県	西三河	岐阜県	石見	京都	兵庫県	山梨県	奈良	天神	北九州	札幌	仙台	久留米	愛媛	山形県	静岡県	鹿児島県	福島県	富山県	熊本県	金沢	滋賀	山口県	沖縄	群馬	和歌山	全国	
解決件数	36	43	1	39	3	3	15	3	19	64	10	1	0	11	8	0	0	4	2	7	56	2	0	0	2	1	3	0	1	2	0	0	5	1	4	346	
1 審理期間 （単位：日）																																					
①平均	145.8	144.9	216.0	132.9	124.0	51.0	114.4	101.0	123.1	175.9	138.5	207.0	0.0	121.1	94.3	0.0	0.0	115.3	75	167.5	115.8	50.0	0.0	0.0	12.0	109.0	74.0	0.0	161.0	128.0	0.0	0.0	94.6	90.0	108.8	※1	118.2
																																				※2	132.6
②最短	20	50	216	9	50	27	46	51	40	38	48	207	0	28	45	0	0	84	58	28	34	36	0	0	10	109	24	0	161	112	0	0	29	90	56	0	
③最長	497	366	216	327	261	95	276	148	336	535	259	207	0	325	164	0	0	197	91	628	238	64	0	0	14	109	127	0	161	144	0	0	272	90	190	628	
2 審理回数 （単位：回）																																					
①平均	3.5	3.3	3	3.2	2.7	1.6	2.9	2.3	3.2	4.4	3.6	4.0	0.0	3.4	2.3	0	0	2.5	2	2.8	3.5	3	0.0	0.0	1	3.0	3	0	4	3.5	0.0	0	2.2	3	2.8	※1	3.0
																																				※2	3.4
②最短	2	1	3	1	2	1	1	2	1	1	1	4	0	1	1	0	0	2	1	1	1	3	0	0	1	3	3	0	4	3	0	0	1	3	2	0	
③最長	10	9	3	6	4	3	6	3	5	10	7	4	0	7	4	0	0	3	3	5	7	3	0	0	1	3	3	0	4	4	0	0	5	3	5	10	
3 紛争の価額 （単位：千円）																																					
①平均	14,315	4,923	0.0	13,806	950	2,033	1,592	123	3,121	6,959	1,526	10000.0	－	910	969	－	－	800	1425	164	6,009	525	－	－	830	2560.0	3,810	－	0.0	500.0	－	－	404	3,000	14,354	※1	3,541
																																				※2	6553.0
②最小	300	30	0	262	200	0	200	0	36	44	110	10000	－	200	54	－	－	200	350	31	30	250	－	－	809	2561	230	－	0	0	－	－	0	3,000	300	0	
③最大	212,540	47,500	0	85,570	2,000	5,000	4,793	250	25,000	84,418	8,680	10000	－	4,200	4,700	－	－	2,150	2500	600	143,024	800	－	－	850	2561	10,800	－	0	1000	－	－	1,500	3,000	52,869	212,540	

※1：各センターの数値の和を解決事件のあるセンターの数で除したもの。

※2：各センターの平均値×解決件数の和を総解決件数で除したもの。

6-(2)グラフ 解決事件の審理期間等

① 審理期間（単位：日）

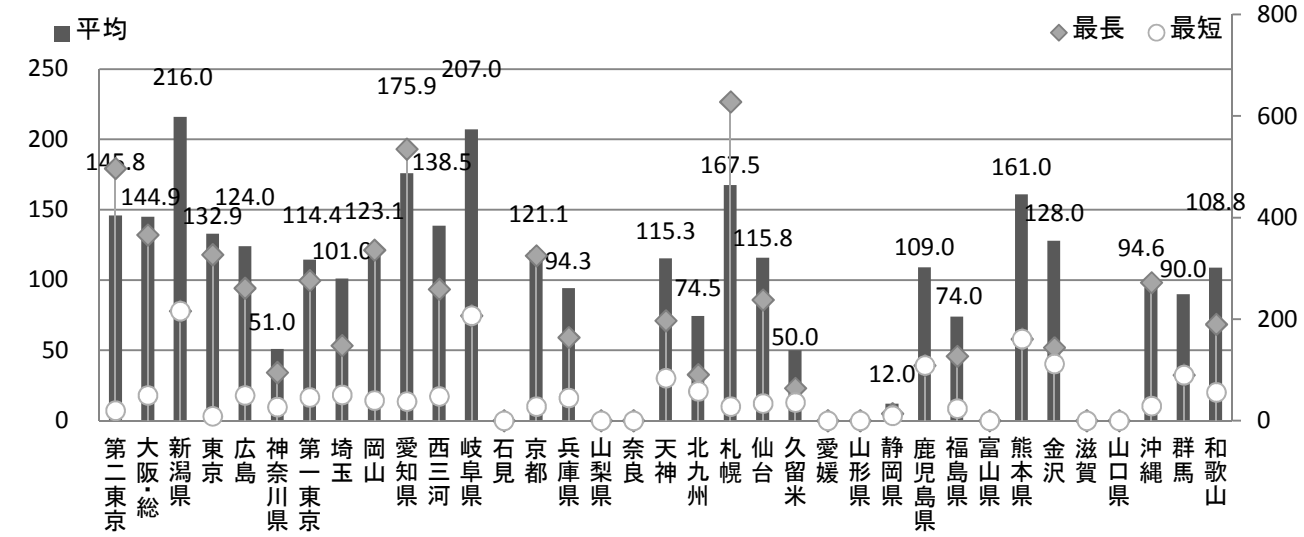

② 審理回数（単位：回）

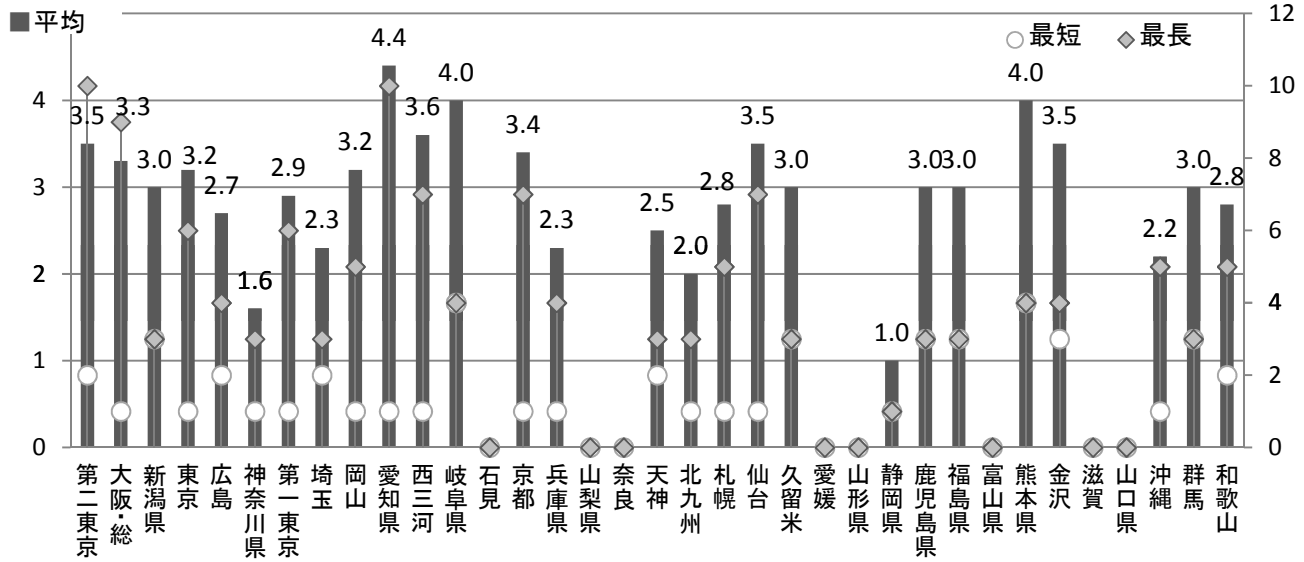

③ 紛争の価額の平均額（単位：千円）

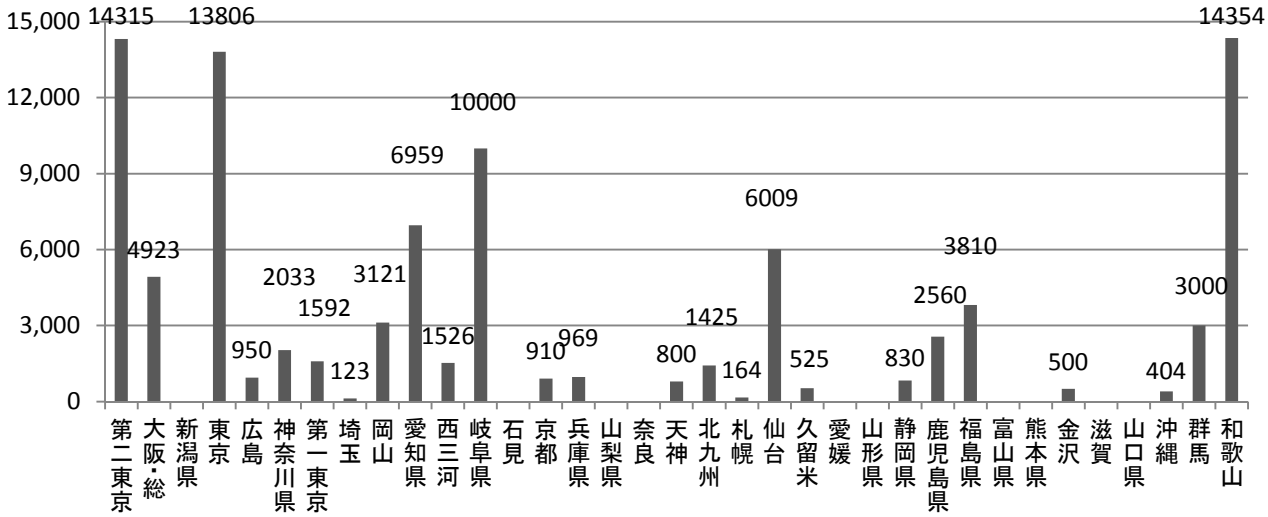

7-(1)表 代理人選任率

1 受理事件と弁護士の関与の関係

	受理件数	①申立人に弁護士なし		②相手方に弁護士なし		③申立人のみに弁護士		④相手方のみに弁護士		⑤双方に弁護士あり		⑥双方とも弁護士なし		関与弁護士数
		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
第二東京	78	36	46.2%	45	57.7%	18	23.1%	9	11.5%	24	30.8%	27	34.6%	75
大阪・総	135	75	55.6%	85	63.0%	30	22.2%	20	14.8%	30	22.2%	55	40.7%	110
新潟県	4	3	75.0%	3	75.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%	3	75.0%	2
東京	97	58	59.8%	52	53.6%	13	13.4%	19	19.6%	26	26.8%	39	40.2%	84
広島	4	2	50.0%	2	50.0%	1	25.0%	1	25.0%	1	25.0%	1	25.0%	4
神奈川県	16	12	75.0%	11	68.8%	3	18.8%	4	25.0%	1	6.3%	8	50.0%	9
第一東京	23	10	43.5%	17	73.9%	8	34.8%	1	4.3%	5	21.7%	9	39.1%	19
埼玉	9	8	88.9%	8	88.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	8	88.9%	2
岡山	49	16	32.7%	28	57.1%	17	34.7%	5	10.2%	16	32.7%	11	22.4%	54
愛知県	203	47	23.2%	54	26.6%	29	14.3%	22	10.8%	127	62.6%	25	12.3%	305
西三河	28	15	53.6%	16	57.1%	5	17.9%	4	14.3%	8	28.6%	11	39.3%	25
岐阜県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	2
石見	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
京都	34	15	44.1%	23	67.6%	10	29.4%	2	5.9%	9	26.5%	13	38.2%	30
兵庫県	9	6	66.7%	6	66.7%	1	11.1%	1	11.1%	2	22.2%	5	55.6%	6
山梨県	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
奈良	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
天神	14	8	57.1%	6	42.9%	4	28.6%	6	42.9%	2	14.3%	2	14.3%	14
北九州	6	0	0.0%	4	66.7%	4	66.7%	0	0.0%	2	33.3%	0	0.0%	8
札幌	20	12	60.0%	10	50.0%	1	5.0%	3	15.0%	7	35.0%	9	45.0%	18
仙台	133	54	40.6%	79	59.4%	36	27.1%	11	8.3%	43	32.3%	43	32.3%	133
久留米	3	3	100.0%	2	66.7%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%	1
愛媛	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	100.0%	0
山形県	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
静岡県	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	100.0%	0
鹿児島県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
福島県	11	7	63.6%	3	27.3%	0	0.0%	4	36.4%	4	36.4%	3	27.3%	12
富山県	6	5	83.3%	3	50.0%	0	0.0%	2	33.3%	1	16.7%	2	33.3%	4
熊本県	2	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	0
金沢	11	8	72.7%	11	100.0%	3	27.3%	0	0.0%	0	0.0%	8	72.7%	3
滋賀	2	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1	50.0%	2
山口県	3	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%	2	66.7%	0	0.0%	5
沖縄	19	15	78.9%	19	100.0%	4	21.1%	0	0.0%	0	0.0%	15	78.9%	4
群馬	7	2	28.6%	2	28.6%	1	14.3%	1	14.3%	4	57.1%	1	14.3%	10
和歌山	14	3	21.4%	9	64.3%	6	42.9%	0	0.0%	5	35.7%	3	21.4%	16
合計	950	433	45.6%	509	53.6%	194	20.4%	118	12.4%	323	34.0%	314	33.1%	958

※関与弁護士数は，当事者の一方のみに代理人が付く場合＝1件につき1名，双方に代理人が付く場合＝1件につき2名としている。

7-(1)表 代理人選任率

2 解決事件と弁護士の関与の関係

	解決件数	①申立人に弁護士なし		②相手方に弁護士なし		③申立人のみに弁護士		④相手方のみに弁護士		⑤双方に弁護士あり		⑥双方とも弁護士なし		関与弁護士数
		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
第二東京	36	12	33.3%	10	27.8%	4	11.1%	6	16.7%	20	55.6%	6	16.7%	50
大阪・総	43	31	72.1%	21	48.8%	4	9.3%	14	32.6%	8	18.6%	17	39.5%	34
新潟県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	2
東京	39	18	46.2%	13	33.3%	3	7.7%	8	20.5%	18	46.2%	10	25.6%	47
広島	3	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%	3
神奈川県	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	100.0%	0
第一東京	15	5	33.3%	9	60.0%	6	40.0%	2	13.3%	4	26.7%	3	20.0%	16
埼玉	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	100.0%	0
岡山	19	2	10.5%	9	47.4%	8	42.1%	1	5.3%	9	47.4%	1	5.3%	27
愛知県	64	14	21.9%	15	23.4%	4	6.3%	3	4.7%	46	71.9%	11	17.2%	99
西三河	10	6	60.0%	5	50.0%	2	20.0%	3	30.0%	2	20.0%	3	30.0%	9
岐阜県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	2
石見	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
京都	11	2	18.2%	4	36.4%	2	18.2%	0	0.0%	7	63.6%	2	18.2%	16
兵庫県	8	6	75.0%	5	62.5%	0	0.0%	1	12.5%	2	25.0%	5	62.5%	5
山梨県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
奈良	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
天神	4	2	50.0%	2	50.0%	1	25.0%	1	25.0%	1	25.0%	1	25.0%	4
北九州	2	0	0.0%	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	3
札幌	7	5	71.4%	2	28.6%	0	0.0%	3	42.9%	2	28.6%	2	28.6%	7
仙台	56	25	44.6%	31	55.4%	11	19.6%	5	8.9%	20	35.7%	20	35.7%	56
久留米	2	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	1
愛媛	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
山形県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
静岡県	2	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	0
鹿児島県	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
福島県	3	1	33.3%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	66.7%	1	33.3%	4
富山県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
熊本県	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
金沢	2	1	50.0%	2	100.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1
滋賀	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
山口県	0	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0	−	0
沖縄	5	5	100.0%	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	100.0%	0
群馬	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	2
和歌山	4	1	25.0%	2	50.0%	1	25.0%	0	0.0%	2	50.0%	1	25.0%	5
合計	346	150	43.4%	148	42.8%	48	13.9%	50	14.5%	148	42.8%	100	28.9%	394

※関与弁護士数は，当事者の一方のみに代理人が付く場合＝1件につき1名，双方に代理人が付く場合＝1件につき2名としている。

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

① 全センター

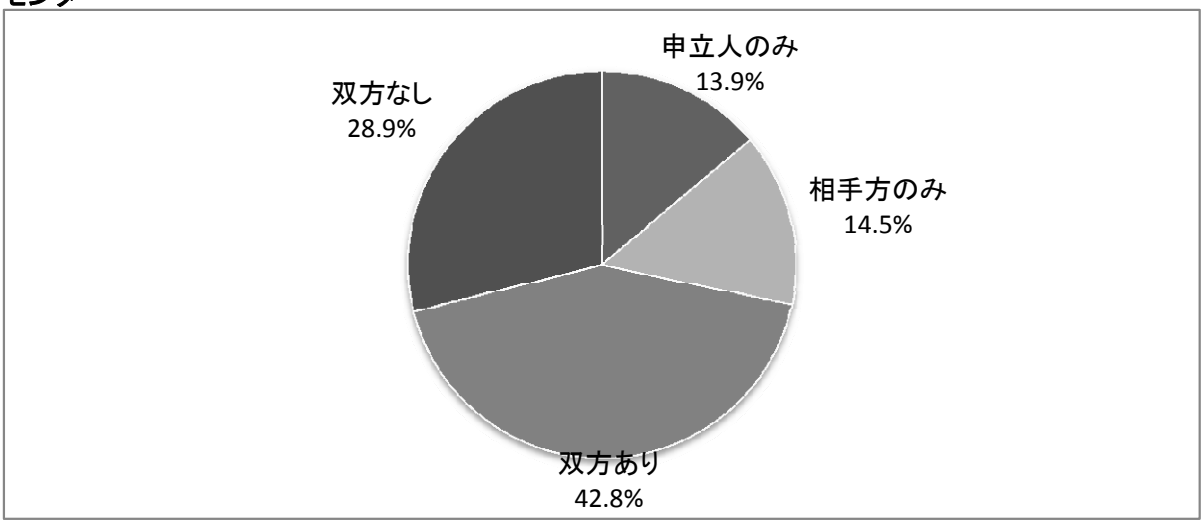

② センター別

第二東京

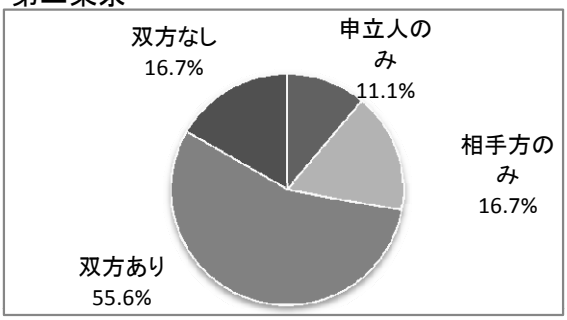

大阪（公益社団法人総合紛争解決センター）

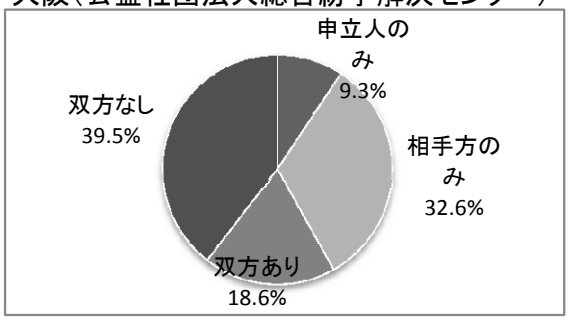

新潟県

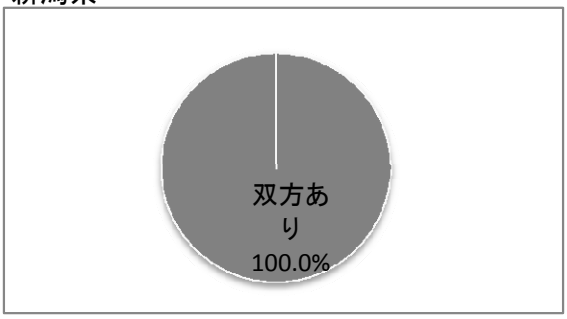

東京

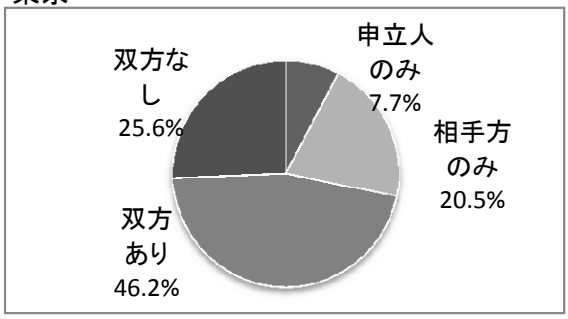

神奈川県

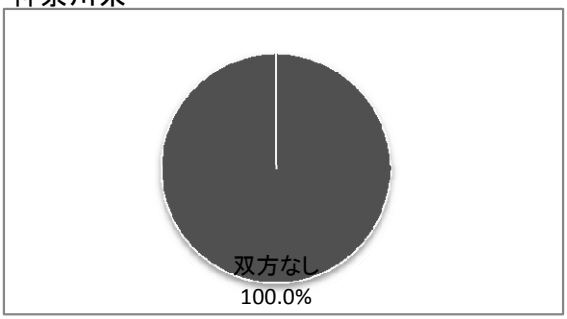

第一東京

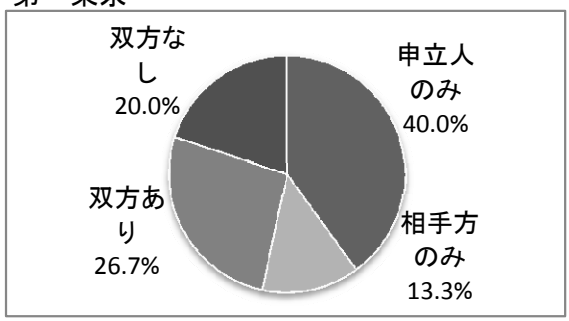

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

埼玉

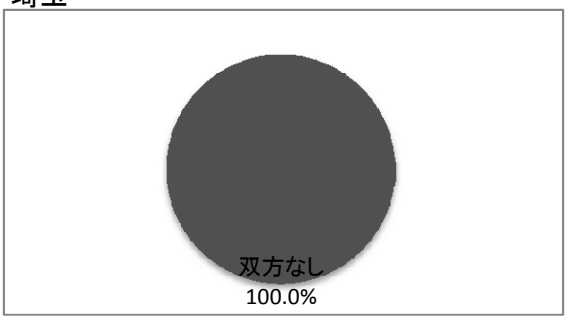

岡山

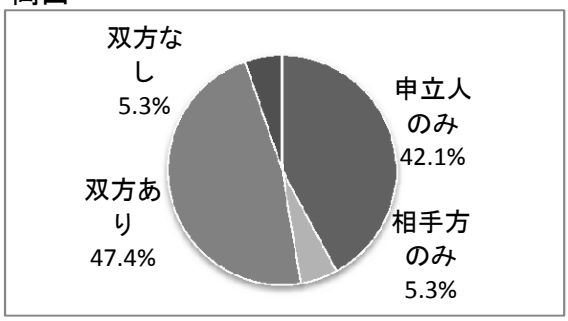

愛知県

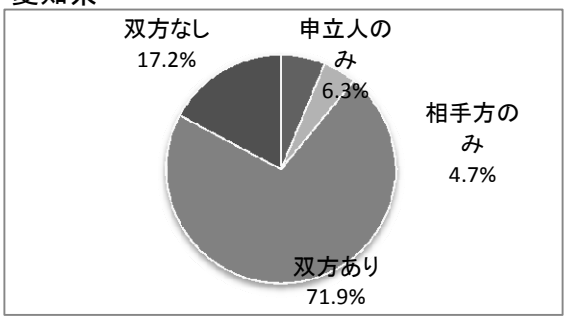

西三河

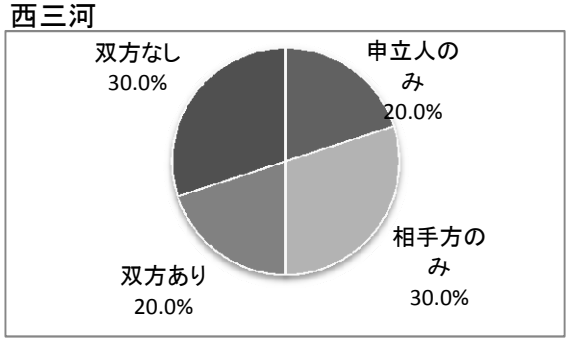

京都

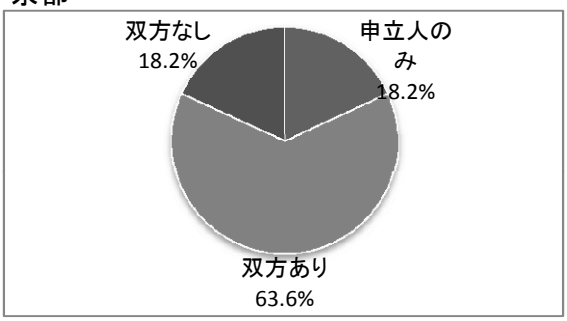

兵庫県

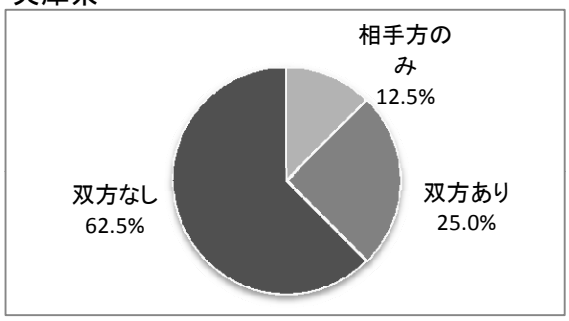

天神

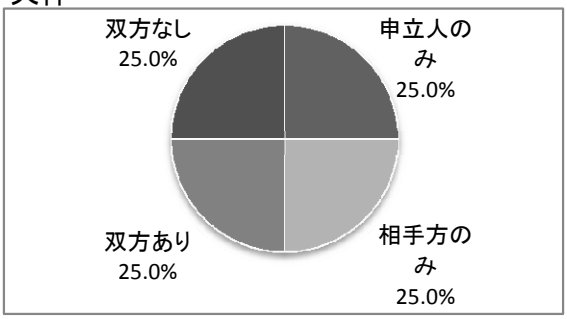

北九州

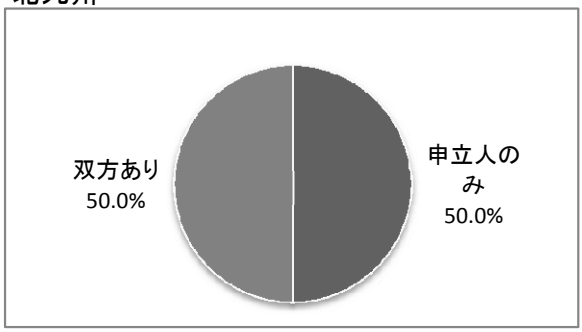

札幌

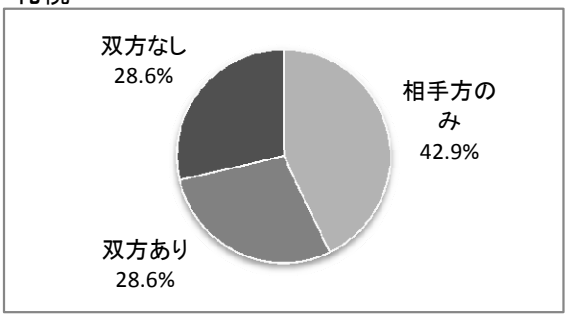

仙台

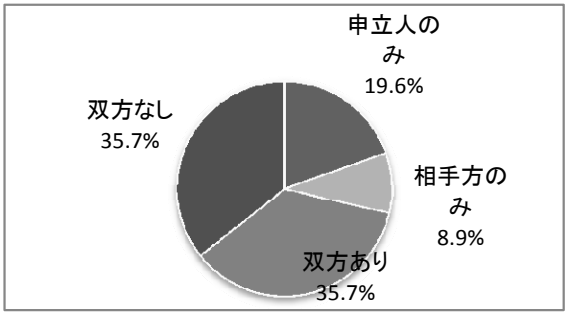

7-(2)グラフ 解決事件と弁護士の関与の関係

久留米

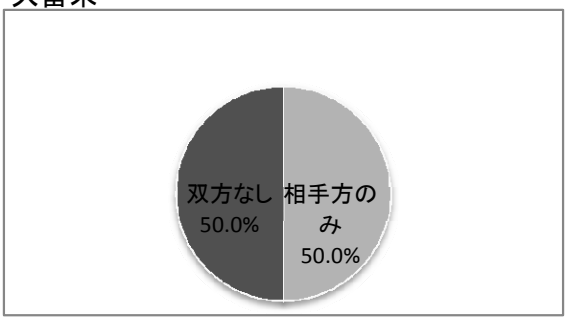

静岡県

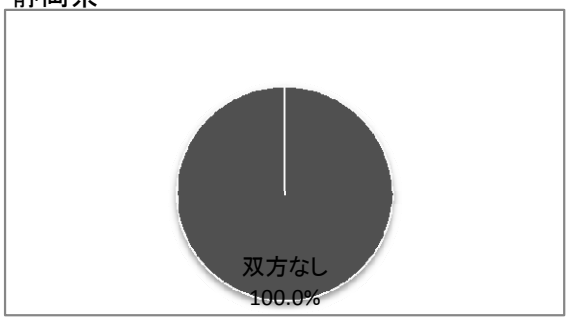

福島県

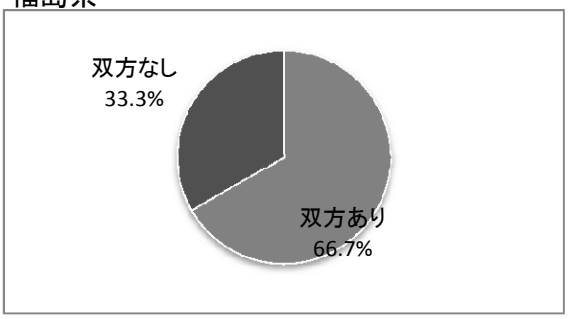

熊本県

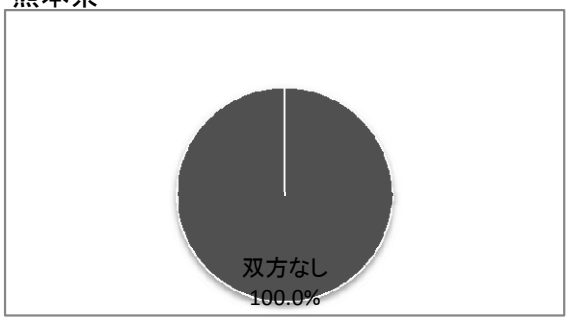

沖縄

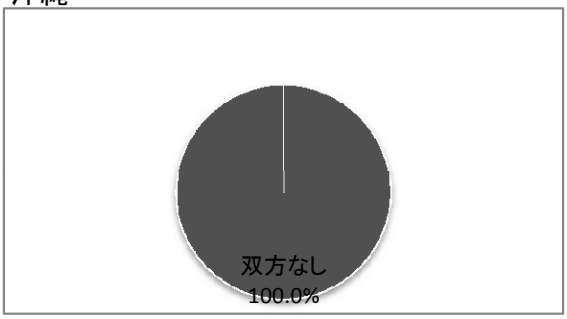

群馬

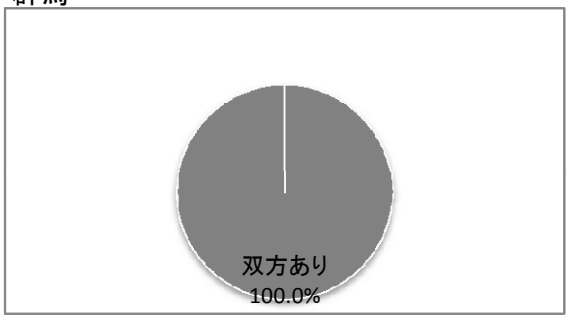

和歌山

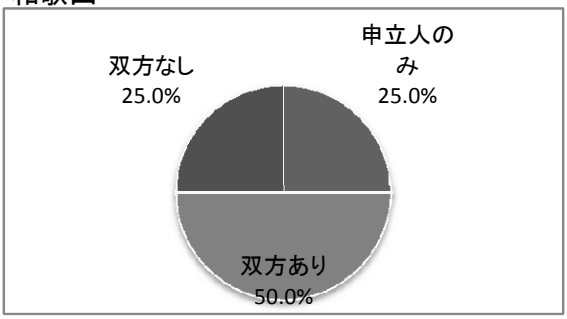

8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

①30万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	5		1	3	1	7
大阪・総	13	2	4		7	6
新潟県	1			1		2
東京	5		1	2	2	5
広島	1		1			1
神奈川県	1				1	0
第一東京	1		1			1
埼玉	1				1	0
岡山	7	4		3		10
愛知県	12	3		3	6	9
西三河	3		2		1	2
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	4	1		2	1	5
兵庫県	3		1	2		5
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	2	1			1	1
北九州	0					0
札幌	6		3	1	2	5
仙台	16	3	1	1	11	6
久留米	1				1	0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	1				1	0
富山県	0					0
熊本県	1				1	0
金沢	1	1				1
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	3				3	0
群馬	0					0
和歌山	1				1	
合計	89	15	15	18	41	66
弁護士関与率	－	16.9%	16.9%	20.2%	－	37.1%

②30万円超100万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	11	1	4	5	1	15
大阪・総	10	1	4	3	2	11
新潟県	0					0
東京	8		2	3	3	8
広島	1				1	0
神奈川県	0					0
第一東京	6	1	1	3	1	8
埼玉	0					0
岡山	6	1	1	3	1	8
愛知県	22		2	17	3	36
西三河	4	1	1		2	2
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	4	1		2	1	5
兵庫県	3				3	0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	1		1			1
北九州	1	1				1
札幌	1			1		2
仙台	18	4	3	8	3	23
久留米	1		1			1
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	2				2	0
鹿児島県	0					0
福島県	1			1		2
富山県	0					0
熊本県	0					0
金沢	1				1	0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	1				1	0
群馬	0					0
和歌山	0					0
合計	102	11	20	46	25	123
弁護士関与率	－	10.8%	19.6%	45.1%	－	60.3%

8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

③100万円超300万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	9	1	1	4	3	10
大阪・総	12	1	5	1	5	8
新潟県	0					0
東京	13	1	5	4	3	14
広島	1			1		2
神奈川県	1				1	0
第一東京	6	4		1	1	6
埼玉	2				2	0
岡山	2	1		1		3
愛知県	9	1		6	2	13
西三河	2	1		1		3
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	2			2		4
兵庫県	1				1	0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	1			1		2
北九州	1			1		2
札幌	0					0
仙台	11	1	1	5	4	12
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	1		1			1
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	0					0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	1				1	0
群馬	1				1	0
和歌山	2	1		1		3
合計	78	12	13	29	24	83
弁護士関与率	－	15.4%	16.7%	37.2%	－	53.2%

④300万円超1000万円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	5	2		3		8
大阪・総	4		1	1	2	3
新潟県	0					0
東京	7	2		4	1	10
広島	0					0
神奈川県	1				1	0
第一東京	2	1			1	1
埼玉	0					0
岡山	2	1		1		3
愛知県	13			13		26
西三河	1			1		2
岐阜県	1			1		2
石見	0					0
京都	1			1		2
兵庫県	1				1	0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	0					0
北九州	0					0
札幌	0					0
仙台	7	1		5	1	11
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	0					0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	0					0
群馬	0					0
和歌山	0					0
合計	45	7	1	30	7	68
弁護士関与率	－	15.6%	2.2%	66.7%	－	75.6%

8-(1)表 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

⑤1000万円超1億円以下	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	4			4		8
大阪・総	4			3	1	6
新潟県	0					0
東京	5			4	1	8
広島	0					0
神奈川県	0					0
第一東京	0					0
埼玉	0					0
岡山	2	1		1		3
愛知県	8		1	7		15
西三河	0					0
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	0					0
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	0					0
北九州	0					0
札幌	0					0
仙台	3	2			1	2
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	1			1		2
富山県	0					0
熊本県	0					0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	0					0
群馬	0					0
和歌山	1			1		2
合計	28	3	1	21	3	46
弁護士関与率	－	10.7%	3.6%	75.0%	－	82.1%

⑥1億円超	解決件数					関与弁護士数
	計	申立人のみに弁護士	相手方のみに弁護士	双方に弁護士あり	双方とも弁護士なし	
第二東京	2			1	1	2
大阪・総	0					0
新潟県	0					0
東京	1			1		2
広島	0					0
神奈川県	0					0
第一東京	0					0
埼玉	0					0
岡山	0					0
愛知県	0					0
西三河	0					0
岐阜県	0					0
石見	0					0
京都	0					0
兵庫県	0					0
山梨県	0					0
奈良	0					0
天神	0					0
北九州	0					0
札幌	0					0
仙台	1			1		2
久留米	0					0
愛媛	0					0
山形県	0					0
静岡県	0					0
鹿児島県	0					0
福島県	0					0
富山県	0					0
熊本県	0					0
金沢	0					0
滋賀	0					0
山口県	0					0
沖縄	0					0
群馬	0					0
和歌山	0					0
合計	4	0	0	3	1	6
弁護士関与率	－	0.0%	0.0%	75.0%	－	75.0%

8-(2)グラフ 解決事件の紛争の規模と弁護士の関与状況

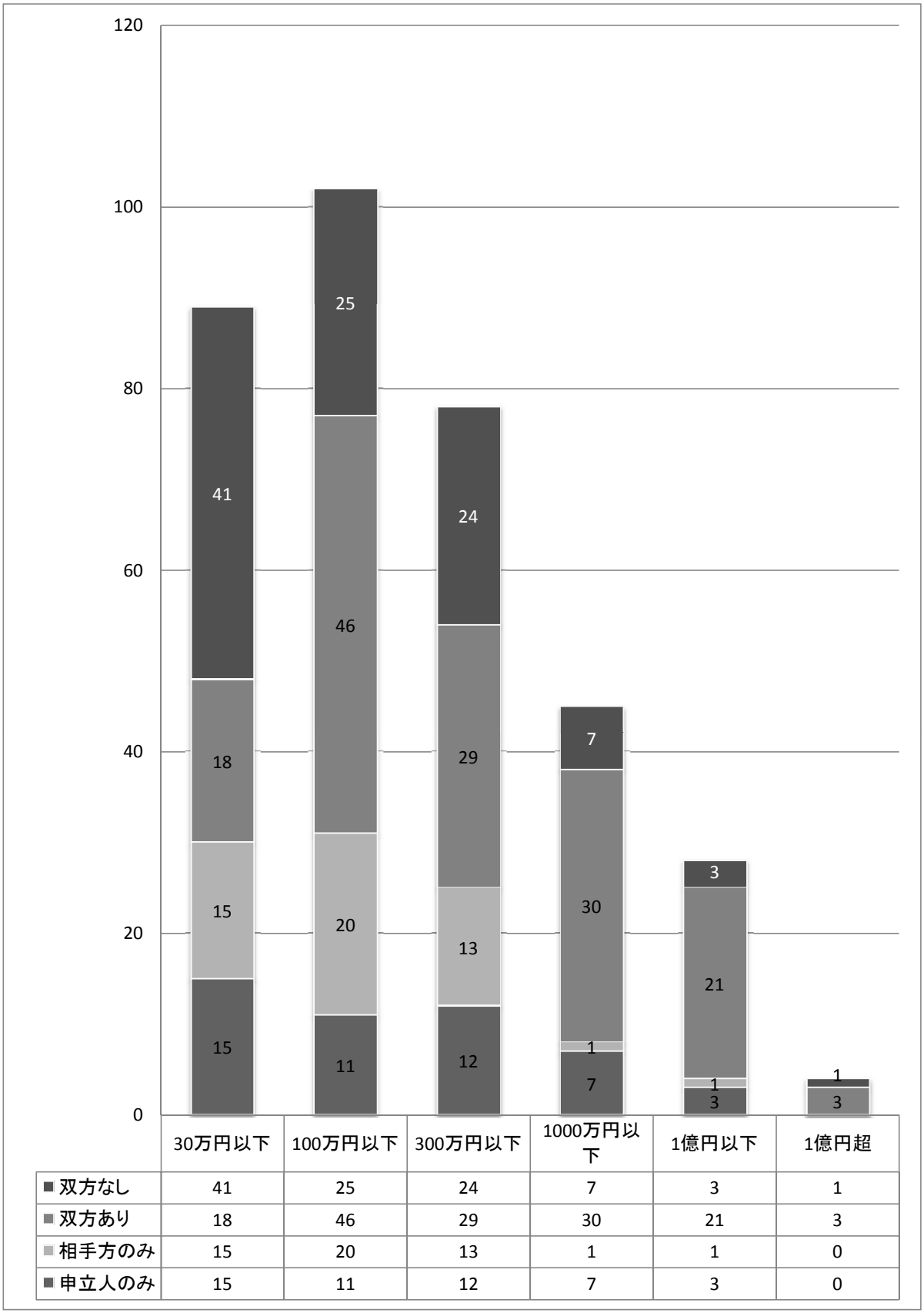

	30万円以下	100万円以下	300万円以下	1000万円以下	1億円以下	1億円超
双方なし	41	25	24	7	3	1
双方あり	18	46	29	30	21	3
相手方のみ	15	20	13	1	1	0
申立人のみ	15	11	12	7	3	0

9表 解決事件中合議事件・専門家関与事件の件数

	解決件数	①合議事件		②専門家関与		③補助者	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率
第二東京	36	12	33.3%	0	0.0%	8	22.2%
大阪・総	43	43	100.0%	43	100.0%	0	0.0%
新潟県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
東京	39	17	43.6%	1	2.6%	0	0.0%
広島	3	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%
神奈川県	3	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第一東京	15	10	66.7%	0	0.0%	0	0.0%
埼玉	3	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%
岡山	19	4	21.1%	4	21.1%	9	47.4%
愛知県	64	0	0.0%	6	9.4%	0	0.0%
西三河	10	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%
岐阜県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
石見	0	0	−	0	−	0	−
京都	11	1	9.1%	0	0.0%	11	100.0%
兵庫県	8	0	0.0%	1	12.5%	0	0.0%
山梨県	0	0	−	0	−	0	−
奈良	0	0	−	0	−	0	−
天神	4	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
北九州	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
札幌	7	4	57.1%	0	0.0%	0	0.0%
仙台	56	0	0.0%	2	3.6%	11	19.6%
久留米	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
愛媛	0	0	−	0	−	0	−
山形県	0	0	−	0	−	0	−
静岡県	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
鹿児島県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福島県	3	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
富山県	0	0	−	0	−	0	−
熊本県	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
金沢	2	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
滋賀	0	0	−	0	−	0	−
山口県	0	0	−	0	−	0	−
沖縄	5	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
群馬	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
和歌山	4	0	0.0%	0	0.0%	4	100.0%
合計	346	96	27.7%	60	17.3%	44	12.7%

※専門家には，カウンセラー，一級建築士，税理士等がなっている。
※専門家が仲裁人に登録されているセンター（岡山等）があるが，専門家仲裁人や専門委員は②助言者（専門家）に入れた。
※補助者制度は採用しているセンター（二弁等）と採用していないセンターがある。

※岡山弁護士会：補助者選任事件は合議事件件数に含まない

10表 紛争の主体による分類

	①受理事件				②解決事件			
	事業者 対 事業者	事業者 対 消費者(個人)	個人 対 個人	合計	事業者 対 事業者	事業者 対 消費者(個人)	個人 対 個人	合計
第二東京	9	44	25	78	11	17	8	36
大阪・総	21	82	32	135	4	23	16	43
新潟県		2	2	4		1		1
東京	8	73	16	97	5	24	10	39
広島		4		4		3		3
神奈川県		9	7	16			3	3
第一東京	2	15	6	23		13	2	15
埼玉		7	2	9	1	2		3
岡山	6	30	13	49		12	7	19
愛知県	14	97	92	203	1	29	34	64
西三河	2	15	11	28		6	4	10
岐阜県		1		1		1		1
石見								
京都	3	15	16	34	1	5	5	11
兵庫県	1	5	3	9		4	4	8
山梨県		1		1				
奈良	1			1				
天神		9	5	14		3	1	4
北九州		3	3	6			2	2
札幌	2	14	4	20		6	1	7
仙台	14	67	52	133	2	27	27	56
久留米		1	2	3		1	1	2
愛媛		1	2	3				
山形県			1	1				
静岡県		1	2	3			2	2
鹿児島県						1		1
福島県	2	5	4	11	1	1	1	3
富山県		5	1	6				
熊本県		1	1	2			1	1
金沢	3	1	7	11		1	1	2
滋賀	1	1		2				
山口県	1	2		3				
沖縄		2	17	19		1	4	5
群馬	1	6		7		1		1
和歌山	1	7	6	14		3	1	4
合計	92	526	332	950	26	185	135	346

参考資料

（1）原発ＡＤＲ 申立件数の結果等（2016 年 7 月 29 日現在）

（2）金融ＡＤＲ 協定申入・締結数一覧（2016 年 7 月末現在）

（3）金融ＡＤＲ 移管・現地調停 協定締結状況一覧（2016 年 7 月末現在）

（4）金融ＡＤＲ 事例紹介（2015 年度）

【参考資料１】
原子力損害賠償紛争解決センター
原発ADR申立件数等(7月29日現在)

申立件数の結果等　（平成28年7月29日現在の取扱状況）

	平成23年				平成24年												平成25年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申立件数	38	80	143	260	248	355	466	447	480	409	472	395	281	347	299	343	240	314	307
既済件数	0	1	1	4	8	23	49	91	127	160	215	235	184	266	257	241	331	336	464
（内訳）																			
和解成立（全部）	0	0	1	1	2	7	23	44	64	93	134	151	122	183	187	192	263	270	384
和解打切り	0	0	0	0	1	7	10	11	34	30	36	34	25	29	33	22	28	35	47
取下げ	0	1	0	3	5	9	16	36	29	37	45	50	37	54	36	27	40	31	33
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
未済件数累計	38	117	259	515	755	1,087	1,504	1,860	2,213	2,462	2,719	2,879	2,976	3,057	3,099	3,201	3,110	3,088	2,931

	平成25年									平成26年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
申立件数	340	336	322	357	266	385	417	373	434	448	543	549	461	480	420	452	304	393	376
既済件数	457	402	426	379	406	326	432	376	332	370	391	412	568	399	438	453	433	410	421
（内訳）																			
和解成立（全部）	382	340	373	318	361	269	363	330	273	330	351	360	509	353	376	394	387	349	380
和解打切り	44	34	35	45	21	33	46	25	36	28	20	22	33	20	29	28	23	28	19
取下げ	31	28	18	16	24	24	23	21	23	12	20	30	26	26	33	31	23	33	22
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,814	2,748	2,644	2,622	2,482	2,541	2,526	2,523	2,625	2,703	2,855	2,992	2,885	2,966	2,948	2,947	2,818	2,801	2,756

	平成26年		平成27年												平成28年				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
申立件数	397	394	361	386	443	513	336	413	317	282	321	289	269	309	277	324	327	228	247
既済件数	362	397	315	401	364	439	308	423	391	358	313	392	264	313	329	297	307	291	288
（内訳）																			
和解成立（全部）	313	336	270	350	317	383	270	366	344	325	251	278	228	262	285	242	242	240	230
和解打切り	18	32	21	23	25	20	13	22	11	11	21	81	7	19	10	25	22	12	15
取下げ	31	29	24	28	22	36	25	35	36	22	41	33	29	32	34	30	43	39	43
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,791	2,788	2,834	2,819	2,898	2,972	3,000	2,990	2,916	2,840	2,848	2,745	2,750	2,746	2,694	2,721	2,741	2,678	2,637

	平成28年							平成29年												
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
申立件数	274	219																		20,506
既済件数	329	246																		17,951
（内訳）																				
和解成立（全部）	255	206																		14,912
和解打切り	24	11																		1,394
取下げ	50	29																		1,644
却下	0	0																		1
未済件数累計	2,582	2,555																		

センター体制の現状　（各月1日現在）

	平成23年				平成24年												平成25年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仲介委員	22	128	128	128	128	128	128	175	175	205	205	205	205	205	205	205	205	206	208
調査官	19	23	23	28	30	33	40	42	42	42	43	43	61	74	81	91	107	133	140

	平成25年									平成26年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
仲介委員	209	209	210	210	211	232	254	254	253	254	256	256	267	276	276	276	279	279	279
調査官	153	166	173	180	184	187	190	193	193	194	193	191	182	184	184	185	190	187	186

	平成26年		平成27年												平成28年				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
仲介委員	282	283	282	281	280	280	280	280	279	279	281	279	279	279	278	276	276	276	277
調査官	188	192	190	190	193	186	186	186	182	183	185	188	189	189	186	186	187	177	177

	平成28年							平成29年											
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
仲介委員	278	279																	
調査官	175	175																	

【参考資料２】
金融ADR協定申入・締結数一覧
(7月末現在)

金融ADR　協定申入れ・締結数一覧（2016年7月末現在）

	協定申入数			協定締結数			取下げ・解約数		
	個社	団体	合計	個社	団体	合計	個社	団体	合計
東京三会	567	7	574	485	7	492	76	0	76
神奈川県	10	2	12	8	2	10	2	0	2
埼玉	0	2	2	0	2	2	0	0	0
群馬	0	5	5	0	1	1	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	2	2	0	2	2	0	0	0
新潟県	2	3	5	0	3	3	1	0	1
大阪	26	1	27	16	1	17	11	0	11
京都	7	1	8	7	1	8	0	0	0
兵庫県	14	1	15	13	1	14	0	0	0
奈良	3	1	4	3	1	4	0	0	0
滋賀	3	1	4	3	1	4	0	0	0
和歌山	0	1	1	0	0	0	0	0	0
愛知県	58	1	59	51	1	52	7	0	7
岐阜県	0	0	0	1	1	2	0	0	0
福井	0	2	2	0	2	2	0	0	0
金沢	1	3	4	1	3	4	0	0	0
富山県	0	2	2	0	2	2	0	0	0
広島	5	2	7	5	2	7	1	0	1
山口県	0	1	1	0	1	1	0	0	0
岡山	11	1	12	11	1	12	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	2	3	5	2	3	5	0	0	0
熊本県	0	2	2	0	2	2	0	0	0
鹿児島県	0	1	1	0	1	1	0	0	0
沖縄	0	2	2	0	2	2	0	0	0
仙台	2	0	2	2	0	2	0	0	0
福島県	0	1	1	0	1	1	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	11	3	14	8	3	11	2	0	2
愛媛	5	1	6	4	1	5	1	0	1
合計	**727**	**52**	**779**	**620**	**48**	**668**	**101**	**0**	**101**

【備考】
※大阪：公益社団法人民間総合調停センターの協定申入れ・締結数

金融ADR　協定締結済み団体名およびその傘下の受諾社数（7月末現在）

	協定締結済団体数	団体名	受諾社数	受託社数合計
東京三会	7	社団法人　全国労働金庫協会	14	795
		社団法人　全国信用金庫協会	260	
		全国農業協同組合中央会	215	
		全国漁業協同組合連合会	111	
		社団法人　全国信用組合中央協会	154	
		社団法人　資金決済業協会	41	
		社団法人　不動産証券化協会	0	
神奈川県	2	全国農業協同組合中央会	利用店舗は神奈川県に限る	8
		一般社団法人関東信用金庫協会	8	
埼玉	2	社団法人関東信用金庫協会	不明	0
		全国農業協同組合中央会（全国JAバンク相談所）	不明	
群馬	1	全国農業協同組合中央会		
静岡県	2	静岡県信用金庫協会	39	39
		全国農業協同組合中央会		
山梨県	2	全国農業協同組合中央会	13	17
		関東信用金庫協会	4	
新潟県	3	全国農業協同組合中央会		
		関東信用保証		
		新潟県信用組合協会		
大阪	1	全国農業協同組合中央会	8都道府県	
京都	1	全国農業協同組合中央会	52	52
兵庫県	1	全国農業協同組合中央会	5府県	5
奈良	1	全国農業協同組合中央会		
滋賀	1	JA滋賀	17	17
和歌山	0			
愛知県	1	全国農業協同組合中央会	5府県	5
岐阜県	1	全国農業協同組合中央会	8社	8
福井	2	全国農業協同組合中央会	13	30
		一般社団法人北陸地区信用金庫協会	17	
金沢	3	社団法人北陸地区信用金庫協会	17	35
		石川県医師信用組合	0	
		全国農業協同組合中央会	18	
富山県	2	全国農業協同組合中央会	17	34
		一般社団法人北陸地区信用金庫協会	17	
広島	2	全国農業協同組合中央会		11
		中国ブロック信用組合協議会	11	
山口県	1	全国農業協同組合中央会	13	13
岡山	1	全国農業協同組合中央会	6県	
島根県	0			
福岡県	3	全国農業協同組合中央会	55	89
		九州北部信用金庫協会	13	
		九州信用組合協会	21	

熊本県	2	南九州信用金庫協会	15	30
		全国JAバンク相談所	15	
鹿児島県	1	社団法人南九州信用金庫協会	15	15
沖縄	2	全国農業協同組合中央会		
		沖縄県農業協同組合		
仙台	0	制度施行以前より全国農業協同組合中央会（JAバンク）との協定があり、その傘下の受諾社数は、平成27年7月末現在66となります。本協定については、件数表には反映しておりません。		
福島県	1	全国農業協同組合中央会	17	17
山形県	0	金融ADR制度開始前に全国農業協同組合中央会と協定を締結しております。（平成20年12月）		
札幌	3	一般社団法人北海道信用金庫協会	23	141
		全国農業協同組合中央会	111	
		一般社団法人北海道信用組合協会	7	
愛媛	1	全国農業協同組合中央会		

【参考資料３】
金融ADR 移管・現地調停に関する協定書締結状況一覧(7月末現在)

金融ADR 移管・現地調停に関する協定書 締結状況報告

弁護士会ADR設置会	弁護士会ADR未設置会	移管	現地調停
札幌		○	○
	函館		○
	旭川		○
	釧路		○
	青森県		○
	秋田		○
	岩手		○
山形県		○	○
仙台		○	
福島県		○	○
	茨城県		○
	栃木県		○
群馬			○
東京			
第一東京			
第二東京			
埼玉		○	
	千葉県		○
神奈川県		○	
山梨県		○	○
静岡県		○	○
新潟県			○
	長野県		○
富山県		○	○
金沢		○	○
	福井		○
岐阜県		○	
愛知県		○	
滋賀			○
	三重		○
京都			
大阪			
奈良		○	
和歌山			○
兵庫県		○	○
岡山		○	
広島		○	○
	鳥取県		○
島根県			○
山口県			○
	香川県		○
愛媛県		○	○
	徳島		○
	高知		○
福岡県		○	○
	佐賀県		○
	長崎県		○
熊本県		○	○
	大分県		○
	宮崎県		○
鹿児島県		○	
沖縄			○
32	20	20	39

（2016年7月末現在）

【参考資料４】
金融ADR　事例紹介
（2015年度）

■2015年度（2015.4-2016.3）

【東京弁護士会紛争解決センター】

番号	東京①	
申立年月日	2014年9月19日	
終了年月日	2015年8月11日	
紛争の種類・金融商品	貸金繰り上げ返済手数料の返還請求	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，女性4名	
事案の概要	顧客の立場： 5億円の貸金（マンション建設資金）の相続発生後，これを相続した申立人らは他行からの借り換えにより貸金を繰上げ返済した。 この繰上げ返済について，約2700万円の繰上げ返済手料料を請求され，一応支払ったが，この取引には①繰上げ返済手数料が発生することに関する説明義務違反，②錯誤無効及び③公序良俗違反があったので，この返還を請求する。 金融機関の立場： 書面を交付する等により説明義務は果たしており，錯誤無効及び公序良俗違反もない。	
結果	和解（なお，金融機関の支払義務を確保するため仲裁決定申立）	
経過・和解の要点	相手方は，申立人に対し，解決金として500万円を支払うことにした。	
審理期間・期日回数	審理期間：327日	期日回数：6回
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

番号	東京②　※移管調停（岐阜県弁護士会）	
申立年月日	2015年4月6日	
終了年月日	2015年5月8日	
紛争の種類・金融商品	連帯保証債務不存在	
金融機関	信用組合	
顧客	個人，男性1名，女性1名	
事案の概要	顧客の立場： 申立人らは，①住宅購入資金，②住宅建築資金の借入人の妻とその父親であり，①及び②について連帯保証をした。その後，借入人の支払が遅滞し，借入人は申立人である妻と離婚した。 申立人らは，相手方との間で残った借入金のみ支払い，利息は免除するとの合意がされていたとして，①については，現在の元金を超えて債務は存在しないこと，②については，完済され残債務は存在しないことの確認を求める。 金融機関の立場： （移管調停のため）不明	
結果	移管調停（移管後和解，岐阜県①）→2015.10.27和解	
経過・和解の要点	岐阜県弁護士会に移管。	
審理期間・期日回数	審理期間：33日	期日回数：
代理人	顧客：あり	金融機関：なし

番号	東京③　※現地調停（山口県弁護士会）
申立年月日	2015年4月24日
終了年月日	2015年8月5日
紛争の種類・金融商品	住宅ローン借り換え時における説明義務違反
金融機関	信用金庫
顧客	個人，男性

事案の概要	顧客の立場: 相手方が住宅ローンの借り換えの提案をした際，申立人は夫婦で収入があったため，夫婦で団体信用生命保険に加入することを求め，相手方金融機関の担当者もそれは可能と返答した。しかし，相手方担当者はその手続を怠り，妻の死亡後にその事実が判明した。この点以外にも，相手方は団体信用生命保険加入に関する十分な説明を怠っている。 金融機関の立場: 申立人からは団体信用生命保険加入が必須とは告げられていない。そもそも夫婦を債務者とする商品は当時販売されていないため，申立人から当該事実を告げられていれば借り換えを勧めることもなかった。申立人自身も被保険者は申立人本人だけであると認識しており，また，団体信用生命保険についての重要事項は説明していることから，説明義務違反はない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	双方の事実関係に関する認識の溝が埋まらず，不成立	
審理期間・期日回数	審理期間:104日	期日回数:3回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京④※移管調停(仙台弁護士会)	
申立年月日	2015年5月12日	
終了年月日	2015年6月4日	
紛争の種類・金融商品	個人情報の誤記載による不利益	
金融機関	労働金庫	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場: 相手方金融機関から個人情報が他機関に漏洩し，それに伴い種々の不利益(ブラックリストに登載されたことにより，通信会社による割賦販売や消費者金融からの借入れに影響があった。)を受けた。 金融機関の立場: (移管調停のため)不明	
結果	移管調停(移管後和解，仙台③)→2015.8.3和解	
経過・和解の要点	仙台弁護士会に移管。	
審理期間・期日回数	審理期間:24日	期日回数:
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	東京⑤
申立年月日	2015年6月3日
終了年月日	2015年8月25日
紛争の種類・金融商品	預金取引に関する書類の開示請求
金融機関	信用金庫
顧客	個人，男性
事案の概要	顧客の立場: 申立人の母親が死亡し，申立人が全財産を相続したが，相続財産に関し税務調査が行われ，被相続人(当該母親，当時90才)の生前に多額の預金が解約され，使途不明となっており，約1年間で合計5000万円以上の預金が出し入れされていることが判明した。 相手方と被相続人との間の取引に関する一切の資料の交付を求める。 金融機関の立場: 相手方は，被相続人の生前，被相続人の要望に応じて解約等の手続きをとったにすぎない。 すでに提示義務のない書類まで十分に提示している。業務に支障を来すので，今後は，相手方と被相続人との間の取引に関する一切資料を交付しないとのあっせんを求める。
結果	和解

経過・和解の要点	第1回期日の結果，①相手方は，申立人に対し，取引履歴を開示し，②申立人は，取引履歴を分析して開示を求める書類を特定し，③相手方は，特定された書類について開示の可否を検討することとなった。そして，申立人が民事訴訟手続きによる場合を除いて，これ以上開示請求を行わないことを条件に，第2回期日において申立人に対し申立人が請求する書類を相手方より開示・交付した。	
審理期間・期日回数	審理期間：84日	期日回数：2回
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

番号	東京⑥※現地調停（長野県弁護士会）
申立年月日	2015年7月13日
終了年月日	2015年12月21日
紛争の種類・金融商品	預貯金等の取引履歴の開示請求
金融機関	農業協同組合
顧客	個人，女性
事案の概要	顧客の立場： 相手方の顧客であった被相続人の死亡当時の預貯金等の取引履歴の開示を求める。 申立人は，当該被相続人の相続人の地位を取得したもので，他の相続人によってなされた遺産分割手続を無効とし，改めて遺産分割手続を行う上で，当該被相続人と相手方金融機関との間の取引履歴を知る必要がある。 金融機関の立場： 預金口座等の名義書換を行った際，申立人が相続人の地位を取得したことを知らなかったことから，他の相続人による遺産分割協議が完了していることを確認し，名義書換え手続を完了した。 裁判所からの調査嘱託等の要請があれば開示できるが，そうでなければ，現名義人からプライバシー侵害を理由として責任追及される可能性があるため，名義人の同意なしでは開示できない。
結果	取下げ
経過・和解の要点	あっせん外の裁判により申立人が相続人となることが確認できたことから，金融機関が任意で取引履歴を開示した。
審理期間・期日回数	審理期間：162日　期日回数：5回
代理人	顧客：なし　金融機関：あり

番号	東京⑦　※移管調停（富山県弁護士会）
申立年月日	2015年8月4日
終了年月日	2015年9月1日
紛争の種類・金融商品	貸金に関する書類の開示及び返還請求
金融機関	信用金庫
顧客	個人，女性
事案の概要	顧客の立場： 申立人の承諾なく，勤務先代表者と相手方との間で申立人名義のマイカーローン（金１６０万円）の契約が締結された。同ローンの返済は完了しているが，申立人は一切関与していない。申立人は相手方金融機関に対し，同ローンに関する契約書や通帳等の返還を求めたが，相手方はこれに応じない。そこで，申立人は相手方に対し，同ローンに関する書類の開示・返還，同ローン契約締結に至る事実関係の説明及び同ローンの完済を証する書類の作成を求める。 金融機関の立場： （移管調停のため）不明
結果	移管調停（移管後不成立，富山②）→2015.10.30不成立
経過・和解の要点	富山県弁護士会に移管。

審理期間・期日回数	審理期間:29日	期日回数:
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	東京⑧　※現地調停(鳥取県弁護士会)	
申立年月日	2015年8月10日	
終了年月日	2015年12月1日	
紛争の種類・金融商品	融資を中止されたことにより生じた損害の賠償請求	
金融機関	信用金庫	
顧客	法人，有限会社	
事案の概要	顧客の立場: 相手方との間で新規融資可能となり，物的担保の設定等の各融資条件に関する具体的な話が進められていたにもかかわらず，当該融資を拒絶され，その後，不渡りにより銀行取引停止に至ったため，損害の賠償，謝罪及び融資条件となっていた担保の解除等を求める。 金融機関の立場: 申立人との間で新規融資を確約した事実はなく，物的担保の設定は，あくまでも，申立人に対する既存のプロパー融資のための追加担保にすぎない。 なお，全面的解決となるものであれば，担保設定の解除及び保証解除には応じる余地がある。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	事実認識に相違があったところ，申立人が，物的・人的担保の解除に加え，解決金の支払要求を維持したところ，相手方としては解決金の支払は検討の余地がないとしたため不成立。	
審理期間・期日回数	審理期間:114日	期日回数:3回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京⑨	
申立年月日	2015年11月11日	
終了年月日	2015年11月30日	
紛争の種類・金融商品	連帯保証債務不存在	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 申立人は，申立人の父の経営する会社の連帯保証契約に署名押印したが，その際，相手方金融機関の理事長は，「同契約書は監督官庁の検査対応を円滑にするために必要なだけであるから，同金庫として将来にわたり申立人に同保証債務を請求することはない」旨を確約した。したがって，申立人と相手方金融機関との間の連帯保証契約は不成立もしくは虚偽表示による無効である。 金融機関の立場: 申立人は契約書に署名押印しており，申立人と相手方金融機関との間の連帯保証契約は有効に成立している。申立人の意思確認も実施しており，理事長が上記発言をしたとの事実はない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	申立てにかかる事件について訴訟がかつて係属していたことが判明したため却下した。	
審理期間・期日回数	審理期間:20日	期日回数:
代理人	顧客:あり	金融機関:なし

番号	東京⑩　※移管調停(広島弁護士会)
申立年月日	2015年12月25日
終了年月日	2016年1月20日
紛争の種類・金融商品	住宅ローンの事務処理(説明義務違反)
金融機関	労働金庫
顧客	個人，女性

事案の概要	顧客の立場: 申立人は，夫婦で連帯して住宅ローン借り入れをし，夫婦のいずれかに病気や死亡等万が一のことがあった場合には，その時点での住宅ローン残額を保証協会が立替払いすることを内容とする保証委託契約を併せて締結した。 住宅ローンの借換えを，その後，労働金庫の指導で進めた結果，申立人のみが借入人となるよう内容が変更された。その後，申立人の夫が死亡したが，夫は上記借換えにより，借入人でなくなったため，保証契約の対象となる被保証人からも外れていたことから，保証協会による立替払いを受けられなくなった。労働金庫が指導した借換え手続では，保証契約に影響が及ぶことについて説明はなされなかった。	
	金融機関の立場: (移管調停のため)不明	
結果	移管調停(移管後和解，広島①)→2016.3.11和解	
経過・和解の要点	広島弁護士会に移管。	
審理期間・期日回数	審理期間:27日	期日回数:
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	東京⑪	
申立年月日	2016年2月23日	
終了年月日	2016年3月29日	
紛争の種類・金融商品	遺産である預金の無断引き出し	
金融機関	信用組合	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 被相続人の入院時から死亡後にかけて，申立人以外の相続人(相手方職員)が被相続人の預金を無断で引き出した。 無断で引き出された預金額300万円の支払を求める。	
	金融機関の立場: 被相続人の死亡については，営業店にて死亡の事実を把握していなかったため，死亡設定を直ちにかけて預金口座を凍結することはできなかった。 無断に引き出されたという点は，被相続人が第三者にキャッシュカードと暗証番号を渡している以上，承諾があったものといえるため，無断とはいえない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	申立人は，無断で引き下ろした相続人に訴訟を提起することで納得した。	
審理期間・期日回数	審理期間:36日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【第一東京弁護士会仲裁センター】

番号	第一東京①※現地調停(富山県弁護士会)	
申立年月日	2015年1月22日	
終了年月日	2015年4月21日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償等請求(貯金)	
金融機関	農業協同組合(大阪府所在)	
顧客	個人，男性(相続人，富山県在住)	
事案の概要	顧客(被相続人)が死亡の数日前に約300万円の貯金の払戻しを受けたことの正当性をめぐる紛争。	
結果	和解	
経過	共済の解約をめぐっても紛争が生じていたが，相手方が，申立人に対し，解決金(約20万円)を支払うことにより，貯金及び共済に関する紛争をまとめて解決する旨の和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間:89日，期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第一東京②	
申立年月日	2015年7月10日	
終了年月日	2015年11月30日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求等（融資）	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人男性	
事案の概要	申立人は，相手方から新規事業の融資（約2000万円）を受けるにあたり，融資の内諾後に不動産を賃借した。しかし，最終的に融資はなされなかったため，申立人が，相手方に対し，不動産賃借契約の解約金及び人件費等（約300万円）の損害賠償を求めた事案。	
結果	和解	
経過	相手方が，申立人に対し，解約金のうちの一定額（約１００万円）を支払うことにより和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間：１４３日，期日回数：５回	
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	第一東京③	
申立年月日	2015年10月26日	
終了年月日	2015年12月15日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求等（外貨定期預金）	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人女性	
事案の概要	外貨定期預金の預入れ・払戻し時の事実関係に関する紛争（約２００万円）。	
結果	不成立	
経過	事案が和解に適さないと判断されたことから，不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：５０日，期日回数：１回	
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

【第二東京弁護士会仲裁センター】

番号	第二東京①	
申立年月日	2015年2月24日	
終了年月日	2015年6月2日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求（預金）	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場： いわゆるなりすまし詐欺により，預金口座より出金した多額の現金を騙し取られる被害に遭った。相手方が注意を尽くしていれば被害は防げたもので，被害額と同額の損害賠償を求める。 金融機関の立場： 相手方は，出金の理由を確認する等した上で払戻しに応じており，何らの義務違反もなく，損害賠償責任を負わない。	
結果	不成立	
経過	あっせん人より相手方に対しあっせん案を提示したが，受諾できないとの回答があり，不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：99日，期日回数：3回	
代理人	顧客：なし（ただし，顧客の夫が代理）	金融機関：あり

番号	第二東京②
申立年月日	2015年2月19日
終了年月日	2015年6月16日

紛争の種類・金融商品	為替デリバティブ(FX)	
金融機関	投資助言・代理業	
顧客	法人4社	
事案の概要	顧客の立場: 対象外貨急騰の際，一旦ロスカット処理が行われた後，相手方より取引価格修正として4社合計約1億円の損害拡大を告げられた。当初のロスカット処理は正常に行われており，取引価格の修正は無効である。 金融機関の立場: ロスカット処理についての申立人の主張は受け入れられないが，早期解決の観点から申立人の和解案を受け入れる。	
結果	和解	
経過	申立人と相手方は，当初のロスカット処理による口座残高(または超過損金)を口座残高(または超過損金)と確認することで和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間:118日，期日回数:3回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	第二東京③	
申立年月日	2015年2月27日	
終了年月日	2015年6月16日	
紛争の種類・金融商品	為替デリバティブ(FX)	
金融機関	投資助言・代理業	
顧客	法人	
事案の概要	顧客の立場: 相手方から，対象外貨急騰による超過損金発生により追証約600万円の請求を受けたが，多額の超過損金の発生はロスカット処理が適切に行われなかったことが原因である。適切な処理がされていた場合の残高の返金を求めるが，予備的に超過損金を100万円として分割弁済することを提案する。 金融機関の立場: 申立人の予備的提案を受け入れる。	
結果	和解	
経過	申立人は相手方に対し，超過損金清算債務100万円を確認し，これを分割して弁済する内容で和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間:110日，期日回数:3回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	第二東京④
申立年月日	2015年2月24日
終了年月日	2015年5月26日
紛争の種類・金融商品	預貯金
金融機関	信用金庫
顧客	個人，女性
事案の概要	顧客の立場: 申立人は相手方と取引があったが，定期預金の解約を渋ったことにより，高齢の父との待ち合わせに遅れた等したため，慰謝料を請求する。 金融機関の立場: 申立人の主張は法律上の根拠に基づくものではない。相手方は顧客応対として法的義務の範囲を超えて説明と謝罪を行っており，既に応答は完結している。
結果	和解
経過	申立人が，相手方のこれまでの謝罪について誠意を認めて了承し，両者間のトラブルが円満解決したことを確認する内容で和解が成立した。

審理期間・期日回数	審理期間:92日，期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第二東京⑤	
申立年月日	2015年7月3日	
終了年月日	2015年9月15日	
紛争の種類・金融商品	為替デリバティブ(FX)	
金融機関	投資助言・代理業	
顧客	法人	
事案の概要	顧客の立場:	
	相手方では禁止される非対称スリッページが行われている。非対称ではない公正公平な計算による決済を求める。	
	金融機関の立場:	
	相手方の約定の方法は非対称スリッページにはあたらず処理に問題はない。	
結果	和解	
経過	相手方の申立人に対する説明が誤解を招くおそれのあるもので，現に申立人が誤解したことに鑑み，和解金約100万円を支払う等の内容で和解が成立した。	
審理期間・期日回数	審理期間:75日，期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター】

番号	静岡県①	
申立年月日	2015年3月9日	
終了年月日	2015年5月8日	
紛争の種類・金融商品	証書貸付	
金融機関	労働金庫	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場:	
	本件融資は，申立人が，相手方を含む複数の金融機関及びクレジット・サラ金業者からの借入の返済資金として融資実行を受けたものであるが，相手方から融資を受ける際に返済対象の債務内容の一部について説明がなかったこと及びサラ金が入っていると脅されたことから融資を承諾せざるを得なかったものであり，その他金融機関の言動を理由に本件融資が不適切であると主張。	
	金融機関の立場:	
	本件融資は，申立人の債務返済のために，申立人やその親族からの希望に基づいて融資実行したものであり，融資を受ける際には，申立人が何度も相手方を訪ねて，その説明を受けている。この点については，申立人が署名捺印した誓約書からも明らかである。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	申立人は，相手方が証拠提出した誓約書(債務整理資金のために本件融資を受けることについて明示した書面)について署名捺印したことを認めたが，相手方の融資の仕方に納得ができないとして，ボーナス時払いの1400万円を返金するよう希望した。相手方は，本件融資の有効性に何ら問題はないとし，申立人の希望には応じられないとの結論に至り，あっせん人が申立人に対して説得を試みるも返金額の意思は固いことから，双方が合意するのは困難と判断した。	
審理期間・期日回数	審理期間:61日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【大阪：公益社団法人民間総合調停センター】

番号	民間調停①	
申立年月日	2015年4月21日	
終了年月日	2015年6月15日	
紛争の種類・金融商品	預金口座の凍結に対する慰謝料請求	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場： 相手方が，申立人の了承なく，申立人の母の要求に応じて口座を凍結したことに対して，納得することができない。 金融機関の立場： 貯金者保護や事故防止のためのやむを得ない措置であり，相手方としては適切な対応を行った。よって申立人からの請求には応じることができない。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	当事者同士による解決の見通しが立ったため，第1回期日当日に申立てが取り下げられた。	
審理期間・期日回数	審理期間：55日	期日回数：1回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	民間調停②	
申立年月日	2015年5月28日	
終了年月日	2015年8月6日	
紛争の種類・金融商品	金銭消費貸借契約の時効消滅による保証債務として支払った金銭の返還請	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場： 主債務について時効が成立していたため，保証人である申立人より相手方に支払った1000万円の返還及びその間に受けた精神的苦痛に対する慰謝料30万円を請求する。 金融機関の立場： 主債務及び保証債務については時効が中断しているので主債務または保証債務について時効消滅を主張したとしても法律上は理由がなく，その後の申立人が相手方に対してなした弁済は有効である。よって相手方は申立人に対して慰謝料の支払い義務はない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	和解条項について双方の主張が一致せず，和解が成立する見込みがないため，第2回期日当日に終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間：70日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	民間調停③
申立年月日	2015年8月13日
終了年月日	2016年1月12日
紛争の種類・金融商品	繰り上げ返済にかかる手数料の返還請求
金融機関	農業協同組合
顧客	個人
事案の概要	顧客の立場： 申立人は相手方に対して，繰り上げ返済にかかる手数料を支払ったが，その算出方法が判然としないこと，また，本件契約時，特約期間終了時，債務引受手続時に相手方から本件契約内容につき，詳細な説明を受けていないことから，本件手数料を支払う必要がない。 金融機関の立場： 契約時に主債務者に説明しているので，申立人の主張には応じられない。

結果	不成立	
経過・和解の要点	和解成立の見込みがないため，第3回期日で不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間：152日	期日回数：3回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	民間調停④	
申立年月日	2015年8月14日	
終了年月日	2015年12月17日	
紛争の種類・金融商品	土地の売却代金による貸付金の返済確認及び土地の根抵当権抹消請求	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場： 根抵当権を設定している土地の売却の可否について相手方に確認を行ったところ，相手方より申立人に対し，融資残が減り金利収入が減るので認めないとの連絡を受けた。しかしながら，申立人としては納得ができない。 金融機関の立場： 相手方は申立人に対し，本件貸付のほかにも貸金返還請求権や連帯根保証契約に基づく保証債務履行請求権を有しており，本件根抵当権はこれらすべてを担保するものであるから，本件土地の売却代金で本件貸付のみ完済するというだけでは本件根抵当権の抹消には応じることができない。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	第2回期日後に当事者間で和解が成立したので，申立人からの取下げにより終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間：125日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

番号	民間調停⑤	
申立年月日	2015年2月26日	
終了年月日	2015年6月15日	
紛争の種類・金融商品	期限前弁済にかかる手数料の請求	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場： 本件契約締結時に，相手方から，本件特約書に関する説明を全く受けていないこと，また，申立人が，申立外金融機関で確認したところ，変動金利の場合は，特約書を締結することがないことが判明したため，相手方が請求している当該手数料は支払う必要がない。 金融機関の立場： 相手方は本件特約の説明を申立人に対して行っている。また，期限前弁済に関する特約の必要性及び合理性は明らかであり，申立人がこの支払いを免れるべき合理的な理由はない。よって申立人の請求には応じられない。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	申立人において経済効率を考え，解約手数料を支払契約を終えたので，第2回期日後に申立の取下げにより終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間：109日	期日回数：2回
代理人	顧客：なし	金融機関：あり

【兵庫県弁護士会紛争解決センター】

番号	兵庫県①
申立年月日	2015年4月10日
終了年月日	2015年5月25日
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求等（カードローン）
金融機関	信用金庫
顧客	個人経営者，男性

事案の概要	顧客の立場: 相手方職員が申立人に対し，カードローンの申込みに関して虚偽説明を繰り返した。謝罪，提出書類の返却および損害賠償請求を求める。	
	金融機関の立場: 話し合いには応じる。	
結果	和解	
経過・和解の要点	相手方は申立人に対して，謝罪，書類の返還と解決金として10万円支払うことで和解した。	
審理期間・期日回数	審理期間:４５日	期日回数:２回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	兵庫県②	
申立年月日	2015年9月11日	
終了年月日	2015年10月28日	
紛争の種類・金融商品	不当利得返還請求（固定金利融資の期限前返済違約金）	
金融機関	信用金庫	
顧客	法人，女性	
事案の概要	顧客の立場: 本件の固定金利融資特約は不成立であり，違約金支払も無効であるため，相手方に対し，既払の違約金について，不当利得返還を求める。	
	金融機関の立場: 話合いには応じる。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	審理前に申立人より取下げ。	
審理期間・期日回数	審理期間:４７日	期日回数:０回
代理人	顧客:あり	金融機関:なし

【愛知県弁護士会紛争解決センター】

番号	愛知県①	
申立年月日	2015年4月9日	
終了年月日	2015年6月1日	
紛争の種類・金融商品	保険契約継続確認請求	
金融機関	共済協同組合	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 相手方より保険契約を終了したい旨の連絡が来たが，不当であるとして継続を求める。	
	金融機関の立場: 本件傷害共済契約の更新拒否は正当であり，かつ，申立人は本件生命傷害共済契約に基づく共済金の請求は引き続き可能である。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	和解の成立の見込みがないため，終了宣言にて手続終了となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:82日間	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	愛知県②	
申立年月日	2015年6月11日	
終了年月日	2015年7月23日	
紛争の種類・金融商品	保険金請求	
金融機関	共済協同組合	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 自損事故により生じた治療費の一部として，接骨院の費用も保険金の対象として求める事案。	
	金融機関の立場: 接骨院での当初の疾病名については，本件事故とは無関係である。	

結果	取下げ	
経過・和解の要点	請求に応じられないとの相手方の主張のため，取下げとなった。	
審理期間・期日回数	審理期間:43日	期日回数:1
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	愛知県③	
申立年月日	2015年7月30日	
終了年月日	2015年10月23日	
紛争の種類・金融商品	預金契約締結等請求	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 相手方に預金契約，貸金庫契約の締結を拒否されたため，これらの契約を求める。 金融機関の立場: 申立人が暴力団構成員，または準構成員，あるいはそれらに準ずる者の可能性があるため，業務運営上の判断として，申立人の申し出を拒否する。	
結果	和解	
経過・和解の要点	申立人が暴力団やその他反社会的勢力に所属しておらず，またそれらの団体との関係を有しないことを申立人が確認，保証したうえで，現有預金の存在等を確認する旨の和解成立（新規契約の締結については放棄）。	
審理期間・期日回数	審理期間:86日	期日回数:3
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

番号	愛知県④	
申立年月日	2015年8月21日	
終了年月日	2016年1月25日	
紛争の種類・金融商品	債務不存在確認（提携リース）	
金融機関	法人2社（IT関係，リース業）	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場: 提携リースについて，販売店，リース会社に対して債務不存在確認を求める。 金融機関の立場: 申立てを全く認めない。契約内容や勧誘行為は適切であったと主張。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	申立人と相手方が提示した解決金に大きな差があり，和解成立の見込みがないため，終了宣言。	
審理期間・期日回数	審理期間:151日	期日回数:4回
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

番号	愛知県⑤	
申立年月日	2015年9月10日	
終了年月日	2015年10月28日	
紛争の種類・金融商品	共済契約存在確認	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 弟が無断で共済契約を解約。共済契約を解約前の状態に戻したい。 金融機関の立場: 話合いには応じられない。不応諾。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	相手方があっせん手続に応ずる意思がないため終了宣言。	
審理期間・期日回数	審理期間:49日	期日回数:1回
代理人	顧客:あり	金融機関:あり

【岐阜県弁護士会示談斡旋センター】

番号	岐阜県①（移管調停）	
申立年月日	2015年4月3日（東京弁護士会受付）→2015年5月11日当会へ移管）	
終了年月日	2015年10月27日	
紛争の種類・金融商品	債務不存在確認（貸金）	
金融機関	信用組合	
顧客	個人（男性1・女性1）	
事案の概要	顧客の立場：	
	連帯保証人として返済を求められ，返済条件の交渉の中で，「元金の分割返済」と「利息の免除」の合意が成立した。元金の分割返済は，十数年にわたり遅滞なく弁済を続けてきた。その後，残元金を照会したところ，利息は免除されたはずであるにもかかわらず，多額の利息損害金が提示された。	
	金融機関の立場：	
	返済を「残元金だけでいい」と提案・合意した事実はない。「まずは残元金を完済し，その後，延滞利息・遅延損害金の返済について話し合う」旨の提案をしたに過ぎない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	顧客が金融機関に対し，１０００万円を支払うことで成立。（東京弁護士会からの移管調停，東京②）	
審理期間・期日回数	審理期間：移管後207日	期日回数：4回
代理人	顧客：あり	金融機関：あり

【富山県弁護士会紛争解決センター】

番号	富山県①	
申立年月日	2015年4月9日	
終了年月日	2015年6月5日	
紛争の種類・金融商品	根抵当権解除及び出資証券払い戻し請求	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場：	
	申立人の債務に関して，根抵当権を設定した。生活資金及び教育ローンを完済したため，当該根抵当権の解除を依頼したが，履行されない。	
	金融機関の立場：	
	当該根抵当権は住宅ローンにも範囲が及ぶため解除には応じられない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	申立人の疑問につき法的説明を行い納得してもらった。	
審理期間・期日回数	審理期間：58日	期日回数：２回
代理人	顧客：なし	金融機関：なし

番号	富山県②（移管調停）
申立年月日	2015年7月29日
終了年月日	2015年10月30日
紛争の種類・金融商品	金銭消費貸借契約に係る書類返還等請求
金融機関	信用組合
顧客	個人
事案の概要	顧客の立場：
	勤務していた会社と相手方との共謀にて架空の車を購入するという名目でローンを組まれた。ローンは完済したが，書類が手元に届いていない。書類の返還及び真相の究明。
	金融機関の立場：
	書類は既に返還しており，その他の債権債務関係は存在しない。債務不存在確認及び，精算条項の合意以外は協議しない。
結果	不成立
経過・和解の要点	申立人から聞き取った内容を相手方に伝えたが，相手方が申立人の請求に応じる意思がないため，不成立。（東京弁護士会からの移管調停，東京⑦）

審理期間・期日回数	審理期間:56日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【広島弁護士会仲裁センター】

番号	広島①(移管調停)	
申立年月日	2015年12月24日(東京弁護士会受付)→2016年1月22日当会へ移管	
終了年月日	2016年3月11日	
紛争の種類・金融商品	住宅ローンの減額交渉・団体信用生命保険	
金融機関	労働金庫	
顧客	個人，女性	
事案の概要	顧客の立場:	
	申立人と夫が住宅を新築するにあたり，相手方経由で住宅金融公庫から融資を受けた。住宅融資保証協会の保険にも加入した。 夫の死後，保険金の請求をしたところ，当初，夫は「連帯債務者」であったが，相手方の勧めで住宅金融公庫から相手方への借換えを行った際，「連帯保証人」に変更となったため，保険を支払えないと回答がされた。借換時の契約書には「連帯債務者」という記入欄がなく「連帯保証人」のみであった。相手方の書式の不備及び担当者の説明不足により損害を被ったものであるから，借入金の減額を求める。	
	金融機関の立場:	
	申立人は住宅融資保証協会の保証委託契約と団体信用生命保険契約の締結とを誤解，混同しているものと思われる。相手方において，従前は連帯債務者との書式がなく，訂正印で処理していたものを，その後書式を変更した事実はあるものの，連帯債務者であっても，連帯保証人であっても，全額の支払義務を負担することに違いはない。相手方に法的責任はなく，申立人の請求には応じられない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	第1回期日において，申立人に対して，住宅ローンに伴う保証，団体信用生命保険の役割等を説明。また，相手方は，制度全般について，相手方側できちんとした説明がなされていたとは思われず，本件の円満な解決のため，相手方において若干の譲歩等を検討してもらうこととした。第2回期日において，相手方は，本件ローン契約の残ローン金額を20万円減額することで和解した。(東京弁護士会からの移管調停，東京⑩)	
審理期間・期日回数	審理期間:移管後50日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【岡山弁護士会岡山仲裁センター】

番号	岡山①
申立年月日	2015年3月30日
終了年月日	2015年5月21日
紛争の種類・金融商品	自動継続定期預金の払戻しを求めた事案
金融機関	農業協同組合
顧客	個人，男性
	顧客の立場:
	昭和40年代前半に預け入れた自動継続定期預金の通帳が見つかったので，窓口で払戻しを請求したが，その後の取引がないため，払い戻しできないと言われた。

事案の概要	金融機関の立場: 昭和50年代の取引先リスト・資料等を確認したが，当該取引はなかった。なお，金融機関において，それ以前の書類は発見できず，当該取引の確認はできなかった。自動継続の定期預金は解約しない限り継続し，現在も残高があれば支払うことができるが，残高がないので支払は難しい。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	相手方の調査により，預金の名義人が，申立人から，申立人の母親に変更され，その後，払い戻されている資料が発見された。期日において，申立人に資料を示して説明した結果，申立人が納得し，申立てを取り下げた。	
審理期間・期日回数	審理期間:53日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	岡山②	
申立年月日	2015年6月24日	
終了年月日	2015年8月7日	
紛争の種類・金融商品	年金の繰上受給に伴う損害	
金融機関	信用金庫	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: （年金の繰上受給に関し信用金庫から助言を受けたが）共済年金の63歳からの「特例」と，基礎年金の「繰上」についての知識が信用金庫に不足しているのはおかしい。年金の受給期間を80歳までと仮定すると，140万円から150万円の損害となる。この損害を折半してほしい。 金融機関の立場: 特例については，社労士でも知らない特殊例だった。解決金については検討する。	
結果	和解	
経過・和解の要点	第1回期日において，相手方は，解決金について検討すると回答した。第2回期日で解決金が提示され，その後，合意に至った。	
審理期間・期日回数	審理期間:45日間	期日回数:3回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	岡山③	
申立年月日	2015年7月30日	
終了年月日	2015年9月15日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求，株式	
金融機関	証券会社	
顧客	個人，夫婦	
事案の概要	顧客の立場: 証券会社の外務員が，妻名義の株式を，実質所有者である夫の承諾なしに売却したことによる財産的損害と慰謝料を請求する。また，妻が行なった株の購入について，詐欺取消並びに財産的損害及び慰謝料の請求をする。 金融機関の立場: 金融機関に非はないと考えており，また，ADR申立前の段階で申立人に対して十分に説明しており，ADRには応じられない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	ADRでの解決は困難であった。	
審理期間・期日回数	審理期間:48日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	岡山④	
申立年月日	2015年11月24日	
終了年月日	2016年1月25日	
紛争の種類・金融商品	交通事故に関するの共済金支払請求	
金融機関	共済組合	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 心臓の弁の手術を受けたが，執刀医は交通事故が原因で弁が損傷したとの意見である。他の生命保険会社は，執刀医の意見を採用し，事故が原因なので保険金を支払うとの判断をした。共済組合も共済金を支払って欲しい。 金融機関の立場: 交通事故との因果関係があると認めるに足りない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	ADR申立てに先立つ損害賠償請求反訴事件で，裁判所は既往症に基づく弁損傷であり，事故が原因ではないと判断した。2回目の期日において終了した。	
審理期間・期日回数	審理期間:３２日間	期日回数:２回
代理人	顧客:なし （ただし，顧客の親族が代	金融機関:あり

番号	岡山⑤	
申立年月日	2015年11月30日	
終了年月日	2015年12月25日	
紛争の種類・金融商品	預金払戻し請求	
金融機関	銀行	
顧客	個人，男性	
事案の概要	顧客の立場: 申立人が，母親の代理人として，①70万円の定期預金を解約したが，50万円の入金しかなかった，②50万円の定期預金を解約したが，20万円の入金しかなかった，③母親の承諾なく，銀行が600万円の預金の払戻しに応じた。 金融機関の立場: ADRに応じない。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点	相手方がADRに応じず，申立人は申立てを取り下げた。	
審理期間・期日回数	審理期間:２６日	期日回数:１回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【熊本県弁護士会紛争解決センター】

番号	熊本県①
申立年月日	2015年3月24日
終了年月日	2015年4月27日
紛争の種類・金融商品	新規就農者のローン申込み
金融機関	農業協同組合
顧客	個人
事案の概要	顧客の立場: 相手方金融機関が設定している融資条件は，無効であり即日融資を実行するべきである。（青色申告の実績がないことを理由に断られた。）新規就農者に対してのローンであるから，前年の収入がないのが当然ではないか。貸せない条件ばかりの融資条件自体に疑問があるので，明確な説明を求める。

	金融機関の立場: 設定している融資条件は県内で統一の条件であり，熊本県農業信用基金協会の保証条件とも同じ内容であるため，無効ではない。申立人が今後営農を継続し，農業実績の証明となる「農業収入証明書類」等の提出があれば，農業資金として何が融資できるか，またはどれ位融資できるかの検討は可能である。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点		
審理期間・期日回数	審理期間:３４日	期日回数:１回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【仙台弁護士会紛争解決支援センター】

番号	仙台①	
申立年月日	2015年4月1日	
終了年月日	2015年5月20日	
紛争の種類・金融商品	預金払戻請求	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場: 相手方に預金をしていたが，口座を解約した覚えもないにもかかわらず，解約されているとして，払戻しを断られた。相手方に調査を依頼しても不確実で信憑性に欠く返答しかなく，納得できない。預金の返還を求める。 金融機関の立場: 契約から長期間経過していることもあり，これ以上の調査は難しい。残高の推移のデータからも解約したことに疑いがない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	金銭給付を伴う解決についての合意の可能性はなく，不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:４９日	期日回数:１回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	仙台②	
申立年月日	2015年4月20日	
終了年月日	2015年8月24日	
紛争の種類・金融商品	貸金債務弁済計画調整	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人	
事案の概要	顧客の立場: 相手方から住宅ローンを借り入れ自宅を建てたが，東日本大震災の津波により自宅が大規模半壊となった。現在は仮設住宅に住んでおり，収入も乏しいことから，現在，元金返済の猶予をうけているが，今後更なる猶予期間の延長または減免を求めたい。 金融機関の立場: 元本の減免には応じることが出来ない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	相手方において元本の減免は難しいとのことであるため，あっせん人からのアドバイスを受けて，申立人において身内から経済援助を受け，元本の繰上げ返済をして約定利息の免除を受ける内容で和解した。	
審理期間・期日回数	審理期間:１２６日	期日回数:４回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	仙台③（移管調停）
申立年月日	2015年5月10日（東京弁護士会受付）→2015年6月22日当会移管
終了年月日	2015年8月3日
紛争の種類・金融商品	損害賠償等請求・信用情報
金融機関	労働金庫
顧客	個人

事案の概要	顧客の立場: まったく身に覚えのない融資申込を相手方に行った旨の内容が，信用情報機関の提供する情報として6ヶ月間流れることとなり，そのために申立人は体調を崩したほか，その他の契約を断られた可能性がある。 金融機関の立場:	
結果	和解	
経過・和解の要点	相手方よりそのような事態が生じてしまった原因について説明があり，申立人においてよく理解できていなかったと思われるところを改めて説明し，理解を得た。（東京弁護士会からの移管調停，東京④）	
審理期間・期日回数	審理期間:移管後42日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【札幌弁護士会紛争解決センター】

番号	札幌①	
申立年月日	2015年2月18日	
終了年月日	2015年6月22日	
紛争の種類・金融商品	預金払戻等請求事件	
金融機関	信用組合	
顧客	個人，男性，40代	
事案の概要	顧客の立場: 相手方より200万円の融資を受け，相手方で開設した預金口座に入金されたが，当時在籍していた会社の監査役を名乗る男に預金通帳と印鑑を預けてしまい，窓口で引き出されてしまった。高額な出金にもかかわらず本人確認をしなかった相手方に対し，同預金の払戻し又は預金相当額の損害賠償等を求める。 金融機関の立場: 申立人は自らの意思で，預金通帳及び届出印を第三者に管理を委ね，かつ，預金の引き出しも委任している。また，200万円が引き出された後，申立人は預金通帳を持参の上，自ら相手方に来所し，弁済金を口座に入金しており，自らの意思に基づいて，200万円を引き出していることは明らかである。 法律上，200万円を超える現金の払出しについては本人確認等をしなければならないことになっているが，本件では200万円であり，本人確認義務はない。 よって申立人の請求には応じられない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	相手方が，申立人に対し，本人確認を怠った事を認めて謝罪し，再発防止を約束すること，また，相手方が申立人に対し，新たにフリーローンを借り替える際，協力することで合意した。	
審理期間・期日回数	審理期間:125日	期日回数:4回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	札幌②
申立年月日	2015年9月18日
終了年月日	2015年10月9日
紛争の種類・金融商品	預金返還請求事件
金融機関	信用金庫
顧客	個人，男性，40代
	顧客の立場: 自分名義の定期預金が全く知らぬ間に不正に処理された。この定期預金の払い戻しを求める。

事案の概要	金融機関の立場: 申立人が主張する定期預金は現在存在しない。同定期預金は，貸金債権の担保に提供され，その後，同債権と相殺されている。当該相殺の主張については，裁判で審理された結果，相手方の主張が認められたうえ，高裁でも確定しているので，調停には応じられない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	担当委員より相手方へ電話連絡し，不応諾との回答の事情を聞き取った。本件は既に判決が確定しており，応諾拒否の正当理由があると判断し，不応諾で終了させた。	
審理期間・期日回数	審理期間:22日	期日回数:0回
代理人	顧客:なし(ただし，顧客の叔父が代理)	金融機関:なし

番号	札幌③	
申立年月日	2016年2月17日	
終了年月日	2016年3月18日	
紛争の種類・金融商品	預金返還請求事件	
金融機関	農協	
顧客	個人，男性，70代	
事案の概要	顧客の立場: 自分名義の定期預金の証書が手元にあり，その払戻しを求める。証書の裏面の署名と押印については，自分の字と印鑑であると認めるが，お金は受領していない。 金融機関の立場: 当該定期預金は一度書替えた後に解約され，その際，元金と利息を申立人に払い戻した。証書の裏面には，当該定期預金の元金と利息を領収したことを証明する申立人の署名・捺印もある。よって，払戻しには応じられない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	申立人が領収した旨の署名・押印のある証書が存在する一方，申立人は絶対におろしていないと主張。現金の授受の有無という根本的な事実に争いがあり，期日を重ねても解決する可能性がないため，不成立となった。	
審理期間・期日回数	審理期間:31日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【愛媛弁護士会紛争解決センター】

番号	愛媛①
申立年月日	2015年4月20日
終了年月日	2015年10月27日
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求(貯金)
金融機関	農業協同組合
顧客	個人男性
事案の概要	顧客の立場: 平成26年に父が亡くなった。相続人は申立人とその兄および母の3名。相続手続を経て，本日，亡父名義の定期貯金・普通貯金は申出人の口座に入金された。相続手続に必要とされた戸籍謄本・印鑑証明等の取得に6千円を支出した。この支出は，亡父の生前，父名義の貯金を払出ししていれば必要なかった。相手方の説明不足(※)によるもので，相手方が負担すべきものである。 (※)父が入院した時，親戚等から亡くなってからの払出しは大変だと聞いた。相手方の渉外担当者に，払出したいと相談をしたところ，「贈与税がかかる。贈与税と相続税では，相続税の方がスムーズに行き負担も少ない。」と聞いた。申立人はそれを信用し，父名義の貯金の払出しはしなかった。 申出人が改めて税務署に確認すると，払出しだけなら贈与にならず，葬式代や墓石の支払い後の額が相続税の対象であるとの回答を受けた。当時，相手方からはそんな話はなかった。

	金融機関の立場: 相手方のルールにおいて，戸籍謄本代等は相続人に負担して頂いている。渉外担当者からは以下のとおり聴き取っており，申出に応じることはできない。 入院中の父名義の定期貯金の払出相談を受けた。払出資金は祖母の墓石建立等に使用し，資金管理を母名義通帳で行いたいとの趣旨の申出を受けた。母名義の口座への入金は，110万以上は贈与税となり，相続税の方が良い事を説明した。 払出しについては，父名義の貯金口座は別の支店にあることから，当該別の支店への問い合わせを勧めた。申出人は当該別の支店の窓口に出向く旨返答した。父名義の貯金の払出しに関する具体的な内容の話はなかった。相手方からもしていない。	
結果	取下げ	
経過・和解の要点		
審理期間・期日回数	審理期間:１９３日	期日回数:1回
代理人	顧客:　あり	金融機関:　なし

センター紹介

札幌弁護士会紛争解決センター
仙台弁護士会紛争解決支援センター
山形県弁護士会示談あっせんセンター
福島県弁護士会示談あっせんセンター
東京弁護士会紛争解決センター
第一東京弁護士会仲裁センター
第二東京弁護士会仲裁センター
神奈川県弁護士会紛争解決センター
埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター
山梨県弁護士会民事紛争解決センター
新潟県弁護士会示談あっせんセンター
群馬弁護士会紛争解決センター
静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター
富山県弁護士会紛争解決センター
愛知県弁護士会紛争解決センター
愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター
岐阜県弁護士会示談斡旋センター
金沢弁護士会紛争解決センター
公益社団法人民間総合調停センター
京都弁護士会紛争解決センター
兵庫県弁護士会紛争解決センター
奈良弁護士会仲裁センター
滋賀弁護士会和解あっせんセンター
和歌山弁護士会紛争解決センター
広島弁護士会仲裁センター
山口県弁護士会仲裁センター
岡山弁護士会岡山仲裁センター
石見法律相談センター
愛媛弁護士会紛争解決センター
福岡県弁護士会紛争解決センター
（天神弁護士センター・北九州法律相談センター・久留米法律相談センター）
熊本県弁護士会紛争解決センター
鹿児島県弁護士会紛争解決センター
沖縄弁護士会紛争解決センター

札幌弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

札幌弁護士会紛争解決センターは，当事者自身が納得できる解決を図ることが最善と考え，自律的な解決を，原則として３回以内の調停期日で，早期に実現することを目指しています。

調停人は，それぞれの経験又は専門分野を活かして，解決に努力しています。

当センターは，特色として，専門性が高い医療事件，金融取引，労働事件につき，それぞれ専門の医療ＡＤＲ，金融ＡＤＲ及び労働ADRを設置しています。

医療ADR及び労働ADRにおいては，一般ADRと同額の申立手数料（１万円・税別）のまま，専門性のある事件類型であることを踏まえて，医療機関側・使用者側の調停人１名と患者側・労働者側の調停人１名の調停人２名体制で事件処理を行っております。

このように当センターでは，当該事件専門の調停人候補者を確保したり，調停人の人数を工夫するなど，どの事件類型においても，公平中立で，かつ，早期の解決が実現できるように，センターと調停人が協力しています。

また，当センターの申立件数は，多くありませんが，応諾率は7割と高く，特に医療ＡＤＲでの応諾率の高さは，全国でもトップクラスの実績を誇っております。

申立手数料　10，800円（税込み） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合　・・・　8%＋消費税 100万円を超え300万円以下　・・・　5%＋3万円＋消費税 300万円を超え3,000万円以下　・・・　3%＋9万円＋消費税 3,000万円を超え3億円以下の場合　・・・　2%＋39万円＋消費税 3億円を超える場合　・・・　1%＋339万円＋消費税 ※原則として，上記金額を申立人と相手方で折半する。 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　当事者は，申立手数料及び成立手数料以外の特別に要する費用が発生した場合には，調停人が定める額，納付時期及び負担割合に従い，紛争解決センターに納付する(専門員の意見書作成料・遠隔地における現場調停の交通費など。）。	

仙台弁護士会紛争解決支援センター

♪センター紹介♪

当センターでは，裁判まではしたくないけれど専門家に入ってもらって解決したいといった身の回りに起こった民事上のトラブルについて，経験を積んだ弁護士が仲裁人となり当事者双方の言い分をよく聞いた上で，和解による円満な解決をはかります。事案によっては建築士，不動産鑑定士等の専門家も協力します。審理期日は3回程度で，3ヶ月以内の解決を目指します。申立をご希望される方は，まず弁護士による法律相談をお受け下さい。その後申立人プレ審理→相手方プレ審理→第1回審理期日へと進んでいきます。

申立手数料　21,600円 但し，申立人の経済的事情によっては，猶予・減額・免除の規定あり。また，申立人プレ審理後審理不開始の場合は全額，相手方不応諾・期日開始前に申立取り下げの場合は半額を返還する。 ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→　これ以外に期日手数料は不要	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☑ その他具体的に→　相手方のみ相手方手数料として第1回審理期日に10,800円納付。猶予等については申立手数料と同じ。
成立手数料　100万円までの場合　・・・　8%＋消費税 100万円を超え300万円までの場合　・・・　5%＋3万円＋消費税 300万円を超え3,000万円までの場合　・・・　1%＋15万円＋消費税 3,000万円を超える場合　・・・　0.5%＋30万円＋消費税 算出のベース　☑ 紛争額　☑ 解決額 その他具体的に→　事件の難易度や当事者の経済的事情等，仲裁人の意見を聞いて30%の範囲内で増減又は免除できる規定あり。原則当事者で折半。	
その他必要な費用　・手続に要した速記，通訳，鑑定，翻訳等の実費 ・出張時の旅費および日当	

山形県弁護士会示談あっせんセンター

♪センター紹介♪

民事上のトラブルについて，弁護士が当事者双方の間に入って，話し合いによる解決のためのサポートを行います方法としましては，担当弁護士が，申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で，法的観点からのアドバイスを行い，示談成立による解決を目指します。示談が成立した場合には，成立手数料と引き換えに示談書の作成を行います。

原則として，期日3回での解決を目指します。利用をご希望の場合は，示談あっせん申立書を提出してください。記載方法，書式につきましては，弁護士会窓口でご説明いたします。

訴訟や調停とは違い，担当弁護士が，形式にとらわれない柔軟な対応での問題解決を目指し，示談のあっせんを行います。

申立手数料	期日手数料
□ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ 申立人（申立手数料）：20,000円 相手方（応諾手数料）：10,000円	□ 申立人のみ □ 申立人・相手方 ☑ 不要 □ その他具体的に→

成立手数料
- 100万円以下 ・・・ 8%
- 100万円～200万円 ・・・ 5%＋30,000円
- 200万円～500万円 ・・・ 3%＋70,000円
- 500万円～5,000万円 ・・・ 2%＋120,000円

※原則として，当事者双方で半額すつ負担

算出のベース □ 紛争額 ☑ 解決額
□ その他具体的に→

その他必要な費用

福島県弁護士会示談あっせんセンター

♪センター紹介♪

ADRは紛争解決の新幹線です。経験豊かな弁護士があっせん員となって速やかな紛争解決に努めています。

1 センターの特色

全ての事件につき，法律家としての経験年数が5年以上の弁護士が関与し（事件によっては，各分野ごとに建築士等の専門委員も関与），当事者の話をよく伺った上で，これまでの経験を活かし，紛争の迅速（裁判所の調停と較べて期日が早く入ること，原則として，3回以内の期日での解決することを目指します），公正，妥当，柔軟な解決を図ります。

2 適する事件

原則として，受付にあたっては事件の種類による制限は設けていません。一般的には，不動産関係紛争，建築関係紛争，契約上のトラブル，交通事故，医療事故，近隣紛争，男女関係紛争（離婚，養育費等含む），職場内での紛争での利用が多いと見込まれています。

3 事件の申立

訴訟と比較すれば，簡易かつ安価であり，申立書の記載例も準備しております。足りない部分については，後から訂正できます。

申立手数料	期日手数料
21,600円（税込み）（但し第1回示談あっせん期日前に手続が終了した場合又は相手方が第1回示談あっせん期日に出席しないために手続が終了した場合には，金16,200円（税込み）を返還することができる。） ☑ 申立人のみ □ その他具体的に→	□ 申立人のみ □ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☑ その他具体的に→ 平成25年度に応諾手数料を廃止

成立手数料
- 金100万円以下の場合 ・・・ 8%＋消費税
- 金100万円を超え金200万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円＋消費税
- 金200万円を超え金500万円以下の場合 ・・・ 3%＋7万円＋消費税
- 金500万円を超え金5000万円以下の場合 ・・・ 2%＋12万円＋消費税
- 金5000万円を超え金1億円以下の場合 ・・・ 1%＋62万円＋消費税
- 金1億円を超える場合 ・・・ 0.5%＋金112万円＋消費税

（いずれも1000円未満切捨て）

算出のベース □ 紛争額 ☑ 解決額
☑ その他具体的に→ 原則として，申立人・相手方にて折半

その他必要な費用 出張等の旅費等の実費

東京弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

東京弁護士会紛争解決センターは，平成6年7月に開設されました。
当センターへの申立には，あっせん申立て（これは，あっせん人による和解のあっせんを求める手続）及び仲裁申立て（仲裁合意がある場合に仲裁判断を求める手続）の二種類がありますが，いずれも，管轄の定めはなく，裁判に比べれば書式，添付書類等の要件も緩やかで，当事者本人においても簡単に申し立てることができます。また，事案の内容や当事者の都合にもよりますが，平均2ヶ月弱の期間に，2～3回の期日の開催による短期間で，和解あっせんが可能です。当センターのあっせん人及び仲裁人には経験豊富な弁護士のほか，社団法人日本技術士会，社団法人東京建築士会，社団法人家庭問題情報センター，日本公認会計士協会東京会，東京税理士会，東京都不動産鑑定士協会の専門家が就任し，事案の内容に応じて専門家の知識を利用した適正かつ迅速な解決が可能です。

申立手数料　10,800円（ただし，東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は，5,4000円） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　あっせん・仲裁期日ごとに5,400円 ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
- 125万円未満の場合 ・・・ 8%
- 125万円以上500万円未満の場合 ・・・ 10万円
- 500万円以上1,500万円未満の場合 ・・・ 15万円
- 1,500万円以上1億円未満の場合 ・・・ 1%
- 1億円以上の場合 ・・・ 0.5%＋50万円

※但し，東京三会医療ADR及び東京三会金融ADRは，東京三会の統一基準による。

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額　☐ その他具体的に→

その他必要な費用　現場検証のための出張の旅費実費及び日当，鑑定費用

第一東京弁護士会仲裁センター

♪センター紹介♪

紛争事件を適切に解決できるかどうかは，仲裁人に誰を選ぶかによって大きく変わってきます。第一東京弁護士会仲裁センターでは，仲裁人候補者として，様々な分野で経験豊かな弁護士(原則として10年以上の経験)や学識経験者等を名簿登載しております。そして，この仲裁センターは，日常生活で起こりうる身近な紛争だけではなく，特に秘密としたい事件，知的財産，建築や労災，金融や医療や国際家事といった専門的な知見が要求される紛争などについて，適正・迅速・低額に解決することを目指して運営されています。そのため，当センターでは当事者の希望を踏まえて仲裁人を選任することとしており，仲裁人候補者のプロフィールを第一東京弁護士会ホームページ（http://www.ichiben.or.jp/）上で公開しています。また，そのホームページからは，書式や規則等もダウンロードできるよう整備しており，透明性の高い仲裁センターであるための情報開示を心掛け，利用者が当会仲裁センターを利用しやすくなるよう常に努力をしています。

申立手数料　10,800円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　5,400円 ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
- 金300万円までの部分 ・・・ 8%
- 金300万円を超え1,500万円までの部分 ・・・ 3%
- 金1,500万円を超え3,000万円までの部分 ・・・ 2%
- 金3,000万円を超え5,000万円までの部分 ・・・ 1%
- 金5,000万円を超え1億円までの部分 ・・・ 0.7%
- 金1億円を超え10億円までの部分 ・・・ 0.5%
- 金10億円を超える部分 ・・・ 0.3%

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額　☐ その他具体的に→

その他必要な費用　鑑定費用，証人日当，現場検証のための仲裁人旅費日当およびその他の諸費用

第二東京弁護士会仲裁センター

♪センター紹介♪

第二東京弁護士会仲裁センターは，1990年3月，弁護士会が運営する紛争解決機関としては最初に立ち上げられた民間ADR団体です。それまで揉め事の解決といえば裁判所の訴訟や調停でしたが，当センターは25年以上にわたり，民間ADR団体として紛争解決に大きな役割を果たしてきました。

2007年9月に「医療ADR」，2010年10月に「金融ADR」，2014年4月に「国際家事ADR」をそれぞれ新設し，医療紛争，金融商品取引紛争，国際的な家事紛争の実態を良く知る弁護士を仲裁人・あっせん人候補者に加えることで，充実した仲裁・和解あっせんを行えるようにしました。また，2010年3月には，当会多摩支部（弁護士会多摩支部会館・立川市）にて，多摩地区におけるADRのニーズにも対応できる体制を整えました（ただし，申立ては霞ヶ関で行っていただく必要があります。）。

管轄を問わない（どこに住んでいる人でも利用できる），事件を選ばない（どのような事件でも扱える），気軽に現地に出かける，一級建築士，カウンセラー，土地家屋調査士などの専門家を活用できるなど，民間だからこそできる機動的・柔軟な手続運営と納得のできる解決が特色です。

当センターの特設サイト「早わかり　裁判しないでトラブル解決」（http://niben.jp/chusai/）もご覧ください。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ ただし，第二東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は，5,000円（税別）	期日手数料　5,000円（税別） ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料	300万円までの部分	・・・ 8%
	300万円を超え1,500万円までの部分	・・・ 3%
	1,500万円を超え3,000万円までの部分	・・・ 2%
	3,000万円を超え5,000万円までの部分	・・・ 1%
	5,000万円を超え1億円までの部分	・・・ 0.7%
	1億円を超え 10億円までの部分	・・・ 0.5%
	10億円を超える部分	・・・ 0.3%
算出のベース	☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	遠隔地に出張して期日開催の場合 〇出張手当：期日開催場所までの距離と拘束時間により，あっせん人等5万円～9万円，補助者等2万5千円～4万5千円（いずれも税別）。 〇交通費・宿泊費：実費	

神奈川県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，平成7年3月に開設され，簡易・迅速・公平をモットーに損害賠償，建築紛争，近隣紛争，交通事故，相続，離婚等民事紛争全般の解決を取り扱っています。あっせん人・仲裁人は，法曹経験豊かな当会の弁護士が担当します。事案によっては建築士等他の分野の専門家が加わることがあります。当センターは，平成20年3月，ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）に基づく法務大臣の認証を取得しました。これにより，和解あっせん手続において，時効中断効や調停前置の特則等が認められ，市民の方にとってより利用し易くなりました。パンフレット，申立書の書式等は当会に備え置きしてあるほか，当会のホームページ（http://www.kanaben.or.jp/）からもダウンロードできます。お問い合わせは，電話045-211-7716まで。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　10,000円（税別） ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料	100万円以下の場合	・・・ 8%（但し，最低5万円）
	100万円を超え300万円以下の場合	・・・ 5%
	300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・ 3%
	3,000万円を超える場合	・・・ 1%
算出のベース	☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	鑑定費用，測量費用，現地調査の旅費，その他の費用	

埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター

♪センター紹介♪

当センターは，平成７年１０月に開設されました。

利用できる事件の種類に制限はありませんが，ご近所トラブルなど裁判にまではしたくないという場合や，男女問題・企業と顧客間のクレーム案件など秘密を守って解決したい場合，弁護士に依頼すると当事者の持ち出しとなってしまう少額案件などにとって，特に使い勝手の良い紛争解決手段です。

経験豊富な弁護士が間に入り，時間をかけて双方の言い分を聞いたうえ，公正に判断し，話合いによる迅速で円満な解決を図ります。

申立は所定の用紙に必要事項を書き入れるだけですので代理人を付けなくても簡単にできますし，申立手数料は無料です。是非，当センターの示談あっせん・仲裁手続きをご活用下さい。

申立手数料　無料 ☐ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　5,400円 ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料　申立人と相手方の負担割合を決めて支払っていただきます。
示談あっせん成立手数料（抜粋）　（　）内は成立手数料
経済的利益の価格
20万円まで　・・・（10,800円）
21万円～30万円まで　・・・（16,200円）
31万円～50万円まで　・・・（27,000円）
51万円～70万円まで　・・・（37,800円）

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☑ その他具体的に→　経済的利益の額をベースに算出

その他必要な費用　郵券代　3,240円（申立時に申立人から徴収）

山梨県弁護士会民事紛争解決センター

♪センター紹介♪

平成14年6月に設立して以来，約20件の和解あっせん事件を取り扱っており，半数以上が解決しています。和解あっせん申立を経験された方には，専門家が解決にあたっており，多額の費用を要することなく早期に的確な解決が図れると好評です。現時点では申立件数が多くありませんので，いつでも受付を受理し，すぐに審理を開始することが可能です。多くの方の利用をお待ちしています。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
100万円以下の部分　・・・ 8%
～300万円以下の部分　・・・ 5%
～3,000万円以下の部分　・・・ 3%
～1億円以下の部分　・・・ 1%
1億円を超える部分　・・・ 0.5%

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

群馬弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

群馬弁護士会のＡＤＲセンターは，設立後，毎年１０件以上の申立てを受け，紛争解決に至った案件も多数あります。今後も市民に積極的に活用していただき，法的紛争の解決に寄与したいと考えております。こんなトラブルも解決してくれるのだろうかと不安に思われても遠慮なく申立てしていただければと思います。手数料も低く，丁寧な手続運営を心がけております。まずは，お近くの弁護士に相談され，当センターのご利用をご検討いただければと思います。

申立手数料　10,000円＋消費税 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8%＋消費税 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円＋消費税 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円＋消費税 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円＋消費税 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	

新潟県弁護士会示談あっせんセンター

♪センター紹介♪

新潟県弁護士会では，さまざまな紛争についての示談斡旋手続を行っています。
この制度は，あらゆる法律問題について，新潟県弁護士会の経験豊富な弁護士が，当事者双方の言い分を十分に聞き，公正，慎重に判断して，スピーディーかつ円満に，話合いによる紛争解決をはかる手続です。
裁判所での訴訟や調停といった法的手続をとることに躊躇してしまう方や，話合いによって早期に解決したいという方にとって有用な制度です。

申込み方法は，一度新潟県弁護士会の法律相談をお受けいただいた上で，申込みをしていただきます。
詳しくは，新潟県弁護士会（025-222-5533）までご連絡下さい。

申立手数料　12,000円(税別) ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　解決した金額を基準にして，裁判を起こして上告審まで争った場合に裁判所に支払うことこなる手数料（収入印紙代）の合計額の半額。 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

♪センター紹介♪

平成１９年３月より，紛争に悩む市民の方への新たな法的サービスとして静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターを開設いたしました。「裁判よりも手軽でスピーディー，調停よりも専門的」をモットーとして，紛争の早期かつ妥当な解決を目指しております。静岡，沼津，浜松の弁護士会各支部であっせん・仲裁をおこなっており，地域の実情に照らした適切な紛争処理が実現できるように配慮しております。広報活動も市町の相談窓口へのパンフレット送付，静岡県弁護士会のホームページでのＰＲ等を行っており，今後とも県民の皆様方に幅広く利用して頂けるよう努力して参ります。

申立手数料　10,000円（税別）

☑ 申立人のみ
☐ その他具体的に→

期日手数料

☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要
☐ その他具体的に→

成立手数料

100万円以下の場合	・・・	8%
100万円を超え200万円	・・・	5%＋3万円
200万円を超え500万円未満	・・・	3%＋7万円
500万円を超え5,000万円未満	・・・	2%＋12万円
5,000万円を超え1億円未満	・・・	1%＋62万円
1億円を超える場合	・・・	0.5%＋112万円

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

富山県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，経験豊富な弁護士があっせん人となり，申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で，話し合いにより紛争を解決することを目指し，平成20年4月1日から業務を開始しております。
金銭トラブル，借地借家，交通事故，家族間の紛争，消費者被害，医療事故，犯罪被害弁償，賃金不払いなど，身の回りに起こった民事上のトラブルについて，裁判や調停はしたくない，話し合いで解決したいときに利用してください。
申立ては，紛争の要点などを記載した申立書を提出する必要があります。書き方がわからない場合は，弁護士による法律相談を受けられる方がよろしいでしょう。
あっせん人は，申立人や相手方からていねいに事情を聞き，紛争の要点を把握した上で，紛争の解決に向けて話し合いをリードし，3回程度の期日で解決を図るよう努めます。
下に記したように費用はかかりますが，弁護士に依頼し，裁判で解決する場合に比べると低廉になっております。
当センターは，「親切」，「円満」，「早期」をモットーにトラブルの解決を目指しています。民事トラブルを抱えた人には身近な解決方法としてご活用頂けるものと思います。

申立手数料　10,000円（税別）

☑ 申立人のみ
☐ その他具体的に→

期日手数料

☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要
☑ その他具体的に→　当面の間，期日手数料無料

成立手数料

100万円以下	・・・	8万円
100万円超，300万円以下	・・・	5%＋3万円
300万円超，3,000万円以下	・・・	3%＋9万円
3,000万円超，3億円以下	・・・	2%＋39万円
3億円超	・・・	1%＋339万円

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

愛知県弁護士会紛争解決センター＆
愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター

♪センター紹介♪

ちょっとした法律上のトラブルがあり，裁判をするまでもないが当事者間では話がまとまらない，そんなときに最適な制度です。

ベテラン弁護士の中から選ばれたあっせん・仲裁人が双方からよく事情を聞き，話し合いによる解決を目指します。あっせん・仲裁人は，適宜，解決を目指して，解決の方向性を提案するなどしている（和解のあっせん）ほか，当事者双方があっせん・仲裁人の判断に解決を委ねることを了承すれば，あっせん・仲裁人が解決策（仲裁判断）を提示します。

原則として事件の金額・種類は問いません。愛知県弁護士会では，平成９年４月から裁判外紛争解決機関としてスタートさせ，平成２０年６月にはＡＤＲ法に基づく法務大臣の認証を取得しました。平成２７年度は応諾率(話し合いのテーブルについた割合）７３．８％，終了事件の解決率３７．６％（応諾事件解決率５８．３％）です。

なお，平成２５年度は，医療ＡＤＲの充実を図るため，専門委員を増員を行い，医師４５名・歯科医師５名，計５０名（２４診療科）まで拡充しました。

申立手数料　10,000円（別途消費税） ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ 特別な事情がある場合は申立手数料を減免することができる。	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円までの場合 ・・・ 8%×0.8 100万円を超え200万円までの場合 ・・・ （5%＋3万円）×0.8 200万円を超え500万円までの場合 ・・・ （3%＋7万円）×0.8 500万円を超え5,000万円までの場合 ・・・ （2%＋12万円）×0.8 5,000万円を超え1億円までの場合 ・・・ （1%＋62万円）×0.8 1億円を超える場合 ・・・ （0.5%＋112万円）×0.8 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☑ その他具体的に→ 申立人と相手方で按分して支払うが，その負担割合は，あっせん・仲裁人が決定する。また，特別の事情があるときは減額又は免除されることもある。	
その他必要な費用	

岐阜県弁護士会示談斡旋センター

♪センター紹介♪

民事上のトラブルについて，弁護士が当事者双方の間に入って，解決のためのサポートを行います。訴訟や調停とは違い，担当弁護士が，形式にとらわれない柔軟な対応での問題解決を目指します。

申立手数料　10,000円（別途消費税） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　双方から5,000円（税別）（第1回期日は無料） ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8%＋消費税 100万円を超え200万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円＋消費税 200万円を超え500万円以下の場合 ・・・ 3%＋7万円＋消費税 500万円を超え5,000万円以下の場合 ・・・ 2%＋12万円＋消費税 5,000万円を超え1億円以下の場合 ・・・ 1%＋62万円＋消費税 1億円を超える場合 ・・・ 0.5%＋112万円＋消費税 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用	・現場検証等のために必要とされる旅費交通費等の実費 ・郵送費→相手方の数×１，０００円を申立時予納 ※不足分は追納，残額は返還（返還にかかる費用は申立人負担）

金沢弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

裁判によらずに当事者間の紛争を解決するために平成23年4月1日に開設された紛争処理機関です。弁護士が「あっせん人」となって，公正・中立の立場で当事者から事情をお聞きし，当事者双方の合意（和解）による解決を目指します。

申立手数料　20,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料

100万円以下の場合	・・・ 8%＋消費税
100万円を超え200万円以下の場合	・・・ 5%＋3万円＋消費税
200万円を超え500万円以下の場合	・・・ 3%＋7万円＋消費税
500万円を超え5000万円以下の場合	・・・ 2%+12万円＋消費税
5000万円を超え１億円以下の場合	・・・ 1%+62万円＋消費税
１億円を超える場合	・・・ 0.5%+112万円額＋消費税

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用　通訳料，鑑定・出張料

公益社団法人民間総合調停センター

♪センター紹介♪

当センターは，裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関になることを目指し，各種専門家団体，経済団体，消費者団体，自治体等が参加して設立した公益社団法人です。このような多種多様な参加団体が一緒にADR機関を設立したのは，全国で初めてで，ADR法促進法に基づく法務大臣の認証も受けています。

司法関係者にとどまらず，紛争の内容に応じ，それぞれの専門分野の方々が和解あっせん人，仲裁人として関与することにより，公正，迅速，低費用で解決を得られることを目指して，「和解あっせん手続」と「仲裁手続」の二つの手続を実施していますので，是非ご利用ください。

なお，当センターでは，専門士業等による「申立補助制度」を実施しております。「申立補助制度」は申立てを希望する方に，専門士業等が申立書の書き方や必要書類のアドバイスをするもので，相談料は無料です。

詳細は，当センターまでお電話でお問合せください（電話番号：06-6364-7644）。

申立手数料 ☑ 申立人のみ　【一般事案】1件につき，10,000円 ☐ その他　【国際的な子の監護に関する和解あっせん手続・ハーグ条約に関する事案】1件につき，合計30,000円 ①申立時に10,000円 ②相手方の応諾意思を確認できた後，残金20,000円	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料

【一般事案】

100万円未満	・・・ 15,000円
100万円以上200万円未満の場合	・・・ 20,000円
200万円以上500万円未満の場合	・・・ 30,000円
500万円以上1,000万円未満の場合	・・・ 50,000円
1,000万円以上5,000万円未満の場合	・・・ 100,000円
5,000万円以上1億円未満の場合	・・・ 300,000円
1億円以上1億5,000万円未満の場合	・・・ 500,000円

（以下，5000万円ごとに，250,000円を加算）
但し，事案により，成立手数料を30%の範囲で増減する場合があります。
【国際的な子の監護に関する和解あっせん手続・ハーグ条約に関する事案】
一律10万円
但し，事案により，成立手数料を50%の範囲で増減する場合があります。

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用
【一般事案】
鑑定又は出張する場合
鑑定費用：実費，交通費用：実費，日当等：実費
【国際的な子の監護に関する和解あっせん手続】
通訳費・翻訳費

京都弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

これまで紛争解決制度としては，裁判所による裁判や調停が唯一の方法でした。しかし，社会や人間関係が複雑化するに従い，そこに生起する紛争も複雑・多様化してきましたので，種々の紛争パターンの応じた紛争解決制度が求められるようになりました。また，簡易・迅速な紛争解決制度があれば，法律相談業務において相談事件の中で簡易・迅速な紛争解決に適する事件について，そのような制度を相談者の皆様に提示することができ，相談業務を一層充実，強化することになります。

そこで，京都弁護士会では2000年10月，民事紛争を簡易・迅速に解決する制度として「京都弁護士会仲裁センター」を発足させました。そして，2007年4月より，名称を「京都弁護士会紛争解決センター」に変更しました。

2007年11月には，ADR法の認証も取得しました。時効中断効などの法上の効果も付与されました。管轄を限定するものでなく，京都府外の方でも広く利用できますので，皆様もぜひご利用下さい。

2013年10月から，京都駅前法律相談センターでも紛争解決(ADR)が利用できるようになりました。

また，京都府北部京丹後市の丹後法律相談センターでも，紛争解決(ADR)が利用可能です

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の部分 ・・・ 8%＋消費税 100万円を超え300万円以下の部分 ・・・ 5%＋消費税 300万円を超え3000万円以下の部分 ・・・ 1%＋消費税 3000万円を超える部分 ・・・ 0.5%＋消費税 ※申立人及び相手方で折半 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　現地調査を行った場合：交通費･調査費用（発生した場合）	

兵庫県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

取扱対象事件は，和解あっせんに適する民事事件一般です。離婚，相続などの家事事件もこの中に含まれます。なお，多重債務者問題（サラ金，クレジットの債務整理など）については当面は取扱いません。

和解あっせん申立ての方式は，法律相談を経た場合，または，弁護士が代理人となって申し立てる場合に限られます。

（1）申立手数料

申立時に2万円（消費税別）を納付していただきます。ただし，兵庫県弁護士会総合法律センターの有料法律相談を受け，その担当弁護士の紹介を得て申立てをしたときは，法律相談料相当額を差し引いた額になります。

（2）成立手数料

1. 和解成立時に納付します。（原則として当事者折半。）
2. 和解契約により解決された経済的利益の額に応じて，その0.5%から8%を基準として算定します。
3. 申立人もしくは相手方が貧困であるとき，または特別な事情のあるときは，あっせん委員の意見に基づき，運営委員会が成立手数料を減免することがあります。

平成20年9月に，裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）に基づく法務大臣の認証を取得しました。

申立手数料　20,000円（税別）（ただし，申立人が本会総合法律センターの有料相談を受け，その担当弁護士の紹介を得て申立てをした場合は，法律相談料相当額を減額する） ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→ 利用について協定を結んでいる神戸銀行協会などの団体を通じて申込みがあった場合，申立ての手数料はその団体が負担する。	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の部分 ・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の部分 ・・・ 5% 300万円を超え3,000万円以下の部分 ・・・ 1% 3,000万円を超える部分 ・・・ 0.5% 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　当事者は手続手数料以外の鑑定費用，交通費その他の和解あっせんに要する実費を，あっせん委員が定める額，納付時期及び負担割合に従い，紛争解決センターに支払う。	

奈良弁護士会仲裁センター

♪センター紹介♪

奈良弁護士会所属の経験豊富な弁護士が和解あっせん人として関与し，法的紛争の適切・迅速な解決を目指します。
特に，犯罪被害に関する損害賠償額の調整，隣人とのトラブル，不貞行為やセクシャルハラスメントの損害賠償請求など，当事者同士では妥当な着地点を見出すことが困難な紛争に有効です。
なお，ご利用にあたっては弁護士の紹介状が必要になりますので，まずはお近くの法律事務所，地方公共団体の無料法律相談などで弁護士による法律相談を受けてください。

申立手数料　10,000円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合 ・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　審理のため必要な鑑定料，旅費交通費等の実費	

滋賀弁護士会和解あっせんセンター

♪センター紹介♪

滋賀弁護士会和解あっせんセンターでは，同弁護士会所属の経験豊富な弁護士があっせん人となり，和解あっせん手続を主宰して，公平・中立な立場から，紛争当事者間の話し合いを促す形で，法的紛争の適切かつ迅速な解決を図ります。手続の対象となる法的紛争は，当事者の和解による解決が可能な民事・家事紛争全般で，各種の損害賠償請求事件や，家庭内のトラブル，金銭トラブル，労使間のトラブルなど，様々な紛争を扱います。特に，迅速な解決が必要なケース，当事者間の感情的な対立が激しいケース，非公開の手続で話し合いを行いたい場合などに有効な手続です。なお，手続の利用にあたっては，弁護士からの紹介状が必要となるため（弁護士が代理人として申し立てる場合は除く），まずは弁護士会や各法律事務所などが実施している法律相談をお受けください。

申立手数料　10,800円（税込） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下 ・・・ 8%＋消費税 100万円超300万円以下 ・・・ 紛争価額の5%＋3万円＋消費税 300万円超3000万円以下 ・・・ 紛争価額の1%＋15万円＋消費税 3000万円 ・・・ 紛争価額の0.5%＋30万円＋消費税 算出のベース　☑ 紛争額　☐ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　鑑定費用・現場検証のためのあっせん人の旅費日当その他の諸費用を求める場合がある。	

広島弁護士会仲裁センター

♪センター紹介♪

弁護士が「あっせん・仲裁人」となり，申立人と相手方の言い分をよく聞いたうえで，公平・中立な立場から，妥当な解決を図れるようアドバイスしたり仲裁判断をして，できるだけ短時間でトラブルを解決します。
事案の種類は問いません。各種の事故の損害賠償，金銭トラブル，家庭内のトラブル，相続問題，従業員の解雇をめぐるトラブルなど，様々なトラブルの解決に幅広く利用できます。平成22年1月より新たに医療ADRが設置され，医療をめぐる紛争も扱うようになりました。
相手方があっせん・仲裁に応じると，３回程度の期日（期間にして３ヶ月程度）で解決するように努力します。期間が短い分，1回の期日ごとに充分な時間をかけて双方の言い分をよく聞きます。
費用は申立てに10,000円（税別），解決時に成立手数料をお支払いいただきます。
申立てには，まず弁護士による法律相談を受けていただき，そこで仲裁手続き等についてアドバイスを受けられた後，申立てをしていただくことになります。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円未満の場合　・・・ 8%（ただし，最低額は50,000円。） 100万円以上300万円未満の場合　・・・ 5%＋30,000円 300万円以上3,000万円未満の場合　・・・ 1%＋150,000円 3,000万円以上の場合　・・・ 0.5%＋300,000円 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☐ その他具体的に→	
その他必要な費用　審理のため必要な鑑定料，旅費交通費等の実費	

和歌山弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

昨今，社会における人間関係の変化や紛争の複雑化を背景として，これらに対応できる，市民にとって身近で利用しやすい紛争解決手続きが求められています。
そこで，和歌山弁護士会では，相談から解決までを見通せる制度として平成２５年４月１日に「和歌山弁護士会紛争解決センター」を設立いたしました。
「和歌山弁護士会紛争解決センター」では，経験豊かな弁護士があっせん人となり，公正な立場に立ちつつ当事者の主張に傾聴し柔軟な手続運営を行うことにより，公正・迅速かつ妥当な紛争解決を強力にサポートいたします。
取り扱う事案としては，広く和解あっせんに適する民事事件一般を対象としています。例えばお金の貸し借り，隣地とのトラブル，離婚や相続など，さまざまな法律上のトラブルの解決にご利用いただけます。
「和歌山弁護士会紛争解決センター」への申立ては，「弁護士が代理する」か，「弁護士による法律相談を経た上でその弁護士による紹介状を添付する」ことが必要になります。弁護士による法律相談については，和歌山弁護士会ホームページの「弁護士に相談したい」をご参照いただくか，和歌山弁護士会までお電話にてお問い合わせください。
申立ての方法や，申立書，紹介状の書式は，和歌山弁護士会のホームページにも掲載されておりますので，そちらもご参照ください。

【最近の動き】平成２７年６月３日に，ＡＤＲ法に基づく法務大臣の認証を取得しました。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ　☐ 申立人・相手方　☑ 不要 ☐ その他具体的に→
成立手数料　100万円以下の場合　・・・ 8% 100万円を超え300万円の場合　・・・ 5%＋30,000円 300万円を超え3,000万円の場合　・・・ 1%＋150,000円 3,000万円を超える場合　・・・ 0.5%＋300,000円 ※いずれも税別。 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☑ その他具体的に→　原則として当事者間で折半してお支払いいただきます。	
その他必要な費用　事件の審理に必要な鑑定料，旅費等が発生した場合はその実費を当事者にご負担いただきます。	

山口県弁護士会仲裁センター・行政仲裁センター山口

♪センター紹介♪

【山口県弁護士会仲裁センター】
山口県弁護士会仲裁センターでは，当会の会員の弁護士が仲裁人となって，申立人と相手方の双方の言い分をよく聞いたうえで，話合いによる問題解決（和解）を目指すものです。お金の貸し借りや借地・借家のトラブル，交通事故の損害賠償，建築をめぐるトラブル，離婚問題，遺産問題，境界，日照など，隣人間のトラブル，解雇・セクハラ問題など，さまざまな事案に幅広くご利用できます。また，事案によっては，弁護士である仲裁人のほか，医師，歯科医師，行政書士，不動産鑑定士，建築士，社会保険労務士，土地家屋調査士などの専門家が弁護士と共同して和解のあっせんや仲裁を行います。申立てには弁護士からの紹介状が必要になりますので，まずは，最寄りの法律相談センターにて弁護士とご相談ください【事前予約制：0570-064-490（←県内法律相談センター統一電話番号）。
【行政仲裁センター山口】
行政仲裁センター山口では，地方公共団体と住民などとの間で生じた紛争について，弁護士が仲裁人として関与し，話し合いによる解決を促します。山口県弁護士会との間で協定を締結している地方公共団体については，山口県弁護士会ホームページをご覧ください。

申立手数料　10,000円 ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→　行政仲裁センター山口では，自治体が負担。	期日手数料　5,000円 ☐ 申立人のみ　☑ 申立人・相手方　☐ 不要 ☑ その他具体的に→　行政仲裁センター山口では，自治体が負担（20,000円）。
成立手数料　100万円以下の場合　・・・ 8% 100万円を超え300万円以下の場合　・・・ 5%＋3万円 300万円を超え3,000万円以下の場合　・・・ 1%＋15万円 3,000万円を超える場合　・・・ 0.5%＋30万円 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☑ その他具体的に→　原則，当事者双方で折半。	
その他必要な費用　実費がかかる場合は，その利益を受ける当事者（双方の利益のために行われた場合は折半）で実費額を負担。	

岡山弁護士会　岡山仲裁センター
＆行政仲裁センター岡山＆医療仲裁センター岡山

♪センター紹介♪

『岡山仲裁センター』
　岡山仲裁センターでは，弁護士が仲裁人となって紛争解決のお手伝いをします。当事者の方が自主的に紛争を解決する能力を発揮できるようサポートするのです。そのことによって，法的に妥当なだけでなく，当事者の心情にあった解決を目指しています。また，事案によっては，建築士，税理士，不動産鑑定士，カウンセラー，土地家屋調査士，社会保険労務士，司法書士の方にも仲裁人に加わっていただくことも可能です。建築紛争や税金のからむ紛争，遺産分割において不動産の評価が問題となる事案，心情的に複雑な事情がある事案など，弁護士以外の各専門家の協力のもと，妥当な解決を目指します。
『行政仲裁センター岡山』
　行政仲裁センター岡山は，平成19年3月に設立された，行政紛争の解決にあたるためのADR（裁判外紛争処理機関）です。行政紛争について，仲裁人が自治体の地区内に赴いて，自治体・住民・仲裁人の三者が，話し合いによって，問題が解決（和解）するよう努力しています。当事者の合意があれば，仲裁判断も行います。
『医療仲裁センター岡山』
　医療仲裁センター岡山は，医療機関側と患者側との間で生じた全てのトラブル（医療トラブル）について，双方の話し合いによる真に納得のいく解決をはかるため，平成21年9月に設立されたADR機関です。事案によっては，中立の立場の医師も弁護士と共に仲裁人として和解あっせんに加わります。また，医学上の専門的知見が必要な場合，複数の専門医（医療専門員）から意見を述べてもらうこともあります。

申立手数料　10,000円（税別） ☑ 申立人のみ ☑ その他具体的に→　行政仲裁センター岡山は，自治体負担。医療仲裁センター岡山では，患者側が医療機関側を通じて申し立てた場合，医療機関側負担。	期日手数料　5,000円（税別）（行政仲裁センター岡山・医療仲裁センター岡山は10,000円（税別）） ☐ 申立人のみ　☑ 申立人・相手方　☐ 不要 ☑ その他具体的に→　行政仲裁センター岡山は，自治体負担。医療仲裁センター岡山では，患者側が医療機関側を通じて申し立てた場合，医療機関側負担。
成立手数料　100万円以下の場合　・・・ 8%＋消費税 100万円を超え300万円以下の場合　・・・ 5%＋3万円＋消費税 300万円を超え3,000万円以下の場合　・・・ 1%＋15万円＋消費税 3,000万円を超える場合　・・・ 0.5%＋30万円＋消費税 算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額 ☑ その他具体的に→　原則として，当事者双方折半。	
その他必要な費用　弁護士法23条2項の取り寄せ料1件　3,500円等	

石見法律相談センター

♪センター紹介♪

石見法律相談センターのあっせん・仲裁事業については，平成23年度をもって無期限で業務停止中。

申立手数料　10,000円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料　5,000円 ☐ 申立人のみ ☑ 申立人・相手方 ☐ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
- 100万円以下の場合 ・・・ 8%
- 100万円を超え300万円以下の場合 ・・・ 5%＋3万円
- 300万円を超え3,000万円以下の場合 ・・・ 1%＋15万円
- 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円

算出のベース　☑ 紛争額　☐ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用

愛媛弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

四国で初めての弁護士会ADRとして，平成18年8月7日に開設されました。短期間に，合理的な費用で，公正でお互いが満足できるような解決を支援することをモットーとしています。

当センターでは，当会所属弁護士の約4割が調停人候補者として名簿登録しており，経験豊かな弁護士が，当事者自らがトラブルを解決しようとする力を手助けし，柔軟な解決を手助けいたします。

また，平成22年3月からは，複数人の医療問題に詳しい弁護士を調停人とした医療ADRも開始いたしました。

原則として，申立てには弁護士による法律相談を経て，紹介状が必要となりますが，金融機関等との紛争に関しては，不要となります。

申立手数料　21,600円 ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	期日手数料 ☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料
- 100万円までの場合 ・・・ 8%（但し，5万円を下限とする。）
- 100万円を超え300万円までの場合 ・・・ 5%＋3万円
- 300万円を超え3,000万円までの場合 ・・・ 1%＋15万円
- 3,000万円を超える場合 ・・・ 0.5%＋30万円

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額
☐ その他具体的に→

その他必要な費用　調停手続に，別途，実費として費用がかかる場合があります。
速記，通訳，鑑定，翻訳等の費用，弁護士会照会制度を利用した利用料，調停人，専門委員がセンター外に出張した時の旅費，宿泊費等の実費

福岡県弁護士会紛争解決センター＆
北九州法律相談センター＆久留米法律相談センター

♪センター紹介♪

福岡県弁護士会紛争解決センターでは，お金の貸し借りや各種事故の損害賠償請求，家庭内のもめごとやご近所とのいざこざ，相続問題，従業員の解雇をめぐるトラブル，不動産の明渡請求，欠陥住宅問題や医療事故問題等，あらゆる紛争を迅速に解決することを目標にしています。

当センターに対し紛争解決の申立をしていただくためには，弁護士による法律相談の後，申立書をご提出いただく必要がありますが，申立書は，福岡県弁護士会が県内各地に設置している法律相談センターなどに備えつけてあり，誰でも簡単に記入することができるようになっています。申立書の受付など事務取扱は，現在，天神弁護士センター（092-741-3208番），北九州法律相談センター（093-561-0360番），久留米法律相談センター（0942-30-0144番）の３カ所で行っています。仲裁人はすべて弁護士で，福岡県弁護士会に所属するベテラン弁護士を中心に構成されています。

平成21年10月からスタートした医療ＡＤＲでは，患者側の事情に通じた仲裁人１名，医療機関側の事情に通じた仲裁人１名を加え，原則合計３名で対応することにしています。

また平成23年3月29日付で法務大臣からの認証を受けたことに伴い，一定の条件の下での時効中断効や調停前置主義が原則とされる訴訟（賃料増減額請求訴訟，離婚等の人事訴訟）において，調停を経ることなく訴訟を提起できるという効果が付与されました。

さらに当会と協定書を締結している金融機関を相手とする紛争については，金融機関があっせん・仲裁人の提示する特別調停案を受諾する義務を負担することを主な特色とする金融ADRの運用も開始しております。

弁護士以外の専門家の助言を要する場合は，そのような専門家の協力を得ることもできます。当センターは，早くそして適正に紛争を解決したいという市民の皆様のご希望に添いたいと心から考えています。どうぞお気軽にご相談ください。

申立手数料	10,800円（ただし，申込者の資力によっては，猶予・減額・免除の規定あり。また仲裁期日が一度も開催されず終了したときは半額を申立人に返金する）	期日手数料	
☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→		☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→	
成立手数料	100万円以下の場合 100万円を超え300万円以下の場合 300万円を超え3,000万円以下の場合 3,000万円を超える場合	・・・ 8% ・・・ 5%＋3万円 ・・・ 1%＋15万円 ・・・ 0.5%＋30万円	
算出のベース	☐ 紛争額 ☑ その他具体的に→	☑ 解決額 仲裁人弁護士の判断で30%の範囲で増減することができる。原則として申込者と相手方とで折半。ただし，申立人，相手方の資力によっては免除の規定あり。	
その他必要な費用	仲裁人弁護士の請求により，当事者は仲裁手続に要した速記，通訳，鑑定，出張費用等の実費を負担していただく場合あり。		

熊本県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，平成21年8月20日から活動を開始しました。

当センターは，当会の会員の弁護士があっせん人となって，公正中立の立場で当事者双方から言い分を聞き，話合いにより紛争の解決を目指すものです。期日は3回程度で終了することを目指しています。和解的仲裁制度の導入により，当事者の合意に強制執行力を与えることもできるようになりました。申立をご希望の方は，まず，当会の弁護士又は熊本県法律相談センターでの法律相談をお受け下さい。

申立手数料	10,800円(消費税込)	期日手数料	
☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→		☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→	
成立手数料	100万円以下の場合 100万円を超え，300万円以下の場合 300万円を超え，3,000万円以下の場合 3,000万円を超える場合 ※別途消費税が加算されます。	・・・ 8% ・・・ 5%＋3万円 ・・・ 1%＋15万円 ・・・ 0.5%＋30万円	
算出のベース	☐ 紛争額 ☑ その他具体的に→	☑ 解決額 但し，成立手数料は，原則として当事者の折半であるが，その負担割合は事案の内容，背景，当事者の事情及びあっせんの経緯その他の事情を考慮して決定することもできる。	
その他必要な費用	鑑定費用，交通費，その他の和解あっせんに要する実費		

鹿児島県弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

当センターは，平成19年10月1日から業務を開始しました。市民の身の回りに起こったトラブルについて何とか解決したい，裁判まではしたくないけれど専門家に入ってもらって解決したいといった市民の要望に応えるため当センターは設立されました。経験を積んだ弁護士が調停人となり当事者双方の言い分をよく聞いた上で，和解による円満な解決をはかります。事案によっては建築士，施工業者，税理士等の専門家も協力します。

審理期日は3回程度で，3ヶ月以内の解決を目指します。申立をご希望される方は，まず弁護士による法律相談をお受け下さい。

なお，人身事故を中心とした交通事故に関しては，当センターとは別の組織として，日弁連交通事故相談センター鹿児島県支部があります。経験を積んだ弁護士が相談・示談あっせん等を行っています（交通事故相談センターは原則，無料です）。

申立手数料	期日手数料
21,600円（税込） ☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料　原則として下記のとおり解決額に応じて算出されます。

100万円までの場合	・・・ 8%〔5万円が下限〕
100万円を超え300万円までの場合	・・・ 3万円＋5%
300万円を超え3,000万円までの場合	・・・ 15万円＋1%
3,000万円を超える場合	・・・ 30万円＋0.5%

※原則として当事者で折半する。

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額　☐ その他具体的に→

その他必要な費用

沖縄弁護士会紛争解決センター

♪センター紹介♪

沖縄弁護士会紛争解決センターは平成23年12月に運用を開始しました。15年程度以上の豊富な経験を有する弁護士があっせん委員となって，申立人・相手方の両当事者から話しを十分にうかがい，紛争解決に向けたお手伝いを行います。申立を受け付けると，速やかに相手方に対して，あっせんに参加するよう積極的に働きかけを行い，ご希望があれば，夜間，休日に期日を設定するなど，利用者の皆さんが使いやすいような運用を心がけています。

なお，当センターに申立てを行う際には，弁護士が代理人となるか，弁護士による法律相談を受けて頂き，紹介状を書いてもらう必要があります。これは，裁判による解決が相応しい事案か，話し合いによる解決が相応しい事案かを検討するためのものです。当センターの利用をお考えの場合は法律相談の際にお気軽にお尋ねください。

申立手数料	期日手数料
☑ 申立人のみ ☐ その他具体的に→	☐ 申立人のみ ☐ 申立人・相手方 ☑ 不要 ☐ その他具体的に→

成立手数料

100万円以下の場合	・・・ 8%
100万円を超え300万円以下の場合	・・・ 5%＋3万円
300万円を超え3,000万円以下の場合	・・・ 1%＋15万円
3,000万円を超える場合	・・・ 0.5%＋30万円

※別途消費税が加算されます。
※事案の内容により増減する場合があります。

算出のベース　☐ 紛争額　☑ 解決額　☐ その他具体的に→

その他必要な費用

センターの住所・電話番号一覧

◇札幌弁護士会紛争解決センター(H17.10.25)

住所　〒060-0001　札幌市中央区北１条西 10 丁目　札幌弁護士会館２階
TEL　011-251-7730
URL　http://www.satsuben.or.jp/
アクセス　地下鉄東西線「西 11 丁目」駅より徒歩２分　４番出口より北へ 200m
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇仙台弁護士会紛争解決支援センター(H18.4.3)

住所　〒980-0811　仙台市青葉区一番町 2-9-18　仙台弁護士会館内
TEL　022-223-1005　FAX　022-726-2545
URL　http://www.senben.org/
アクセス　JR「仙台」駅より徒歩 10 分
受付時間　月～金曜日　10:00～15:00（祝日を除く）

◇山形県弁護士会示談あっせんセンター(H19.1.18)

住所　〒990-0042　山形市七日町 2-7-10　NANA BEANS８階
TEL　023-635-3648
URL　http://www.yamaben.or.jp/
アクセス　山形交通「山形市役所前」バス停下車２分
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）

◇福島県弁護士会示談あっせんセンター(H20.1.21)

住所　〒960-8115　福島市山下町 4-24
TEL　024-534-2334　FAX　024-536-7613
アクセス　福島交通市内循環バス「文化センター入口」バス停下車３分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇東京弁護士会紛争解決センター(H6.6.17)

住所　〒100-0013　千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館６階
TEL　03-3581-0031　FAX　03-3581-0865
URL　http://www.toben.or.jp/
アクセス　東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩１分　B1-b 出口直結
受付時間　月～金曜日　9:30～15:00（祝日を除く）

◇第一東京弁護士会仲裁センター(H7.4.14)

住所　〒100-0013　千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館 11 階
TEL　03-3595-8588
URL　http://www.ichiben.or.jp/
アクセス　東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩１分　B1-b 出口直結
受付時間　月～金　10:00～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇第二東京弁護士会仲裁センター(H2.1.18)

住所　〒100-0013　千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館 9 階
TEL　03-3581-2249
URL　http://www.niben.jp/
アクセス　東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅より徒歩 1 分　B1-b 出口直結
東京メトロ千代田線「霞ヶ関」駅 C1 出口より徒歩約 3 分
東京メトロ有楽町線「桜田門」駅 5 番出口より徒歩約 5 分
受付時間　月～金曜日　9:30～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇神奈川県弁護士会紛争解決センター(H7.3.1)

住所　〒231-0021　横浜市中区日本大通 9
TEL　045-211-7716
URL　http://www.kanaben.or.jp/
アクセス　JR「関内」駅南口，市営地下鉄「関内」駅 1 番出口より徒歩 10 分
みなとみらい線「日本大通り」駅 1 番出口より徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～17:00（土日祝日を除く）

◇埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(H7.10.1)

住所　〒336-0063　埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-2-1　浦和高砂パークハウス 1 階
TEL　048-710-5666　FAX　048-837-2898
URL　http://www.saiben.or.jp/
アクセス　JR「浦和」駅西口より徒歩 14 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇山梨県弁護士会民事紛争解決センター(H14.6.1)

住所　〒400-0032　甲府市中央 1-8-7　弁護士会館内
TEL　055-235-7202　FAX　055-235-7204
URL　http://www.yama-ben.jp/
アクセス　JR「甲府」駅南口より徒歩 15 分
受付時間　月～金曜日　9:30～17:00（祝日を除く）

◇新潟県弁護士会示談あっせんセンター(H5.7.1)

住所　〒951-8126　新潟市中央区学校町通一番町 1 番地
電話　025-222-5533　FAX　025-223-2269
URL　http://www.niigata-bengo.or.jp/
アクセス　バス「市役所前」停留所より徒歩 4 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（土日祝日を除く）

◇群馬弁護士会紛争解決センター(H24.8.31)

住所　〒371-0026　前橋市大手町三丁目 6 番 6 号
TEL　027-234-9321　FAX　027-234-7425
URL　http://www.gunben.or.jp/index.html
アクセス　群馬県庁より徒歩 10 分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(H19.3.12)

住所　〒420-0853　静岡市葵区追手町 10-80　静岡地方裁判所本庁構内静岡県法律会館内
TEL　054-252-0008　FAX　054-252-7522
URL　http://www.s-bengoshikai.com/
アクセス　JR「静岡」駅から徒歩 20 分
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～16:30（祝日を除く）

◇富山県弁護士会紛争解決センター(H20.4.1)

住所　〒930-0076　富山市長柄町 3-4-1
TEL　076-421-4811
URL　http://www.tomiben.jp/adr/adr-index.html
アクセス　富山駅より車で約 10 分　富山地方裁判所の通りにあります。
受付時間　月～金曜日　午前 10 時～午後 4 時（祝日を除く）

◇愛知県弁護士会紛争解決センター(H9.4)

住所　〒460-0001　名古屋市中区三の丸 1-4-2　愛知県弁護士会館 2 階
TEL　052-203-1777　FAX　052-203-0714
URL　http://www.aiben.jp/
アクセス　地下鉄名城線「市役所」下車　西へ徒歩 10 分
地下鉄鶴舞線・桜通線「丸の内」下車　北へ徒歩 10 分
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）

◇愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター

住所　〒444-0804　岡崎市明大寺町字道城ヶ入３４番地１０
TEL　0564-54-9449
URL　http://www.aiben.jp/
アクセス　名鉄バス「岡崎警察署前」停留所より徒歩 3 分
受付時間　月～金曜日　10:00～16:00（祝日を除く）

◇岐阜県弁護士会示談斡旋センター(H10.3.19)

住所　〒500-8811　岐阜市端詰町 22
TEL　058-265-0020　FAX　058-265-4100
URL　http://www.gifuben.org/
アクセス　JR「岐阜」駅より徒歩 25 分。市営バス「市民会館裁判所前」下車徒歩 3 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇金沢弁護士会紛争解決センター(H23.4.1)

住所　〒920-0912　金沢市大手町 15-15-3F
TEL　076-221-0242
アクセス　JR「金沢」駅東口 3 番乗り場 橋場町・兼六園下経由バス「尾張町」下車徒歩 3 分
受付時間　月～金曜日　8:30～17:00（祝日を除く）

◇公益社団法人民間総合調停センター(H21.3.2)

住所　〒530-0047　大阪市北区西天満 1-12-5　大阪弁護士会館 1 階
TEL　06-6364-7644

URL　http://www.soufun.or.jp/
アクセス　京阪中之島線「なにわ橋駅」下車　出口(1)から徒歩約 5 分
地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車　1 番出口から徒歩約 10 分
地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車　26 号階段から徒歩約 7 分
JR 東西線「北新地駅」下車　徒歩約 15 分
受付時間　月～金：9:00～12:00　13:00～17:00（祝日を除く）

◇京都弁護士会紛争解決センター(H12.10.1)
住所　〒604-0971　京都市中京区富小路通丸太町下ル　京都弁護士会館
TEL　075-231-2383　FAX　075-231-2373
URL　http://kyoto-adr.jp/
アクセス　地下鉄「丸太町」駅より東へ徒歩 10 分
京阪「丸太町」駅より西へ徒歩 10 分
受付時間　月～金曜日　9:30～12:00，13:00～16:30（祝日を除く）

◇兵庫県弁護士会紛争解決センター(H13.1.19)
住所　〒650-0044　神戸市中央区東川崎町 1-1-3　神戸クリスタルタワー13 階
TEL　078-341-8227　FAX　078-341-1779
URL　http://www.hyogoben.or.jp/
アクセス　JR「神戸」駅より徒歩 3 分
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇奈良弁護士会仲裁センター(H14.6.3)
住所　〒630-8237　奈良市中筋町 22-1
TEL　0742-22-2035
URL　http://www.naben.or.jp/
アクセス　近鉄「奈良」駅より徒歩 5 分
受付時間　月～金曜日　9:30～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇滋賀弁護士会和解あっせんセンター(H23.7.1)
住所　〒520-0051　大津市梅林 1-3-3
TEL　077-522-3238
URL　http://www.shigaben.or.jp/SettlementMediationC.html
アクセス　JR 大津駅より徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇和歌山弁護士会紛争解決センター(H25.4.1)
住所　〒640-8144　和歌山市四番丁 5
TEL　073-422-4580
URL　http://www.wakaben.or.jp/intro/resolution.html
アクセス　和歌山バス乗車「公園前」バス停下車徒歩 5 分（JR 和歌山駅からは②番・③番乗り場，南海和歌山市駅からは⑧番・⑩番乗り場）
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇広島弁護士会仲裁センター(H6.6.17)

住所　　〒730-0012　広島市中区上八丁堀 2-73　広島弁護士会館
TEL　　082-228-0230　　FAX　　082-228-0418
URL　　http://www.hiroben.or.jp/
アクセス　路線バス「バスセンター」停留所終点より徒歩 12 分
受付時間　月～金：10：00～16：00（祝日を除く）

◇山口県弁護士会仲裁センター・行政仲裁センター山口(H23.12.1)
住所　　〒753-0045　山口市黄金町 2－15
TEL　　083-922-0087　　FAX　　083-928-2220
URL　　http://www.yamaguchikenben.or.jp/extra/topic06.html
アクセス　JR「山口」駅より徒歩 5 分
受付時間　月～金曜日　10:00～17:00（祝日を除く）

◇岡山弁護士会岡山仲裁センター(H9.3.1)，行政仲裁センター岡山(H19.3.1)，医療仲裁センター岡山(H21.9.1)
住所　　〒700-0807　岡山市北区南方 1-8-29
TEL　　086-223-4401
URL　　http://okaben.or.jp/
アクセス　JR「岡山」駅から路線バス「番町口」下車徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇石見法律相談センター(H12.10.1)
住所　　〒697-0026　浜田市田町 116-12　浜田市田町分室内
TEL　　0855-22-4514　　FAX　　0855-22-4814
URL　　http://www.shimaben.com/
アクセス　JR「浜田」駅より徒歩 12 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇愛媛弁護士会紛争解決センター(H18.8.7)
住所　　〒790-0003　松山市三番町 4-8-8
TEL　　089-941-6279　　FAX　　089-941-4110
URL　　http://www.ehime-ben.or.jp/
アクセス　伊予鉄道「松山市」駅より　徒歩 8 分
受付時間　月～金曜日　10:00～12:00，13:00～16:00（祝日を除く）

◇福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター）(H14.12.20)
住所　　〒810-0004　福岡市中央区渡辺通 5-14-12　南天神ビル 2 階
TEL　　092-741-3208
URL　　http://www.fben.jp/
アクセス　地下鉄「天神」駅より徒歩 9 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇福岡県弁護士会紛争解決センター（北九州法律相談センター）(H14.12.20)
住所　　〒803-0816　北九州市小倉北区金田 1-4-2　福岡県弁護士会北九州部会内
TEL　　093-561-0360

アクセス　JR 鹿児島本線「小倉」駅よりバス 15 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇福岡県弁護士会紛争解決センター（久留米法律相談センター）（H18.7.3）
住所　　〒830-0021　久留米市篠山町 11-5　筑後弁護士会館内
TEL　　0942-30-0144
アクセス　西鉄「久留米」駅よりバス 5 分，バス停「久留米市役所前」下車　徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇熊本県弁護士会紛争解決センター(H21.8.20)
住所　　〒860-0078　熊本市京町 1-13-11
TEL　　096-325-0913
アクセス　バス停「裁判所前」下車　徒歩 1 分
受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（祝日を除く）

◇鹿児島県弁護士会紛争解決センター（H19.10.1）
住所　　〒892-0815　鹿児島市易居町 2-3
TEL　　099-226-3765　　FAX　　099-223-7315
URL　　http://www.kben.jp/
アクセス　市電「水族館口」もしくは「市役所前」電停より徒歩 3 分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

◇沖縄弁護士会紛争解決センター（H23.12.7）
住所　　〒900-0014　那覇市松尾 2-2-26-6
TEL　　098-865-3737　　FAX　　098-865-3636
URL　　http://www.okiben.org/
アクセス　バス　市外線「松尾」より徒歩 5 分，市内線「松尾 2 丁目」より徒歩 10 分
　　ゆいれーる　「県庁前駅」より徒歩 12 分
受付時間　月～金曜日　9:00～12:00，13:00～17:00（祝日を除く）

「仲裁 ADR 統計年報（全国版）」2015 年度（平成 27 年度）版

発行日　2016 年 9 月 16 日
編集・発行　日本弁護士連合会　ADR（裁判外紛争解決機関）センター

事務局　〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 3 号弁護士会館 15 階
日本弁護士連合会 業務部業務第一課
TEL 03-3580-9841（代）